

平成 27 年度
伝統的生活文化実態調査事業報告書

平成 28 年 3 月

文化庁文化財部

目次

序章. はじめに	1
(1) 背景と目的	1
(2) 調査の流れ	1
(3) 調査の内容	2
第1章. 茶道、華道団体実態調査の実施	3
1-1. 横断的な組織への意向把握	3
1-2. 茶道、華道の団体への調査	4
(1) アンケート調査	4
(2) ヒアリング調査	47
1-3. 茶道、華道の団体の実態のまとめ	48
第2章. 茶道、華道の評価状況調査	50
2-1. 専門誌等のリスト化	50
2-2. 既往の研究等のリスト化	54
2-3. 斯界における評価状況の整理、分析	56
第3章. 地方自治体における生活文化に係る指定状況等の事例調査	57
3-1. 地方自治体における生活文化の指定、選択等の状況に関する調査（アンケート調査）	57
(1) アンケート概要	57
(2) アンケート結果	62
3-2. 茶道、華道の指定文化財に関する詳細調査（ヒアリング調査）	69
3-3. 地方自治体における生活文化に係る指定状況等のまとめ	70
(1) 指定状況	70
(2) 活用状況	71
第4章. 有識者会議の開催	74
4-1. 有識者会議の概要	74
4-2. 有識者会議の結果	75
第5章. まとめ	76
5-1. 伝統的生活文化の実態のまとめ	76
5-2. 伝統的生活文化の保護、活用のあり方について	78

序章. はじめに

(1) 背景と目的

平成 25 年 12 月、「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ世界無形文化遺産に登録されたことを契機として、我が国民の生活の特色を表す食文化、茶道等の「伝統的な生活文化（※）」の振興に関する要望が寄せられている。しかしながら、現行の文化財保護体系では、これら伝統的生活文化を適切に対応することができないことから、伝統的生活文化を文化財保護他愛性における位置づけを検討し、制度改正等の必要性等を検討するための基礎調査として、平成 27 年度は主に華道・茶道、平成 28 年度以降は香道・郷土料理を主な対象とし、伝統的生活文化の実態把握調査を行う。

（※）伝統的な生活文化とは、概ね次のものとする。

茶道、華道、香道、和装、礼法、遊戯（囲碁、将棋、カルタなど）、文芸（和歌、俳句など）、書道、武道、料理、学問など

(2) 調査の流れ

業務項目	実施期間	平成 27 年 12 月 21 日～平成 28 年 3 月 31 日			
		12 月	1 月	2 月	3 月
(1) 実態調査の 実施	1) 斯界の団体に関する調査		→	→	→
	2) 評価状況の調査		→	→	→
	3) 地方自治体における茶道、華道等の生活文化に係る指定文化財の事例調査		→	→	→
(2) 研究会の開催					★
(3) 調査の取りまとめ					→

(3) 調査の内容

○実態調査の実施

① 斯界の団体の実態に関する調査

茶道、華道の団体の実態を把握するために、全国規模で活動している大規模な流派、並びに特定の地域で活動する小規模な流派を、華道 350 流派、茶道 100 流派程度抽出し、会員数や保護措置の必要性等に関してアンケート調査を実施した。

アンケート調査に加え、詳細把握が必要と判断された流派に対しては、現地での聞き取り調査を実施した。さらには、斯界の横断的な組織となる協会等団体の有無を確認し、これら団体の効用や団体継続上の課題、将来の希望をアンケート調査で把握した。また、東京オリンピック・パラリンピックや、クールジャパン戦略を踏まえ、斯界の団体の国内の活動実態のみならず、海外展開や多言語等の対応についても把握した。

② 評価状況の調査

①の調査を踏まえ、外部有識者へのヒアリング、並びに斯界の専門誌や研究論文等を通じて、斯界における評価の状況について調査を行った。

③ 地方自治体における茶道、華道等のいわゆる生活文化に係る指定文化財の事例調査

都道府県及び市町村の文化財保護条例において無形文化財又は無形の民俗文化財等に指定、選定されているもののうち、華道、茶道、香道を含み「生活文化」と思われるものを、1765 箇所の地方自治体や関係機関などへのアンケート調査を通じて把握、リスト化を行った。

さらに、上記リストのうち、茶道、華道に該当する事例については、指定等の文化財類型、指定等の理由、個人/団体の指定等について詳細調査を行った。

○研究会の開催

茶道、華道に関する研究者等を委員とした有識者会議を開催し、アンケート調査項目、現地調査の対象選定、並びに調査結果を踏まえた茶道、華道の全体的な傾向、課題、文化財保護と活用面での課題等について検討した。

○調査のとりまとめ

アンケート、ヒアリング、机上調査を踏まえ、茶道・華道を中心とする伝統的生活文化の実態についてとりまとめ、報告書を作成した。

第1章. 茶道、華道団体実態調査の実施

1-1. 横断的な組織への意向把握

茶道・華道の担い手となる団体の実態を把握するにあたって、華道の流派を横断し、斯界を代表する組織である団体と、茶道については該当する組織がなかったため、茶道の各流派を網羅的に記載する専門誌を出版する出版社へのヒアリングを行った。

◆横断的組織へのヒアリングより得られた知見

・現状における課題

茶道・華道人口の減少により、流派の継承が困難となっている。より茶道・華道を身近に感じていただけるよう、外部への積極的な周知が必要であると考えます。

作法等の継承のため、映像や文献等を保存することが求められる。

・行政に求めること

海外では、茶道・華道等が素晴らしい文化として既に認識されており、国内ではまだ大きな動きが見られないため、今後を期待したい。

近年、家元の高齢化等により消滅する流派が多数あることから、国や地方自治体において流派の指定や支援等が望まれている。

以上

1-2. 茶道、華道の団体への調査

(1) アンケート調査

① アンケート実施概要

調査期間：平成 28 年 2 月 8 日～2 月 29 日

調査方法：郵送による

調査対象：流派の家元や関係団体 445 か所（茶道 94 か所、華道 336 か所、複合団体 14 か所）

回収数：162 か所（回収率：36.4%）

内訳）

茶 道 41 か所（回収率：43.6%）

華 道 114 か所（回収率：33.8%）

複合団体 7 か所（回収率：50.0%）

送付先：次ページの表の通り

・ 茶道（家元）

No.	流派名	No.	流派名	No.	流派名
1001	表千家	1033	都千家 明和会	1064	御家流
1002	裏千家	1034	都千家 如水会	1065	宗和流 東京
1003	武者小路千家	1035	不白石塚流	1066	宗和流 金沢
1004	藪内流	1036	茶道雅流	1067	宗和流 高山
1005	遠州流 遠州茶道宗家	1037	日本茶道塾	1068	御所流
1006	小堀遠州流	1038	東千家流	1069	有楽流宗家 織田家
1007	玉川遠州流	1039	上田宗箇流	1070	有楽流宗家 有楽会
1008	林義牧派遠州流茶道	1040	茶道 石州流宗家	1071	正傳有楽
1009	茶道宗偏流	1041	石州流茶道宗家	1072	式正織部流
1010	宗偏流時習軒	1042	古石州流	1073	織部流
1011	宗偏流四方庵	1043	石州流 伊佐派	1074	扶桑織部流
1012	宗偏流正伝庵	1044	茶道石州流	1076	細川三斎流
1013	松尾流	1045	石州 怡溪流	1077	志野流 蜂谷家
1014	大日本茶道学会	1046	石州流 不昧派	1078	志野流 松風会
1015	日本茶道院	1047	石州流 不昧派	1079	茶道珠光流
1016	表千家 久田家	1048	不昧流	1080	武野紹鷗流
1017	表千家 堀内家	1049	不昧流 風声会	1081	瑞穂流
1018	表千家 吉田家	1050	石州清水流	1082	壺月遠州流禅茶道宗家
1019	久田流	1051	仙台藩茶道石州流 清水派	1083	茶道 南坊流
1020	久田流 有栖川系茶道	1052	石州流 水戸何陋会	1084	小笠原家 茶道古流
1021	茶道 尾州久田流	1053	石州清水流 嘉順派	1085	茶道 古市古流
1022	久田流	1054	土佐石州流 清水派	1086	小笠原流茶道 静泰古流
1023	庸軒流 藤村正員派	1055	石州流 讃岐清水派	1088	細川御流
1024	庸軒流 宗積諦観派	1056	石州流 野村派	1089	南方流
1026	庸軒流 近藤柳可派	1057	石州流 越後野村派	1090	山荘流
1027	速水流	1058	石州流 野村休盛派	1091	宗旦古流
1028	江戸千家 蓮華庵・川上家	1059	石州流 林泉寺派	1092	表千家不白流わかば会
1029	江戸千家 名心庵・川上家	1060	石州流 宗猿系	1093	織部鶴杏会
1030	江戸千家 渭白流	1061	石州流 大口派	1094	東海流
1031	表千家 不白流	1062	大口樵翁流	1095	茶道湖月流
1032	表千家 不白流宗家	1063	鎮信流	1096	圭鳳流

いた。

※アンケート No.1025、No.1075、No.1087 は宛先不明でアンケートを送付できなかったため記載していない。

・ 茶道（団体）

No.	団体名
3001	全日本石州流茶道協会
3002	遠州流茶道連盟

※No.3002 と No.1005 は実質的に同じ組織のため連名での回答をいただいた。

・華道（家元）

No.	流派名	No.	流派名	No.	流派名	No.	流派名	No.	流派名	No.	流派名	No.	流派名	No.	流派名
2001	青葉流	2043	華道瑩心流	2085	古流松濤派	2128	星月古流	2171	東山源氏千家古流(高山)	2213	温故流	2255	千家古儀	2298	いけばな潭桂流
2002	明美古流一鏡会	2044	華道岩月水流	2086	古流松鳳会	2129	静月古流	2172	聖池坊	2214	岳松御流	2256	千秋流	2299	遠州古流和松会
2003	浅草遠州一瀟流	2045	華道栖草流	2087	古流松峰会	2130	成月流	2173	美風池坊	2215	華月流	2257	先春流	2300	遠州秀月流
2004	東古流	2046	華道美生流	2088	古流松葉会	2131	清紅流	2174	扶桑流	2216	佳紅流	2258	華道専正池坊	2301	池坊寿美華流
2005	新田目流	2047	京都古流	2089	古流松葉会	2132	清泉古流	2175	芳月流	2217	佳生流	2259	千風未生流	2303	湖秀流
2006	有川式いけばな	2048	京葉古流	2090	古流松麗会	2133	清風瓶華	2176	北斗流	2218	春日流	2260	草悦流	2304	古流香和会
2007	郁生流	2049	旭翠流	2091	古流清光会	2134	聖風流	2177	本原遠州流	2219	華精流	2261	草真流	2305	古流みどり会
2008	池坊敬月流	2050	きらら会	2092	古流聖心会	2135	青蘭流	2178	本草流	2220	華道高野山	2262	創生流	2306	松月堂古流闘華
2009	池坊正流	2051	錦花池坊	2093	古流せいりゅう会	2136	石州流	2179	松葉流古流	2221	華道紫粋会	2263	知香流	2307	新桂古流
2010	池坊清月派	2052	錦春古流	2094	古流清和会	2137	積水古流	2180	宮内流	2223	華道松月流	2264	月輪未生流	2308	勅使河原和風会
2011	池坊宝生流	2053	錦城古流	2095	古流草榮流	2138	雪洲流	2181	都池坊	2223	華道真養未生	2265	藤院未生流	2309	東華古流
2012	いけばな雪舟流	2054	月豊古流・青風流	2096	古流・大観流	2139	千家古流一陽会	2182	都古流	2224	華道創心流	2266	東山未生流	2310	松煌古流
2013	いけばな白鳳会	2055	広山流	2097	古流竹真会	2140	千家古流(田津原)	2183	都古流一孝会	2225	華道日本未生	2267	梅月流	2311	専心池坊
2014	池坊系真流	2056	宏道流(望月)	2098	古流東洋会	2141	千家古流(服部)	2184	都古流正派	2226	華道本能寺	2268	八代流	2312	花芸安達流
2015	池坊明流	2057	宏道流(渡邊)	2099	古流松の会	2142	千家古流芙蓉会	2185	無聲流	2227	花道みささぎ流	2269	二葉流	2314	新池坊
2016	五十鈴古流	2058	光美古流	2100	古流理苑会	2143	千家生花	2186	柳古流	2228	華道未生流和行会	2270	文房流	2315	成和御流
2017	五十鈴古流一暎派	2059	光風流(山本)	2101	古流理恩会	2144	洗心流	2187	大和池坊	2229	華道洛陽未生流	2271	峯月流	2317	華道映月松風流
2018	五十鈴古流静花会	2060	国際華道如心流	2102	古流わかば会	2145	宣法未生流	2188	大和花道	2230	閑淵流	2272	芳山流	2318	桂未生流
2019	五十鈴古流晴美会	2061	国風華道会	2103	沙羅の会	2146	相阿彌流	2189	利休古流	2231	喜堂未生流	2273	宝山流	2319	華道遠州
2020	一葉式いけばな	2062	孤篷遠州流	2104	四方面式古流	2147	草華流	2190	利休古流栄光会	2232	京都未生流	2274	峰風遠州流	2320	古流松庭派
2021	一香流	2063	古流庵家会	2105	秀抱流	2149	双真古流	2191	龍生派	2233	桑原専慶流	2276	三先御流	2321	古流草翠流
2022	一翠古流	2064	古流潮会	2106	春草流	2150	草心自由花華講会	2192	麗華風	2234	景風流	2277	未生御流	2322	彩鳳未生流
2023	一草流	2065	古流華山流松公会	2107	松花古流	2151	艸心流瓶華	2193	麗月流	2235	甲州流	2278	未生真養流	2323	真相御流
2024	一潮流	2066	古流花盛会	2108	松月古流	2152	創美流	2194	和光古流	2236	光風未生流	2279	未生流	2324	清香古流・清香流
2025	映月松風流	2067	古流かたばみ会	2109	松月古流松宗会	2153	草楓流	2195	和風古流	2237	光風流	2280	未生流(庵家)	2325	創美流華道
2026	MOA山月光輪花	2068	古流華耀会	2110	松幸古流	2154	爽風流	2196	和様花道	2238	小松流	2281	未生流一宗会	2326	細川未生流
2027	遠州流一森会	2069	古流桔梗会	2111	松生派	2155	千勝古流	2197	鶴御流	2239	嵯峨御流	2282	未生流大阪	2329	大和未生流
2028	遠州流(岩本)	2070	古流松映会	2112	上代古流	2156	竹青華道会	2198	斑鳩流	2240	紫雲華	2283	未生流笹岡	2330	容真御流
2029	遠州流松華会	2071	古流松應会	2114	正風流	2157	傳承瓶花	2200	池坊	2241	信貴山真華流	2284	未生流(総家)	2331	松風華道会
2030	遠州流(萩原)	2072	古流松久会	2115	正宝古流	2158	藤栄流	2201	池坊佳月式	2242	司山流	2285	未生流中山文甫会	2332	古流松照会
2031	遠州流むさし野派	2073	古流松月会	2116	松峰古流	2159	道風流	2202	五景花栄心	2243	土峰流	2286	神園流	2333	華道相阿彌流
2032	櫻花遠州流	2074	古流松光会	2117	真月池坊	2160	東和華道	2203	いけばな京花傳	2244	祥院未生流	2287	源古流	2334	いけばな和泉会
2033	桜月流	2075	古流松寿会	2118	新生	2161	都泉古流	2203	池坊聖流	2245	松月堂古流	2288	都未生流	2336	華道池坊寿美華流
2034	桜陽古流	2076	古流松瀨会	2119	真生流	2162	日新流	2204	石田流	2246	蕉月流	2289	大和未生流	2337	洗心古流
2035	花芸安達流	2077	古流松正派	2120	真派青山流	2163	日本華道院	2205	一生本流	2247	生真流	2290	幽雅流	2338	拈華観音流
2036	梶井華道会	2078	古流松扇会	2121	新未生流	2164	日本華道学会	2206	一生流	2248	新池坊	2291	容真御流	2340	香風流
2037	梶井宮御流	2079	古流松線会	2122	翠月古流	2165	日本華道古流	2207	遠山流	2249	新生流	2292	容真流	2341	日本生花司 松月堂古流
2038	佳水流	2080	古流松創会	2123	水心流	2166	日本古流	2208	遠山流馨月会	2250	翠香流	2293	洛陽未生流	2342	御幸遠州流
2039	春日古流	2081	古流松東会	2124	翠蒲流	2167	八代古流	2209	遠州	2251	静月流	2294	池坊新華	2113	松風花道会
2040	春日流瓶花	2082	古流松濤会	2125	駿東流	2168	花古流	2210	遠州御殿流	2252	清生流	2295	いけばな桂流	2148	草月流
2041	桂古流	2083	古流松藤会	2126	清栄流	2169	東池坊	2211	小原流	2253	専慶流	2296	池坊鳳秀流	2316	古流・大観流
2042	桂古流・桂流	2084	古流松桃会	2127	清香古流・清香流	2170	東山源氏千家古流	2212	御室流	2254	専敬流	2297	いけばな松風		

※No.2113 と No.2331、No.2148 と No.0004 および No.2316 と No.2096 は実質的に同じ組織のため連名での回答をいただいた。
 ※アンケート No.2275、No.2302、No.2313、No.2327、No.2328、No.2335 は宛先不明でアンケートを送付できなかったため記載していない。

・華道（団体）

No.	団体名	No.	団体名
4001	公益財団法人 日本いけばな芸術協会	4003	西日本華道連盟
4002	社団法人 日本華道連盟	4004	一般社団法人 いけばなインターナショナル

・複合団体

No.	団体名	No.	団体名	No.	団体名	No.	団体名	No.	団体名
0001	目黒区華道茶道連盟	0004	板橋区茶華道連盟	0007	西東京市茶道華道文化協会	0010	荒川区華道茶道文化会	0013	品川区華道茶道文化協会
0002	渋谷区華道茶道連盟	0005	武蔵野文化連盟	0008	北区茶華道連盟	0011	足立区華道茶道協会	0014	板橋区茶華道連盟
0003	豊島区豊茶華文化連盟	0006	大田区華道茶道文化協会	0009	練馬区華道茶道連盟	0012	墨田区茶道協会		

アンケート票：
(1 ページ)

平成 27 年度 文化庁調査 伝統的生活文化実態把握調査へのご協力をお願い

謹啓

貴団体におかれましては、ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

平成 25 年 12 月に「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ世界無形文化遺産へ登録されたことを契機として、我が国民の生活の特色を表す食文化、茶道や華道・香道等の「生活文化」の文化的価値の見直し・保護が検討され始めています。

しかしながら、現行の文化財保護体系では、我が国の伝統的な「生活文化」が明確に位置付けられておらず、当該文化の適切な保護・保全に対応できていない状況です。

文化庁では、先述した「生活文化」の保護・保全を促進するべく、現行制度の改正等を含め、適切な文化財保護体系を検討するための基礎資料として、伝統的生活文化のうち茶道、華道、香道、郷土料理を対象とし、業界及び個別の流派の実態を把握する調査を行うこととなりました。

つきましては、何卒、本調査の趣旨をご理解いただき、貴団体のご活動についてのアンケート調査にご協力いただけますよう、お願い申し上げます。

謹白

平成 28 年 1 月

アンケート調査実施要領

- 本調査はランドブレイン株式会社に委託して実施します。
- 本調査は、全国の茶道及び華道の流派等を抽出した、約 500 団体が対象です。
- 本調査で得られた情報は、当事者の事前の許可なく第三者に開示することはありません。
- 自由記入欄に記入しきれない場合は、任意の用紙に別途記入し回答票に同封ください。

問い合わせ：ランドブレイン株式会社

地方活性化グループ 【担当 伊藤・石井・大蔵・宮脇】

電話：03-3263-3811 Fax：03-3263-2350

調査主体：文化庁伝統文化課 普及指導係・企画調整係

TEL:03-5253-4111（内線 2415）/FAX:03-6734-3820

ご記入いただいたアンケート用紙は、お手数ですが同封の返信用封筒に入れ、貴団体の活動状況の詳細がわかる資料（会員数や材戦状況の推移や組織構成、流派の特徴、外国人への対応等の状況がわかるパンフレット、報告書等）とともに

平成 28 年 2 月 22 日（月）まで にご投函ください（切手は不要です）。

設問1 貴団体に関する以下の項目についてお教えてください。

流派名		分野	茶道・華道	※該当する項目を○で囲ってください					
家元（代表者）名：		流派本部の所在地： 〒 -							
本調査の対応者の氏名及び所属・連絡先									
氏名：		ご所属：							
連絡先：〒 -		Tel：		Fax：					
Mail：									
Web：									
支部等の総数及び分布									
総計	北海道	東北地方	関東地方	中部地方	関西地方	中国地方	四国地方	九州・沖縄地方	海外
箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
流派の主な特色（他流派にない独自の作法や文化的価値、組織構成図等）									
※参考となる資料・パンフレット、事業報告書（5か年の推移がわかるもの）等がございましたら、ご提供ください。									
由来・来歴（創流年(不明な場合は大まかな時代)、創設者名、創設後の主な事柄等 ※書き方については、別紙をご覧ください。									
年号	事柄								
年									
年									
年									
年									
年									
年									
年									
年									
年									
年									

設 問	回答内容	
	現在、実施している活動	今後、予定・検討している活動
Q7 海外展開の有無 ※あてはまるものを全て○で囲ってください。	1 海外支部の設置 2 定期的な海外展開（イベントの実施等） 3 多言語に対応した教材・書籍・web ページの作成 4 その他（具体的に ） 5 特になし	1 海外支部の設置 2 定期的な海外展開（イベントの実施等） 3 多言語に対応した教材・書籍・web ページの作成 4 その他（具体的に ） 5 特になし
Q8 現状における問題点 ※あてはまるものを全て○で囲ってください。	1. 会員の高齢化 2. 会員数の減少 3. 財政状況の悪化 4. 生活文化に触れる機会の減少 5. 情報発信の不足 6. その他（ ） 7. 特になし 具体的な内容	
※記入欄に記入しきれない場合は、任意の用紙に記入し、添付ください。		
Q9 国からの保護措置の必要性 ※あてはまるものを全て○で囲ってください。	現在、実施している活動 1 文化財保護法に基づく指定による保護措置 2 人材育成や会員確保に関する支援 3 団体運営・経営に関する財政支援 4 文化活動・イベントへの財政支援 5 その他（具体的に ） 6 特になし	今後、予定・検討している活動 1 文化財保護法に基づく指定による保護措置 2 人材育成や会員確保に関する支援 3 団体運営・経営に関する財政支援 4 文化活動・イベントへの財政支援 5 その他（具体的に ） 6 特になし

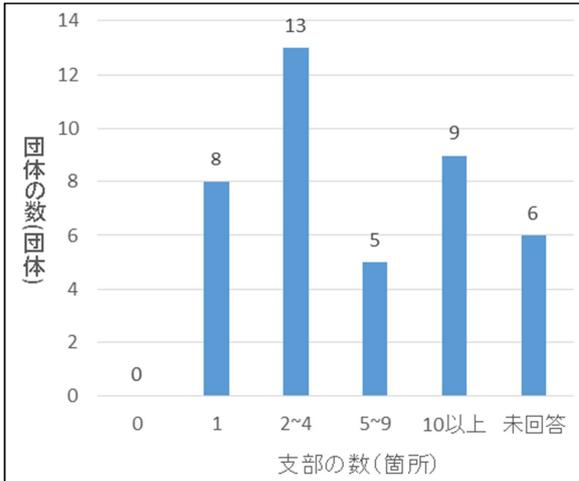
設問3 その他、伝統的な生活文化の保護・活用に関するご意見・ご助言がありましたら、下記にご記入ください。

※記入欄に記入しきれない場合は、任意の用紙に記入し、添付ください。

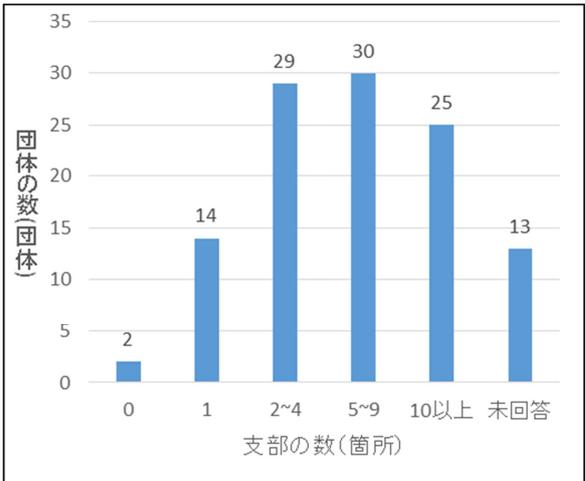
② アンケート集計結果

○支部などの総数及び分布

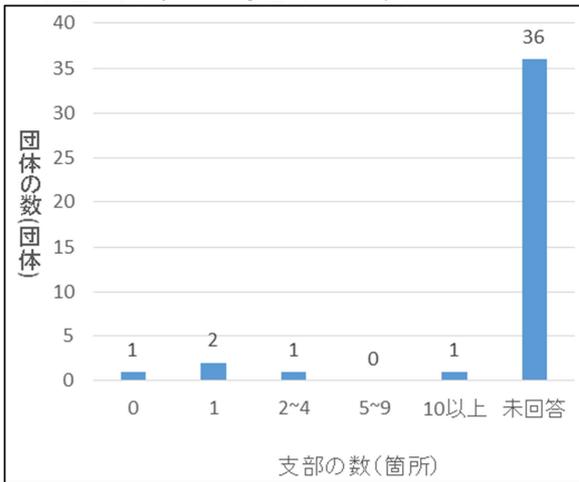
＜茶道の支部総数＞



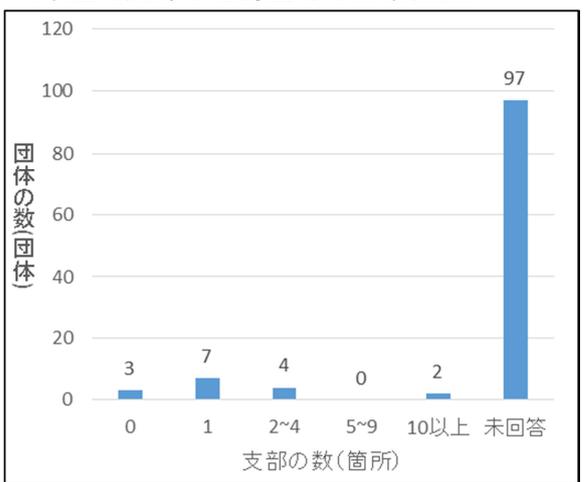
＜華道の支部総数＞



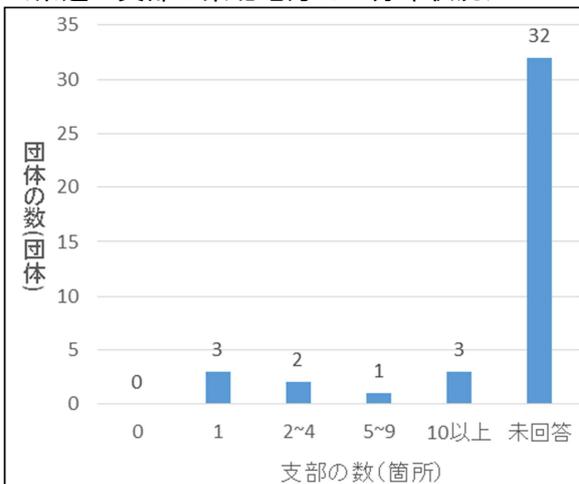
＜茶道の支部の北海道での分布状況＞



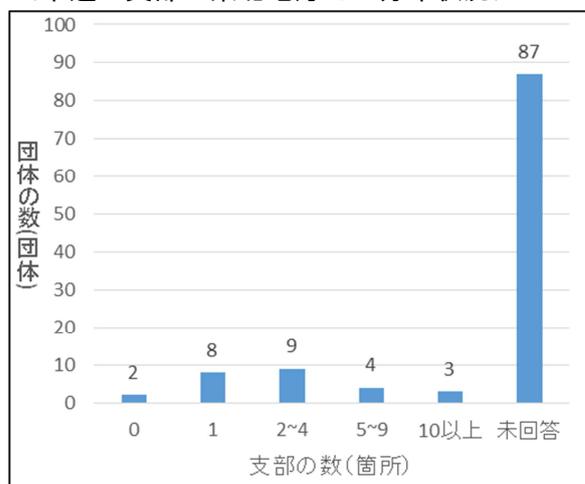
＜華道の支部の北海道での分布状況＞



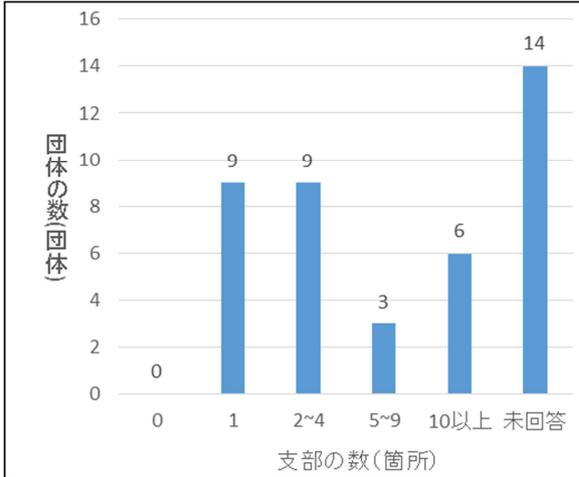
＜茶道の支部の東北地方での分布状況＞



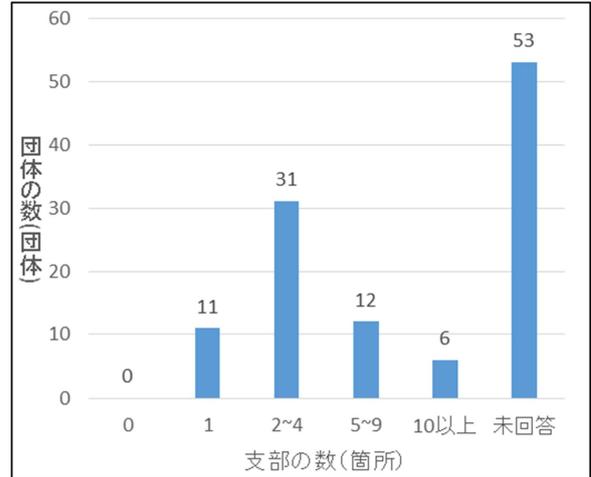
＜華道の支部の東北地方での分布状況＞



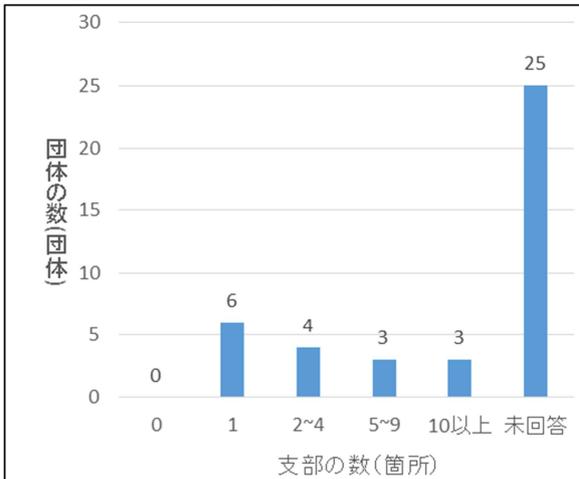
<茶道の支部の関東地方での分布状況>



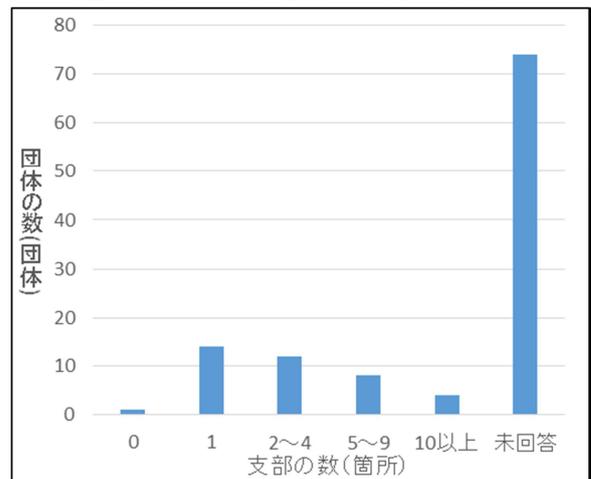
<華道の支部の関東地方での分布状況>



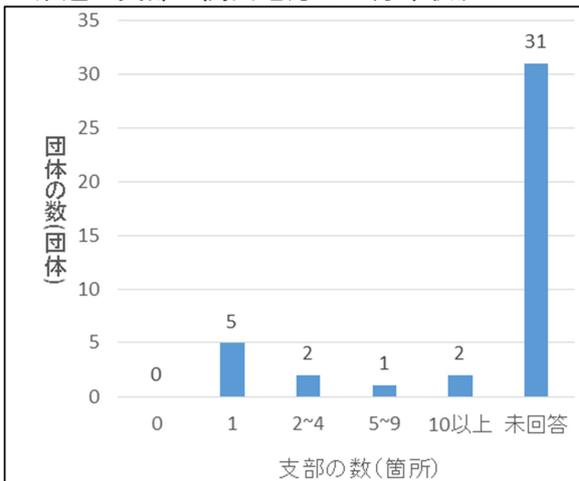
<茶道の支部の中部地方での分布状況>



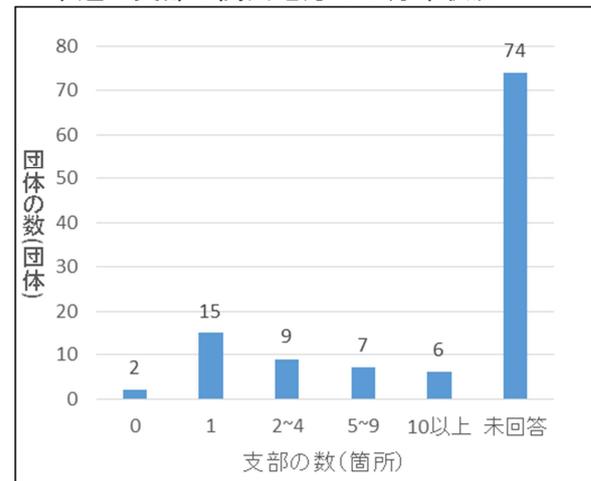
<華道の支部の中部地方での分布状況>



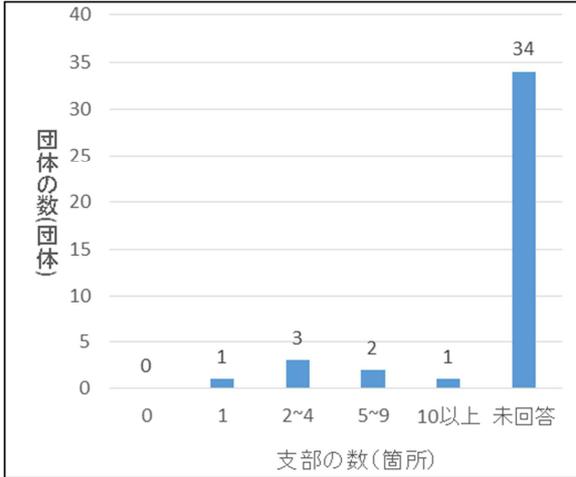
<茶道の支部の関西地方での分布状況>



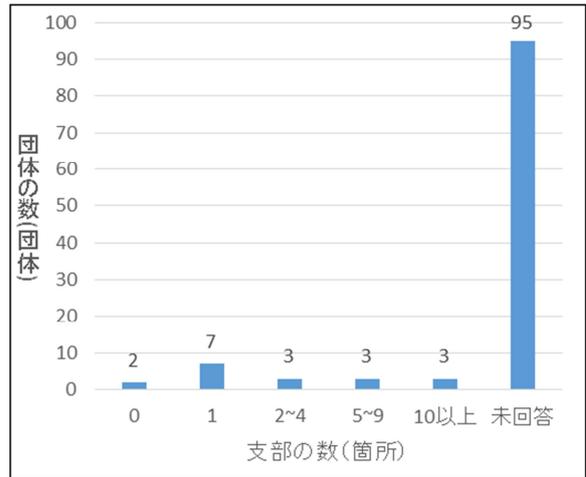
<華道の支部の関西地方での分布状況>



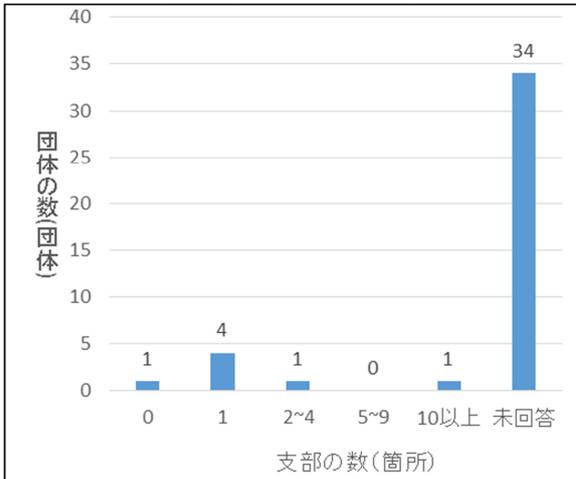
<茶道の支部の中国地方での分布状況>



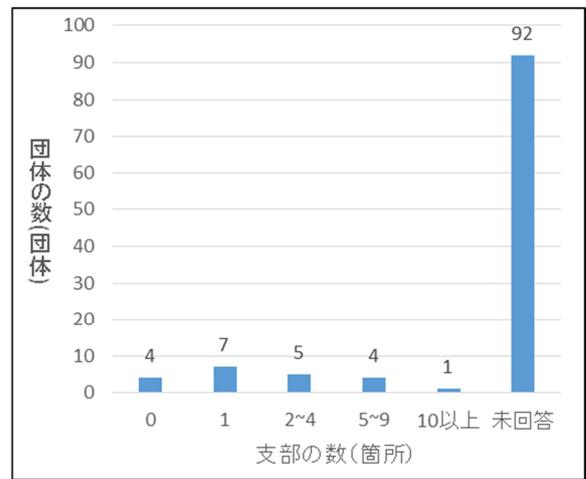
<華道の支部の中国地方での分布状況>



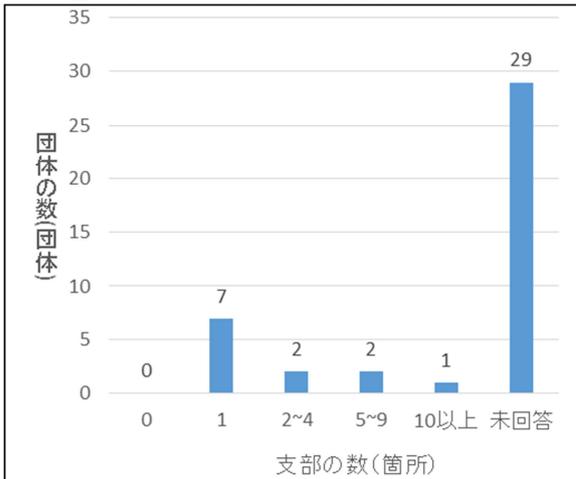
<茶道の支部の四国地方での分布状況>



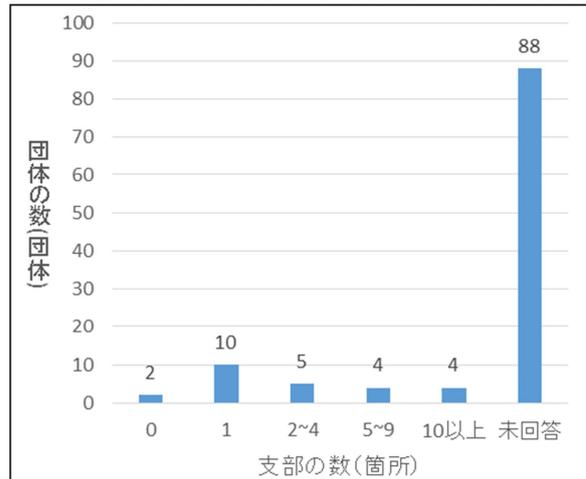
<華道の支部の四国地方での分布状況>



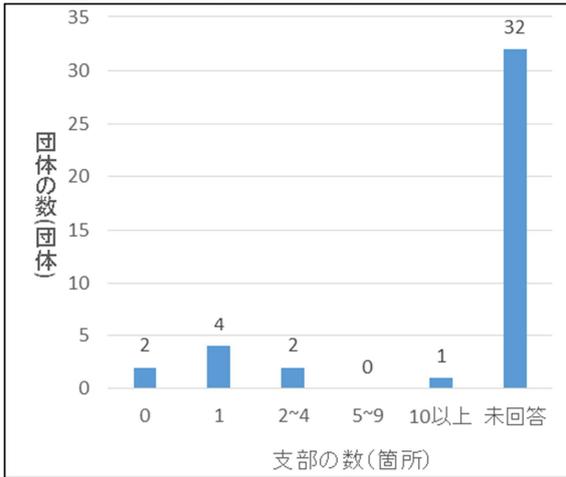
<茶道の支部の九州・沖縄地方での分布状況>



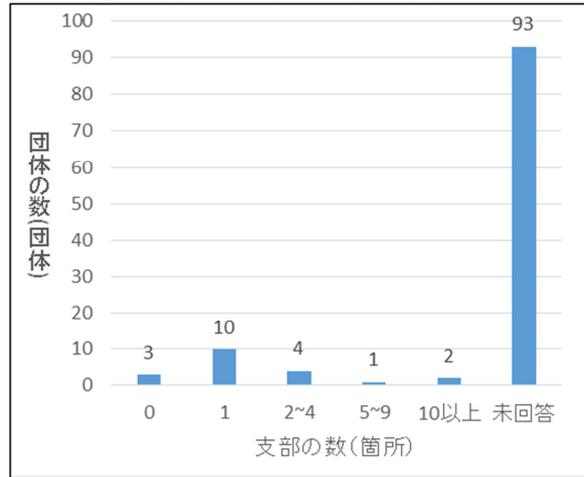
<華道の支部の九州・沖縄地方での分布状況>



＜茶道の支部の海外での分布状況＞



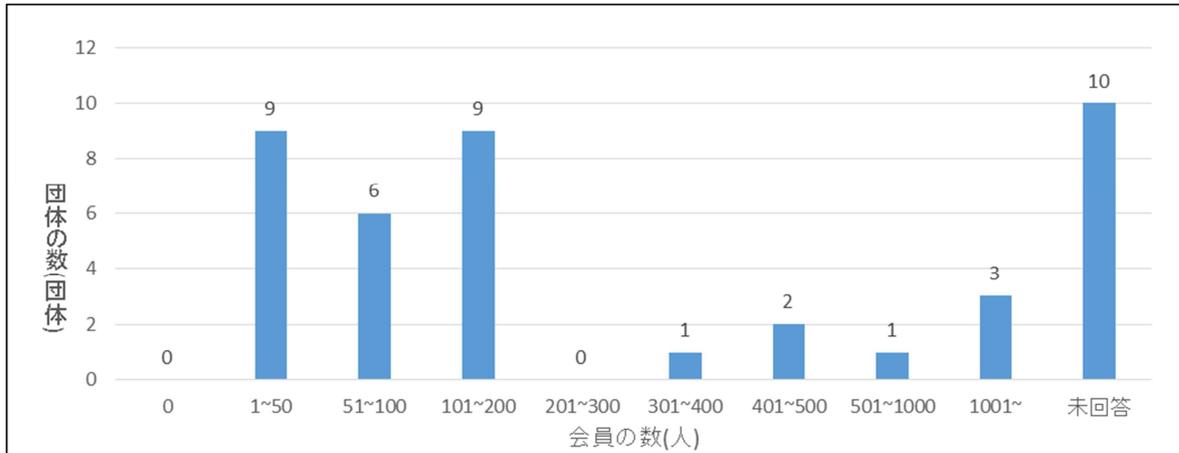
＜華道の支部の海外での分布状況＞



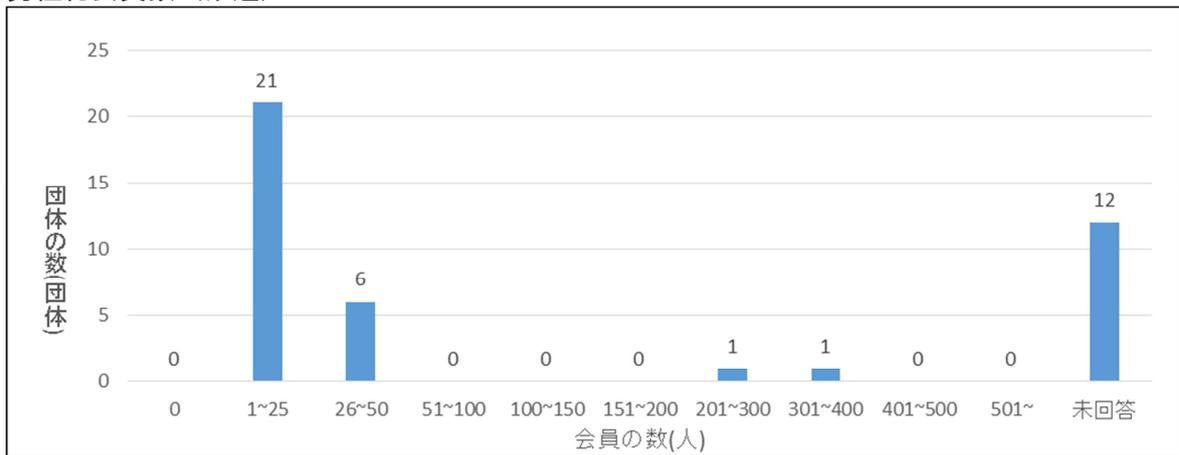
○会員数

<茶道>

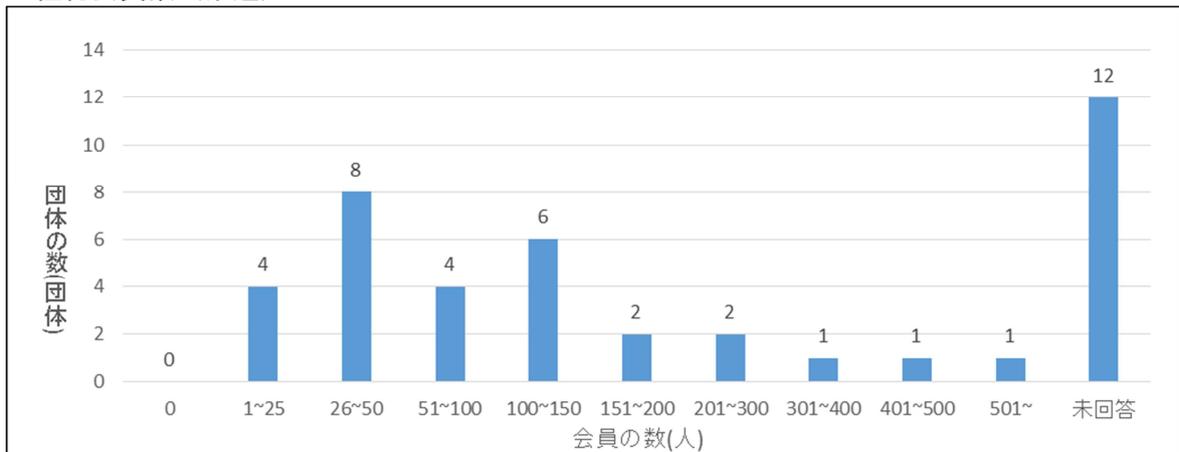
総会員数（茶道）



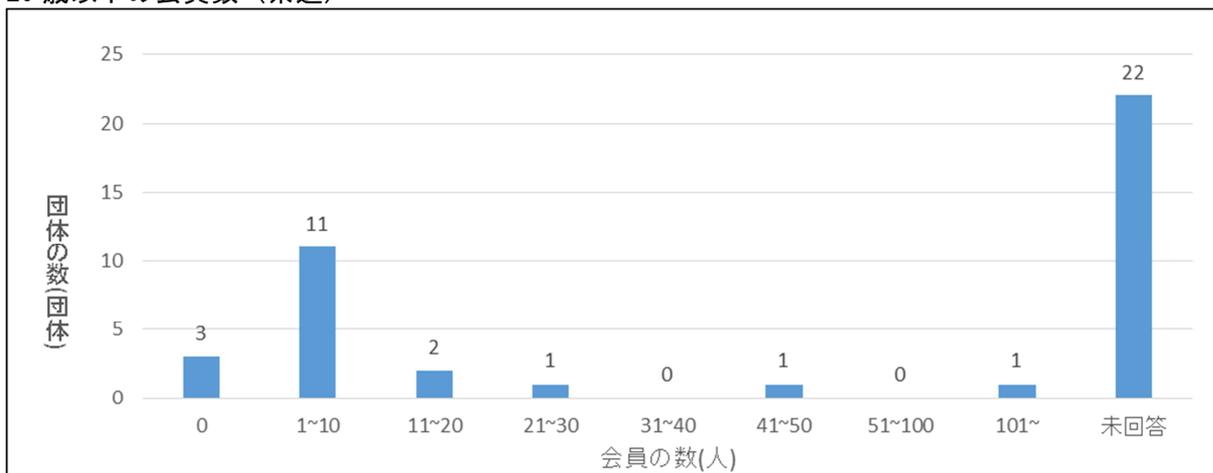
男性総会員数（茶道）



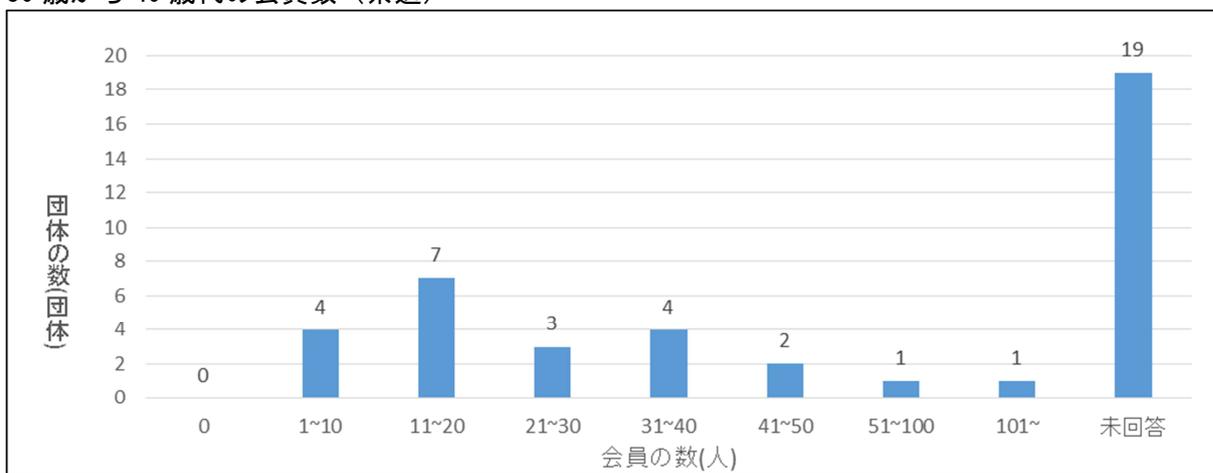
女性総会員数（茶道）



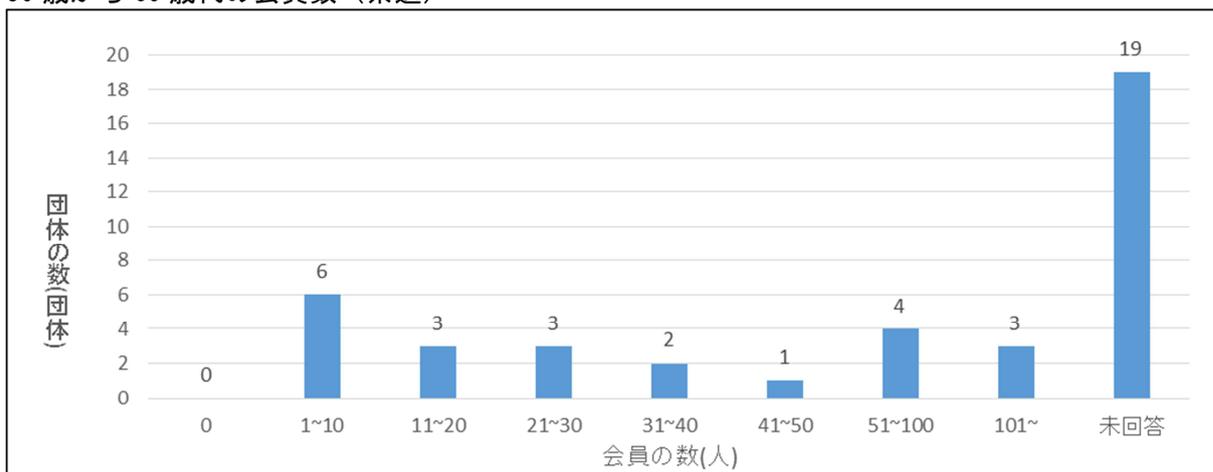
20歳以下の会員数（茶道）



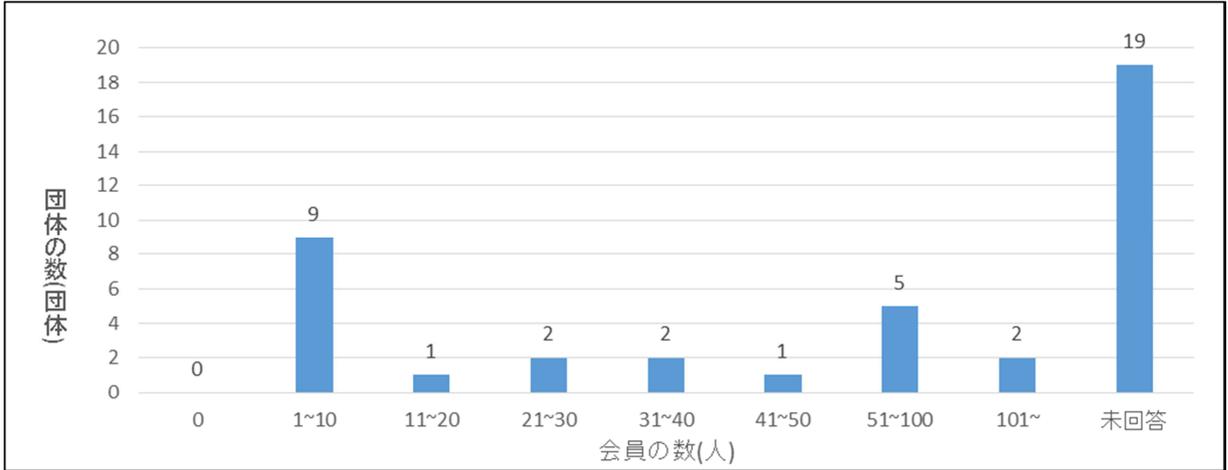
30歳から40歳代の会員数（茶道）



50歳から60歳代の会員数（茶道）

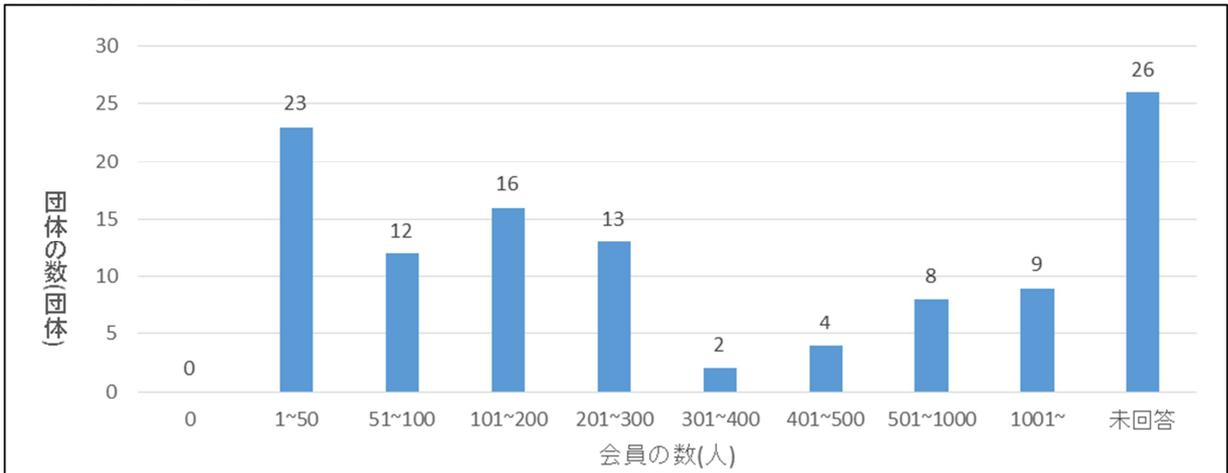


70 歳以上の会員数（茶道）

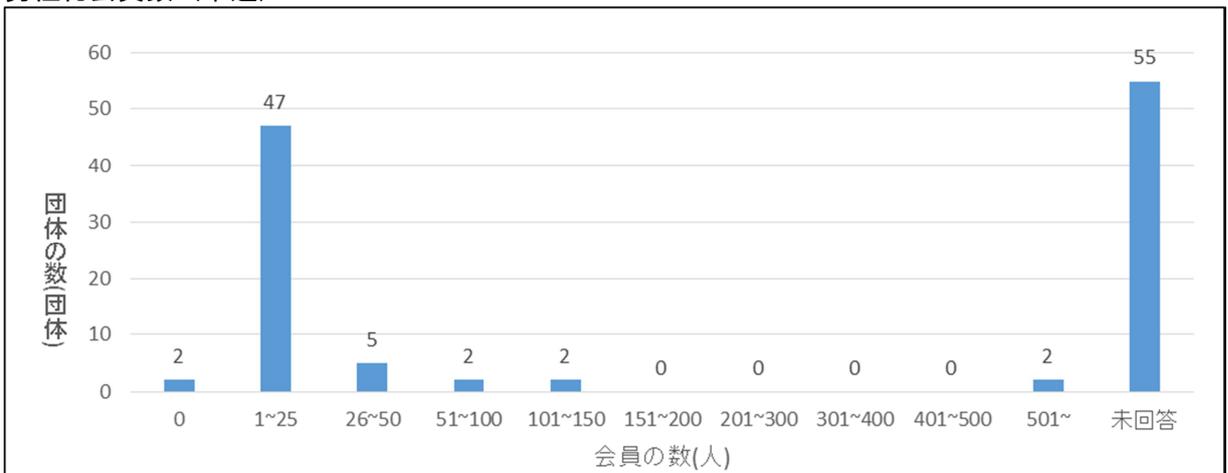


<華道>

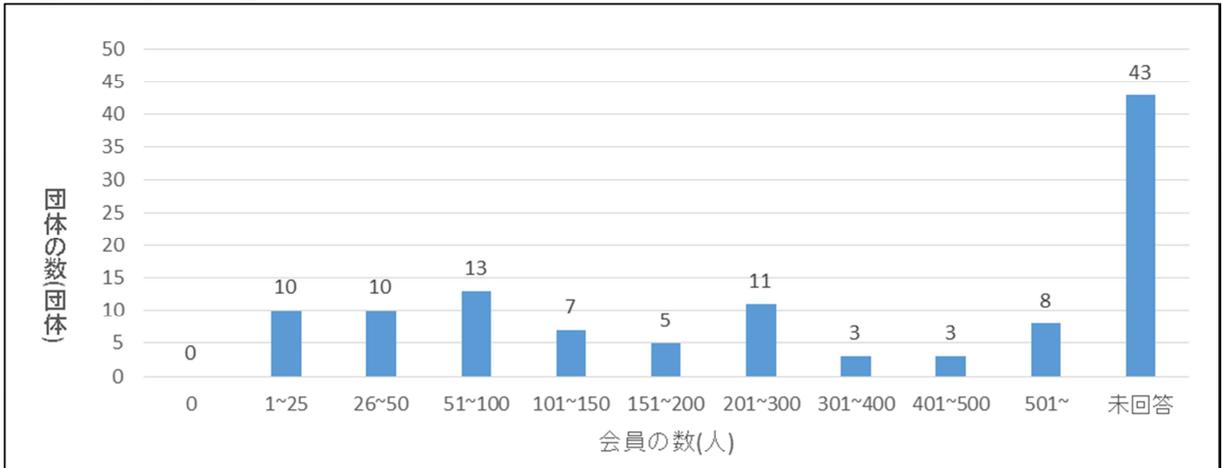
総会員数（華道）



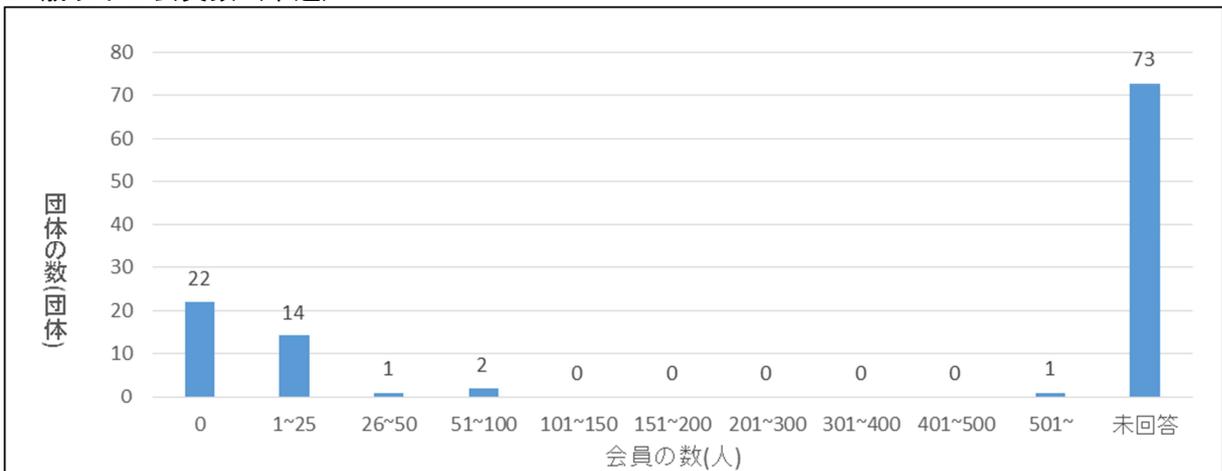
男性総会員数（華道）



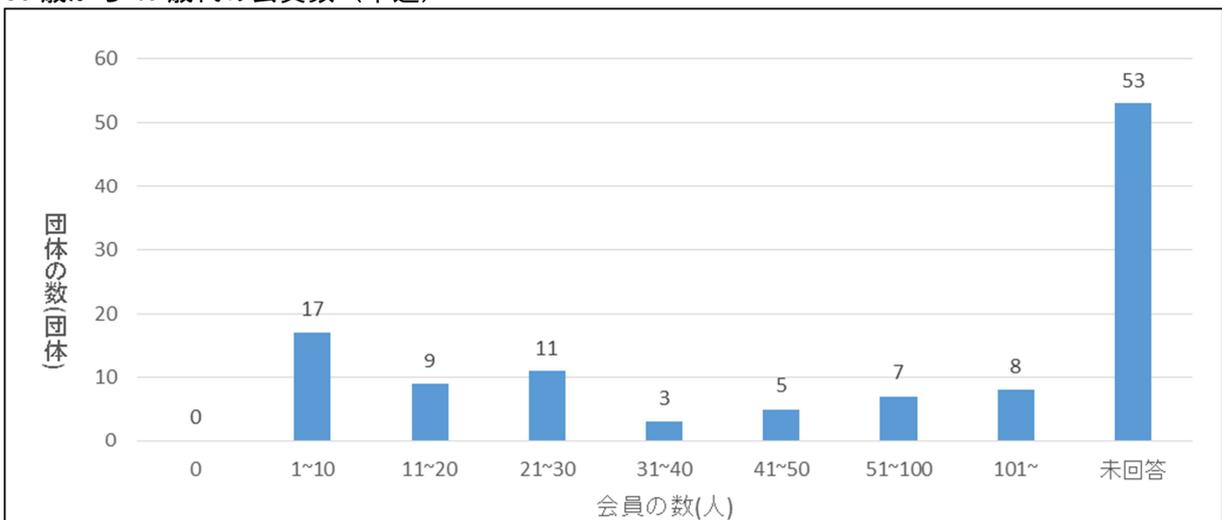
女性総会員数（華道）



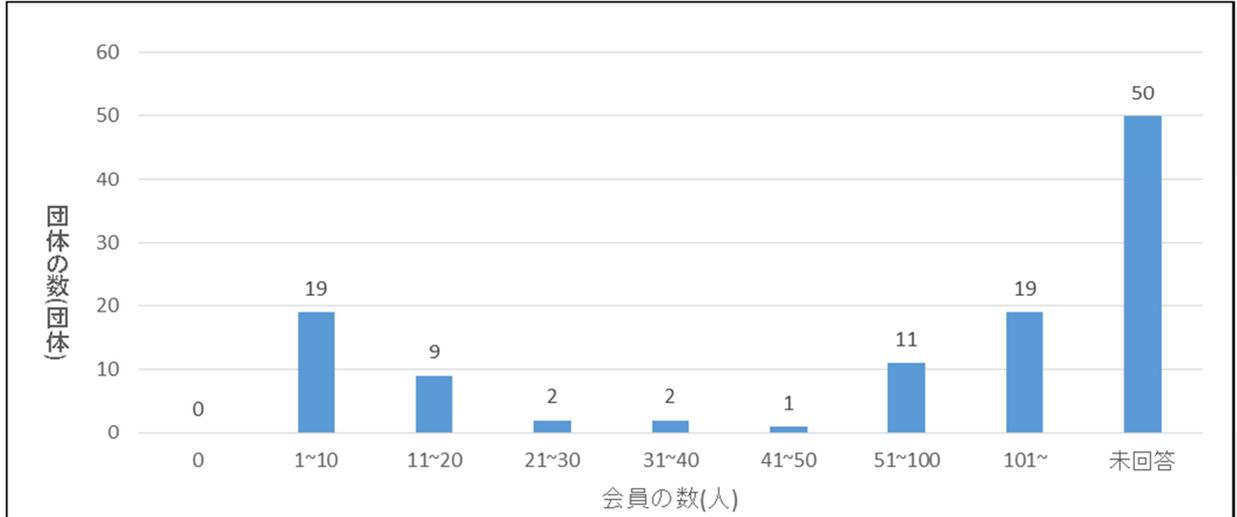
20歳以下の会員数（華道）



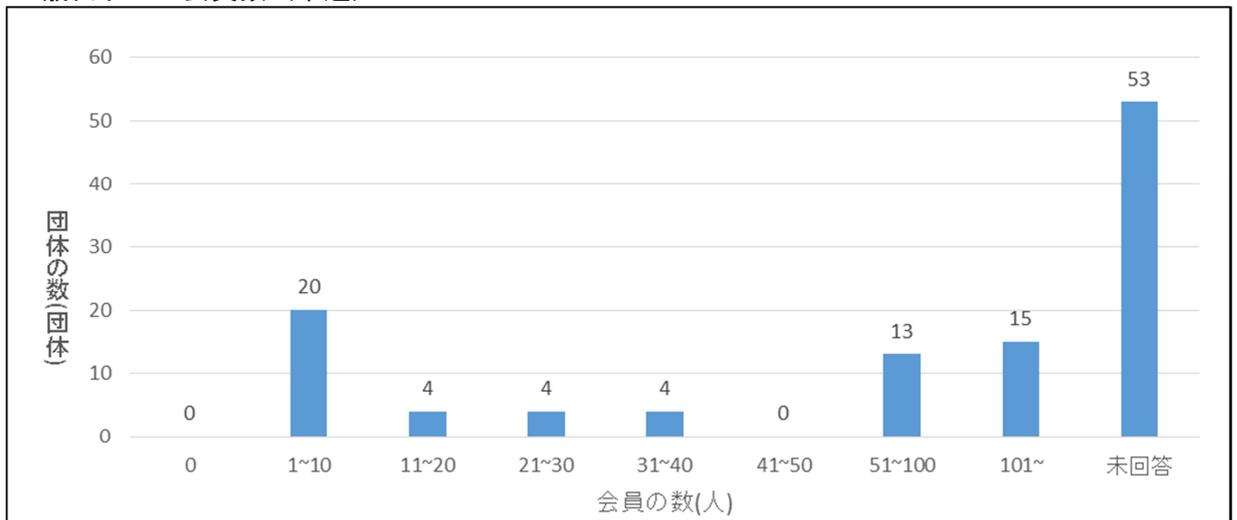
30歳から40歳代の会員数（華道）



50歳から60歳代の会員数（華道）

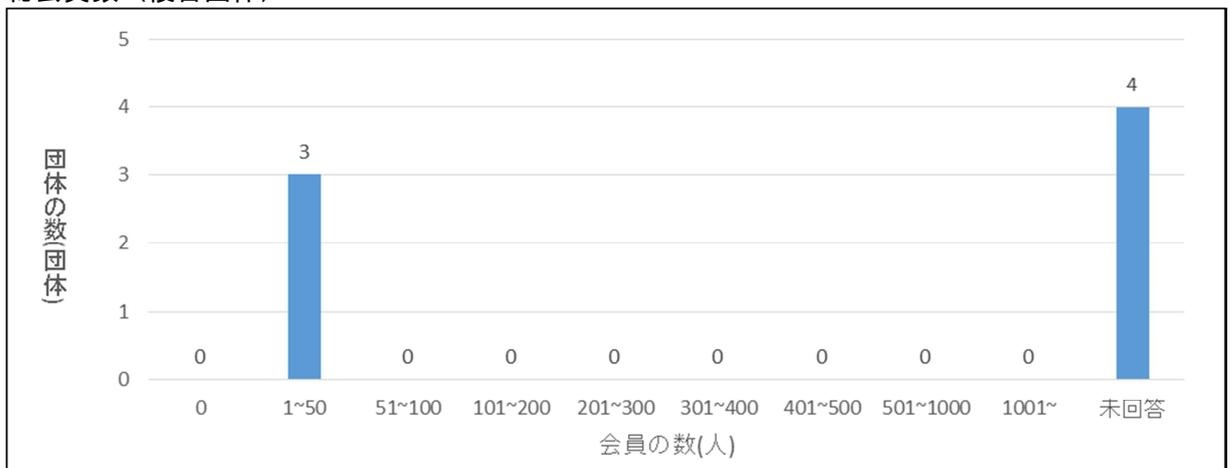


70歳以上の会員数（華道）

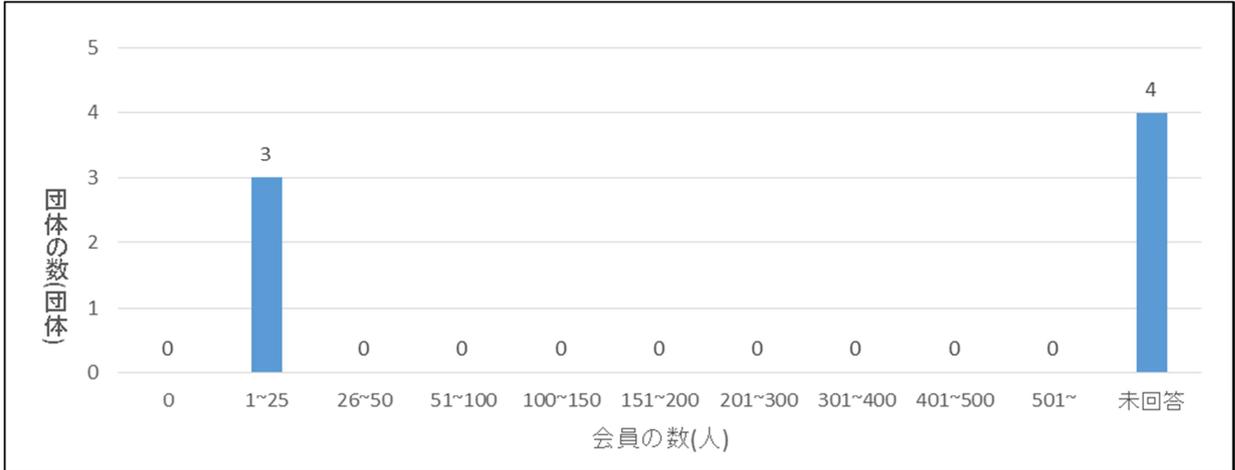


<複合団体>

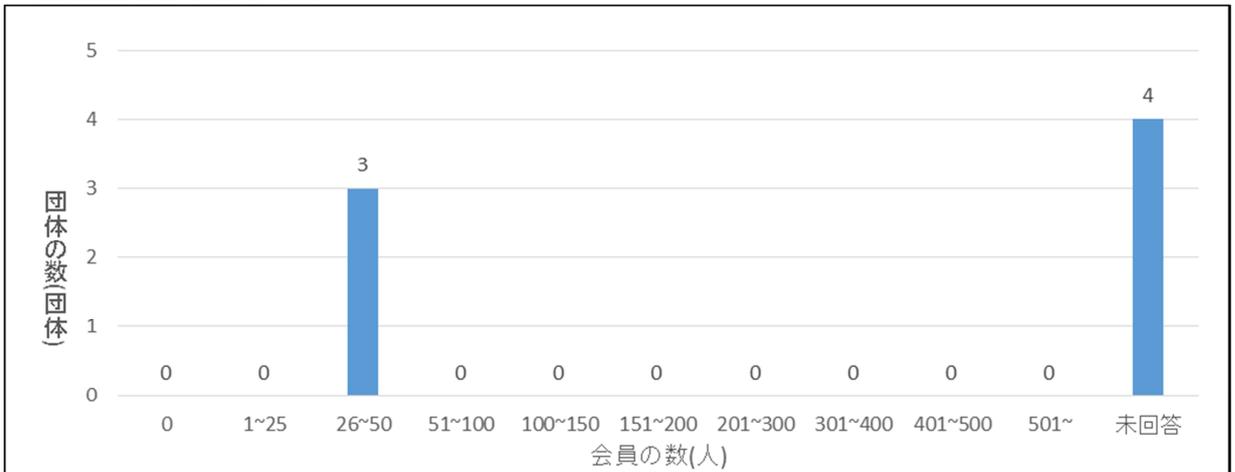
総会員数（複合団体）



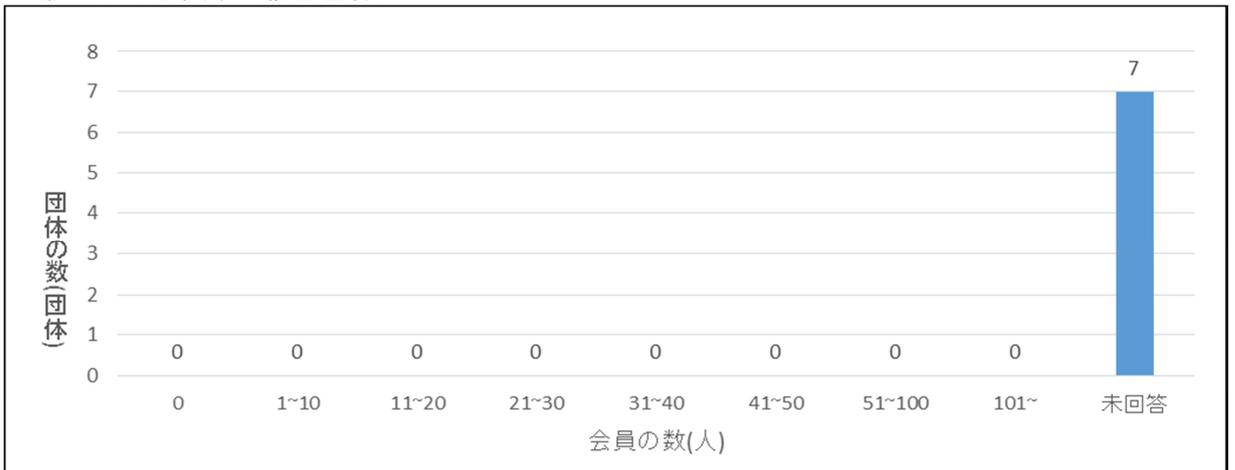
男性総会員数（複合団体）



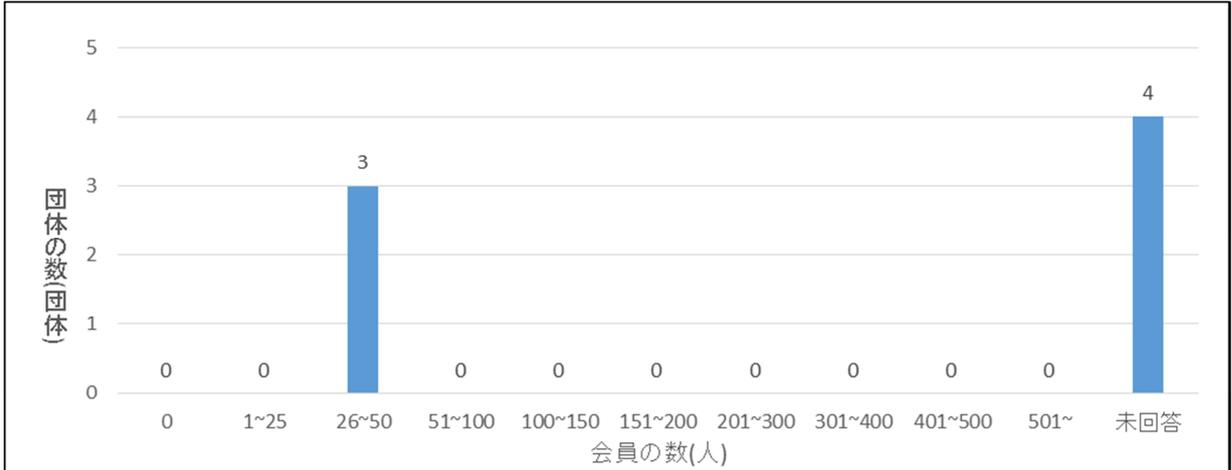
女性総会員数（複合団体）



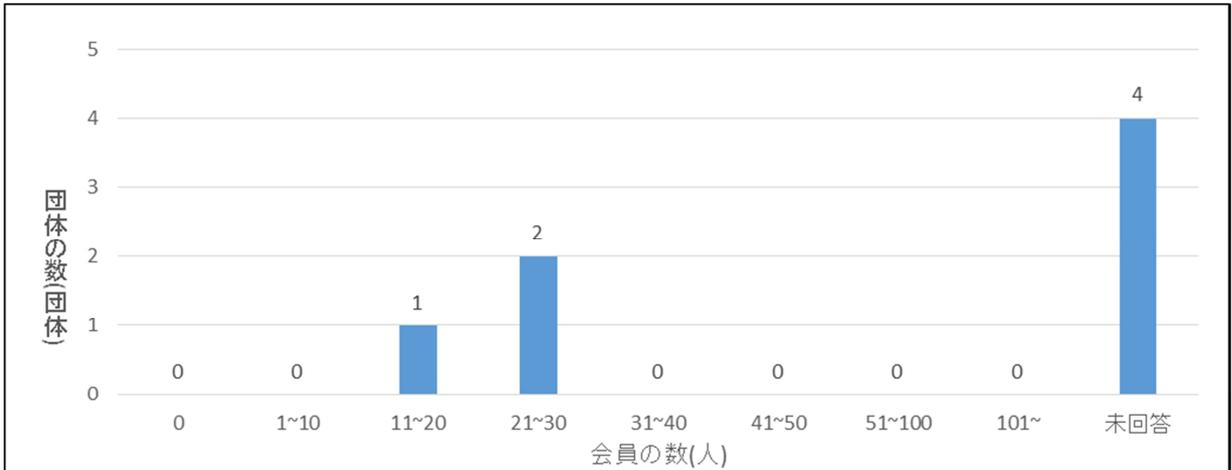
20歳以下の会員数（複合団体）



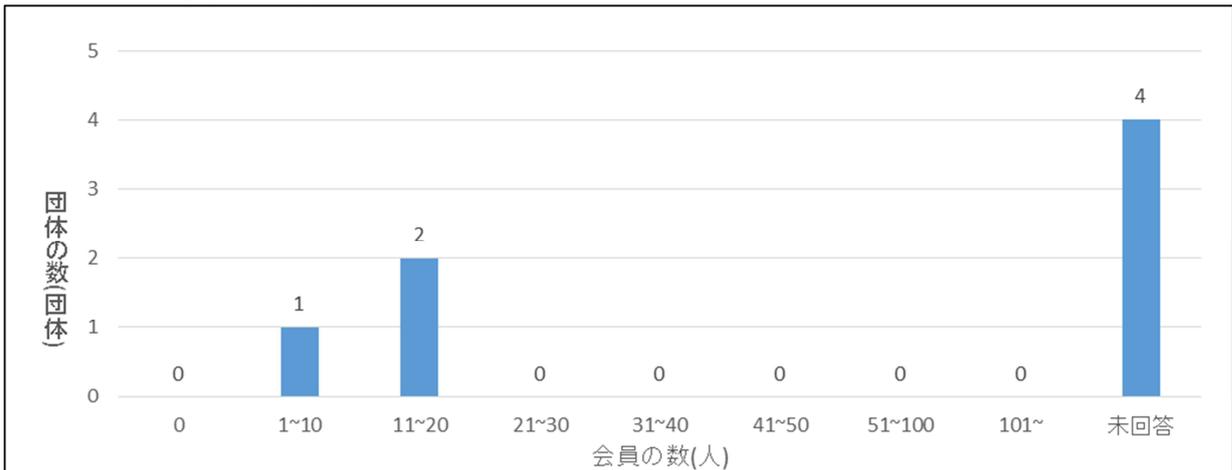
30 歳から 40 歳代の会員数（複合団体）



50 歳から 60 歳代の会員数（複合団体）



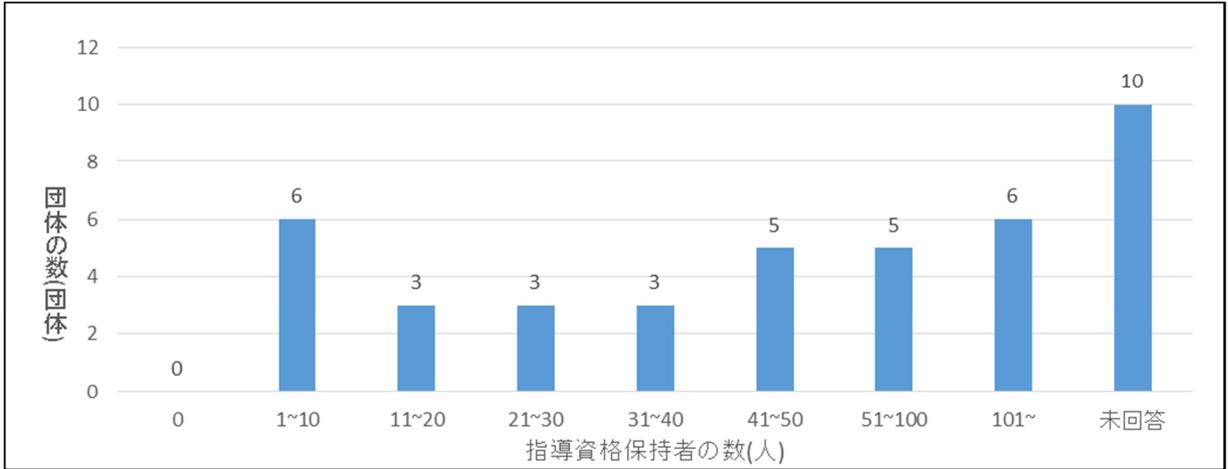
70 歳以上の会員数（複合団体）



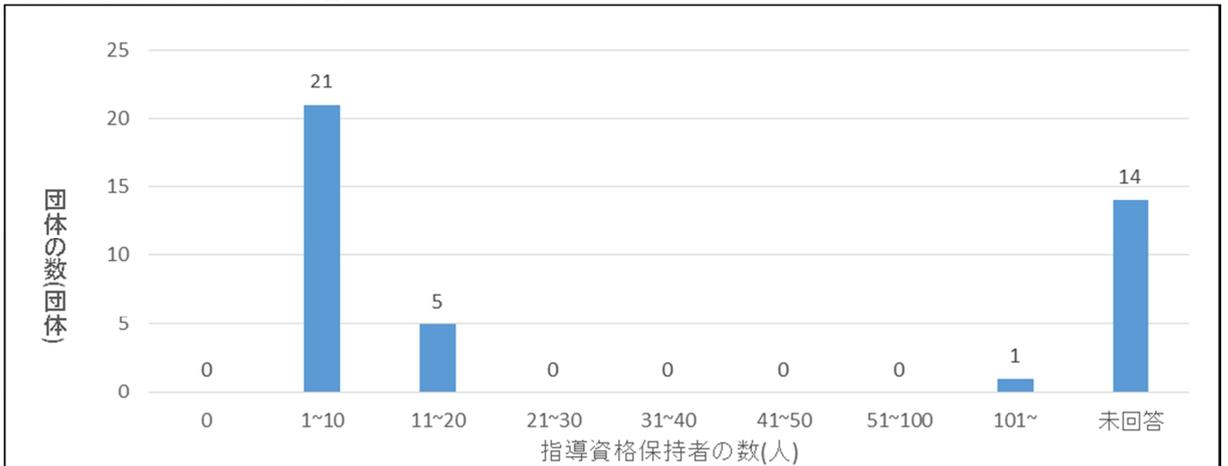
○指導資格保持者数

<茶道>

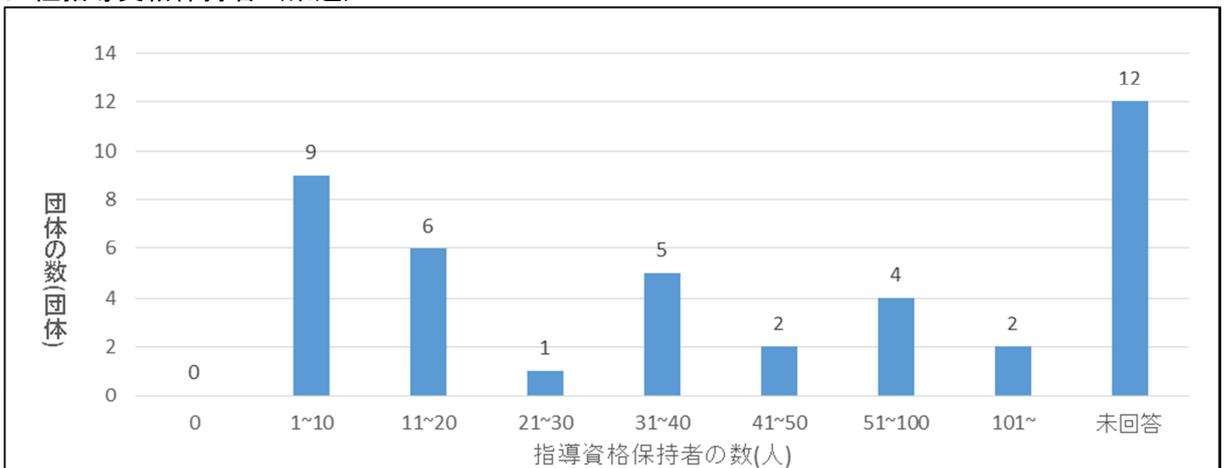
指導資格保持者総数（茶道）



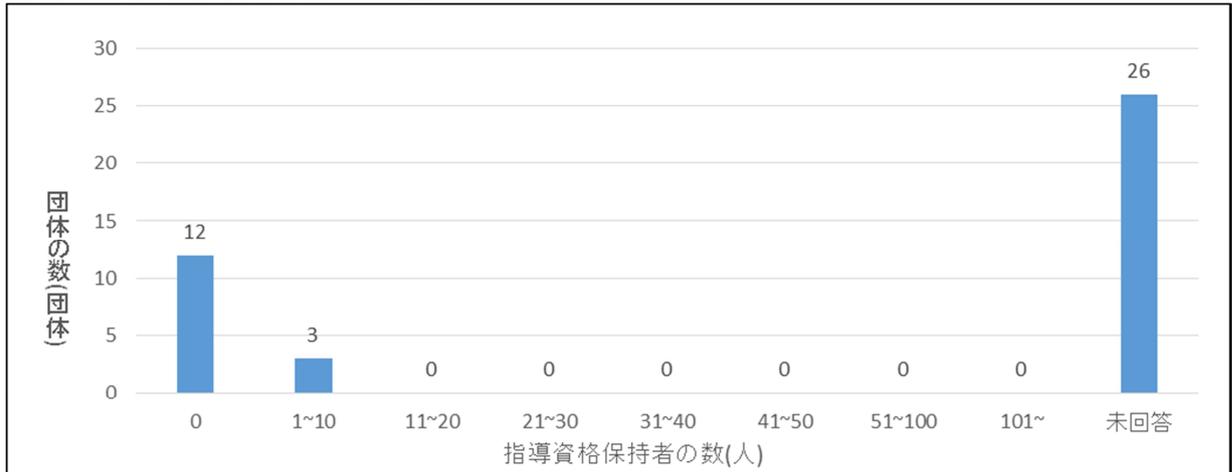
男性指導資格保持者（茶道）



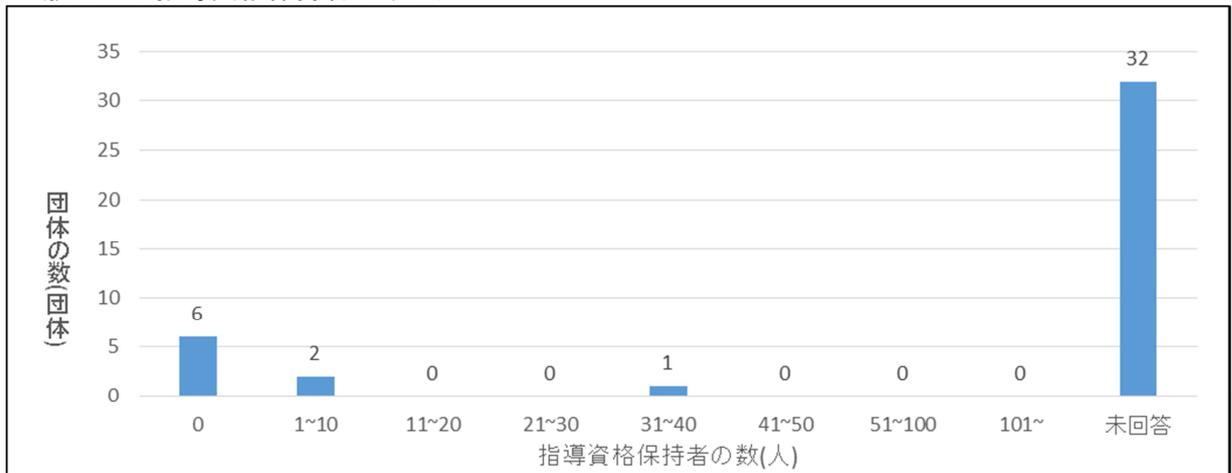
女性指導資格保持者（茶道）



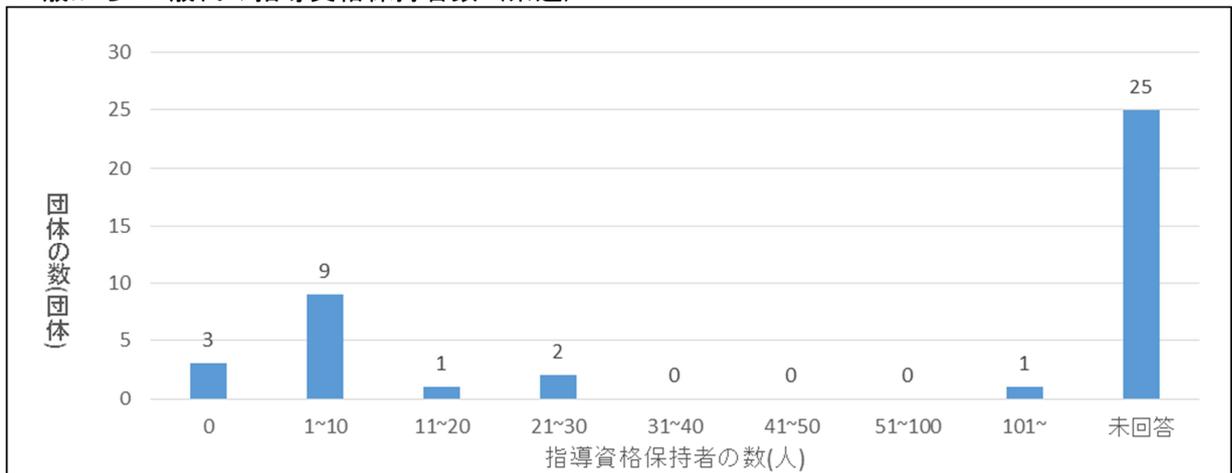
外国籍の指導資格保持者数（茶道）



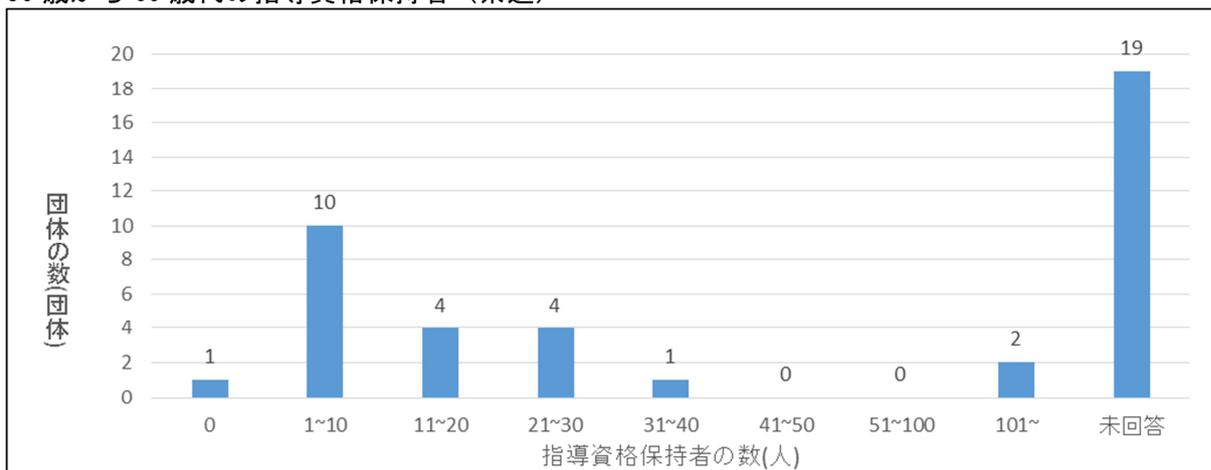
20歳以下の指導資格保持者（茶道）



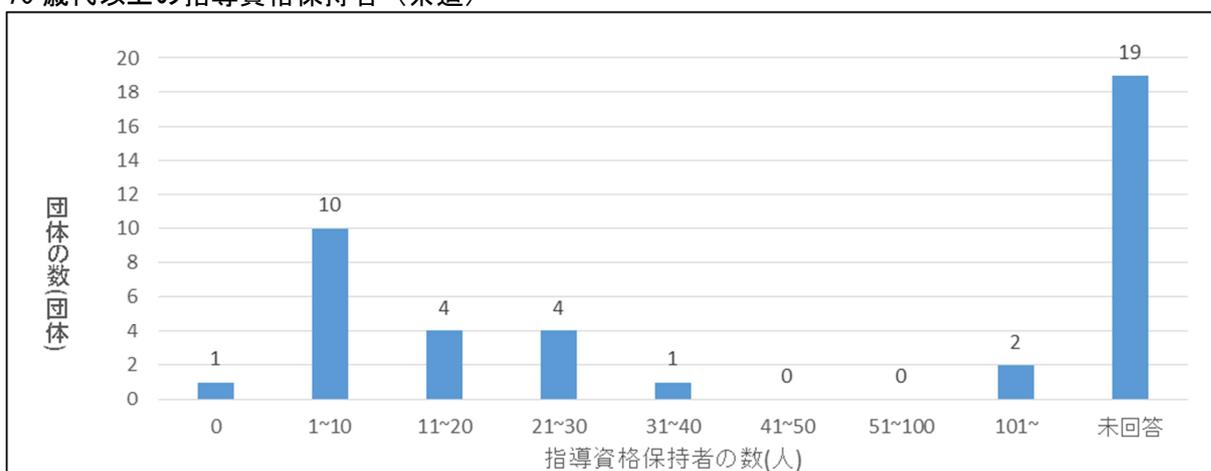
30歳から40歳代の指導資格保持者数（茶道）



50歳から60歳代の指導資格保持者（茶道）

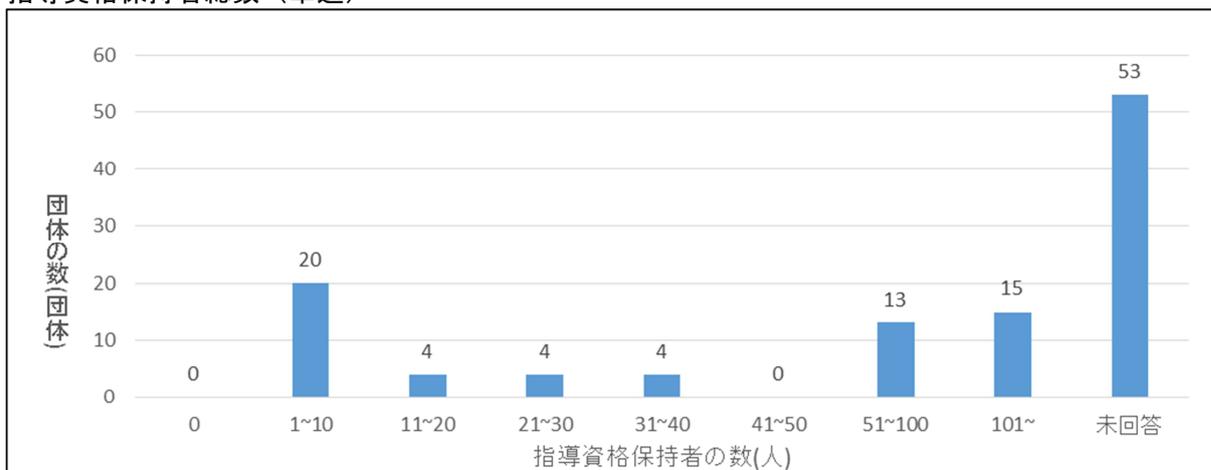


70歳以上の指導資格保持者（茶道）

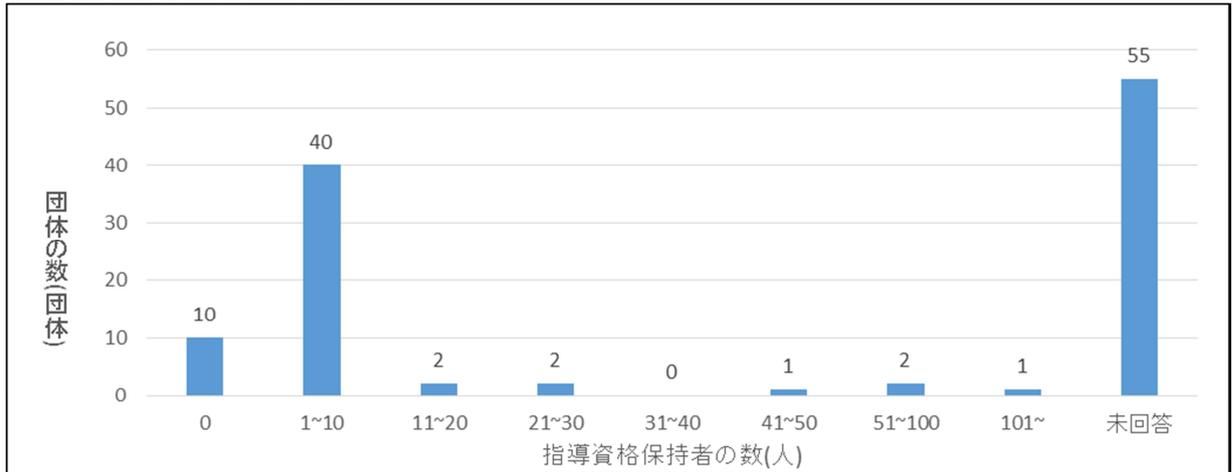


<華道>

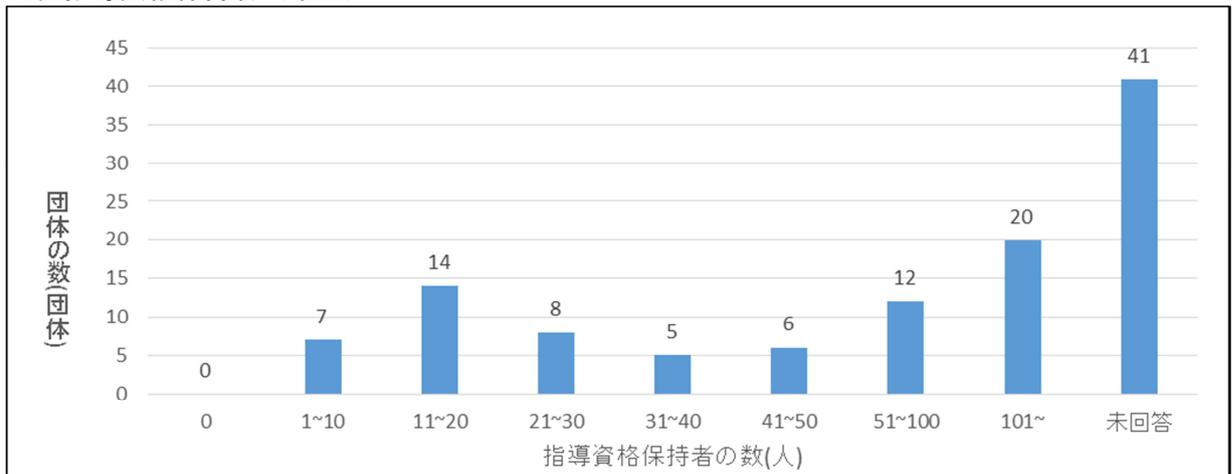
指導資格保持者総数（華道）



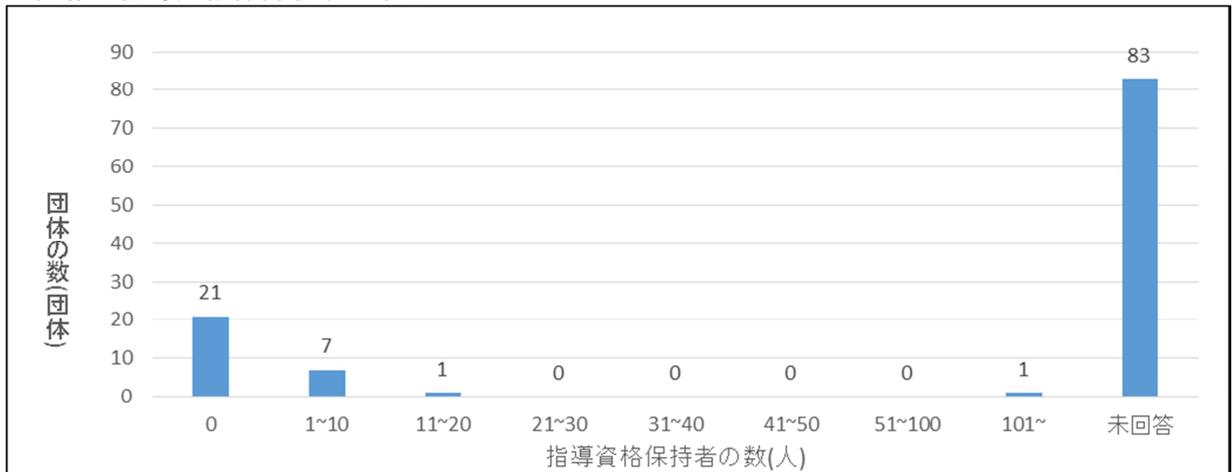
男性指導資格保持者（華道）



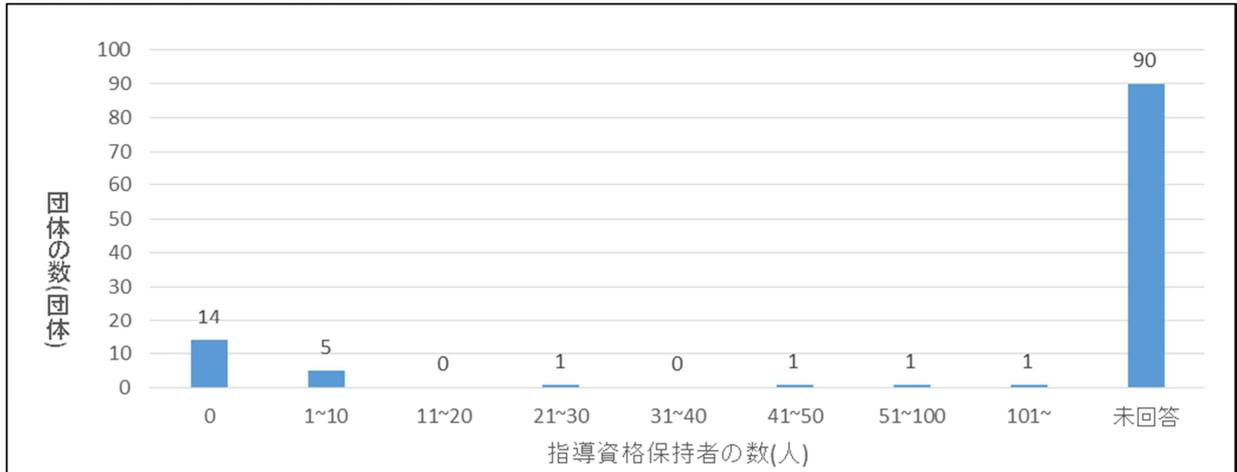
女性指導資格保持者（華道）



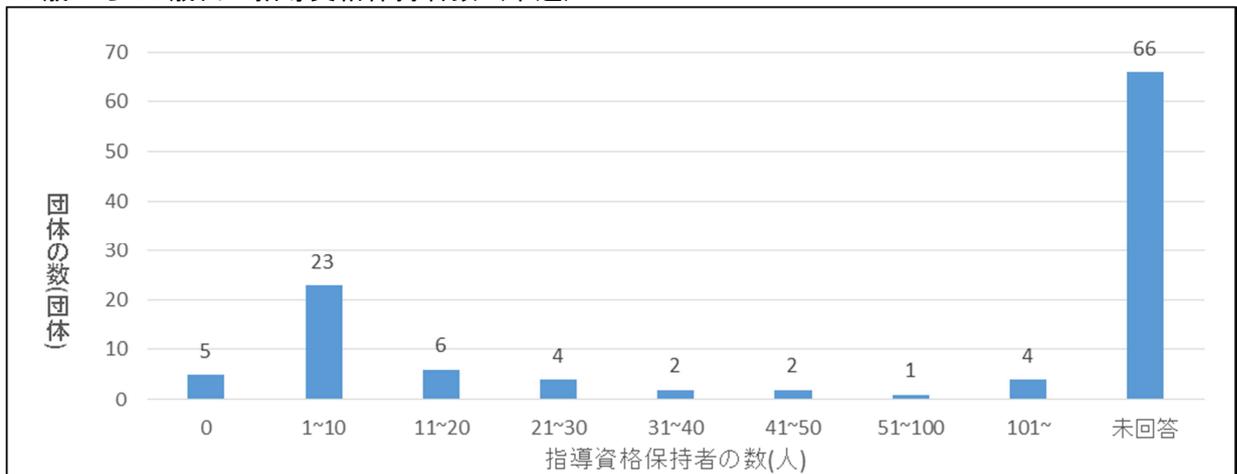
外国籍の指導資格保持者数（華道）



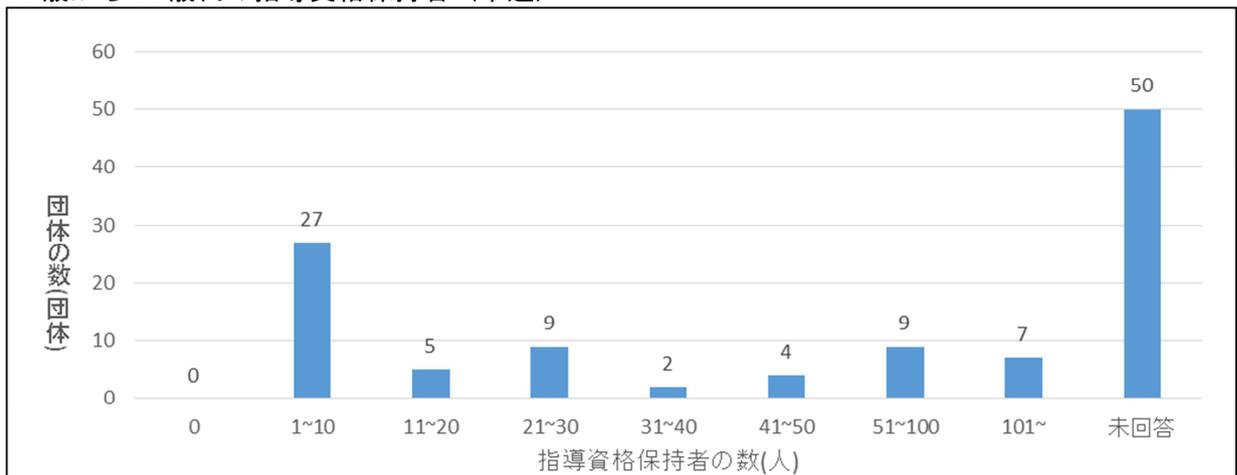
20 歳以下の指導資格保持者（華道）



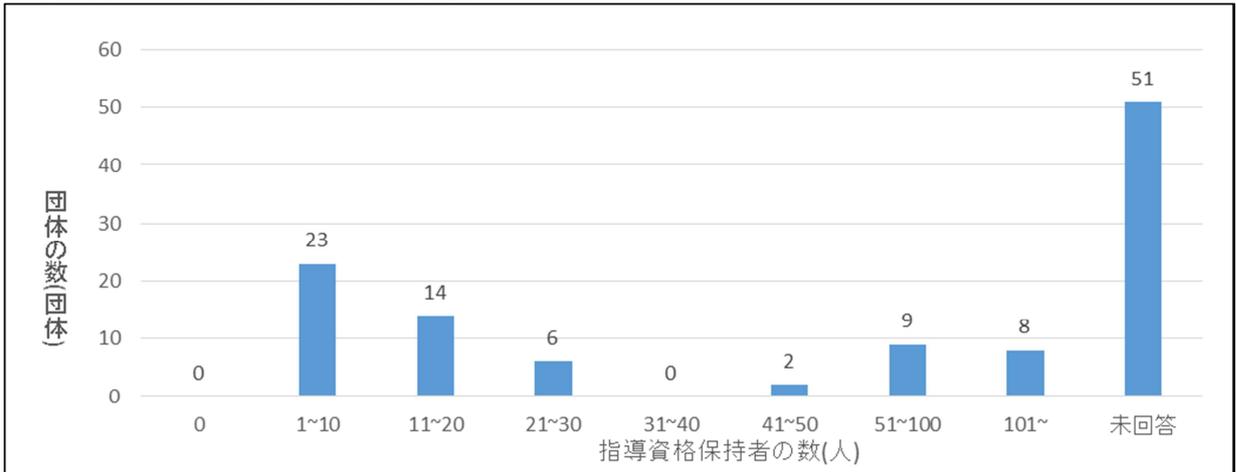
30 歳から 40 歳代の指導資格保持者数（華道）



50 歳から 60 歳代の指導資格保持者（華道）

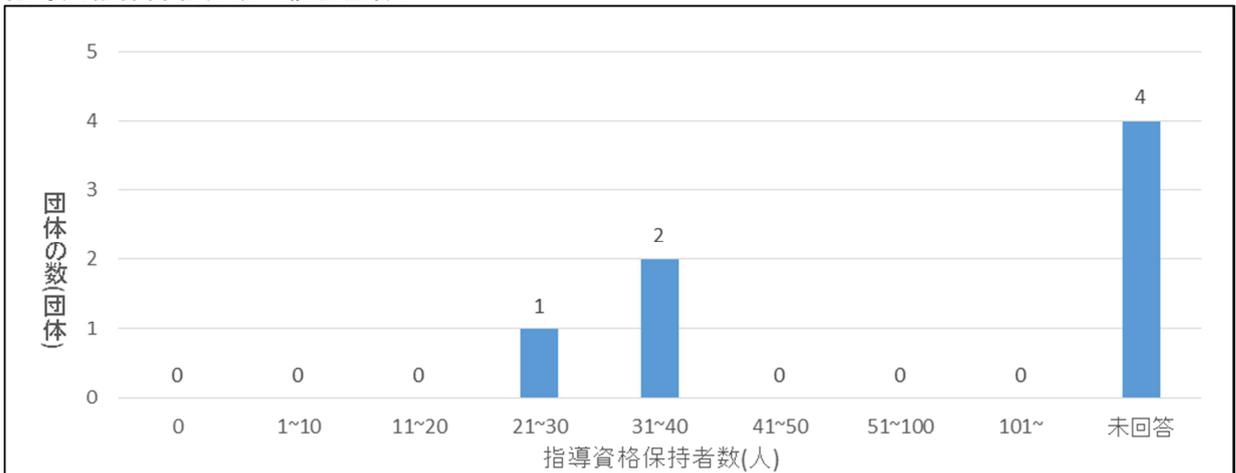


70 歳代以上の指導資格保持者（華道）

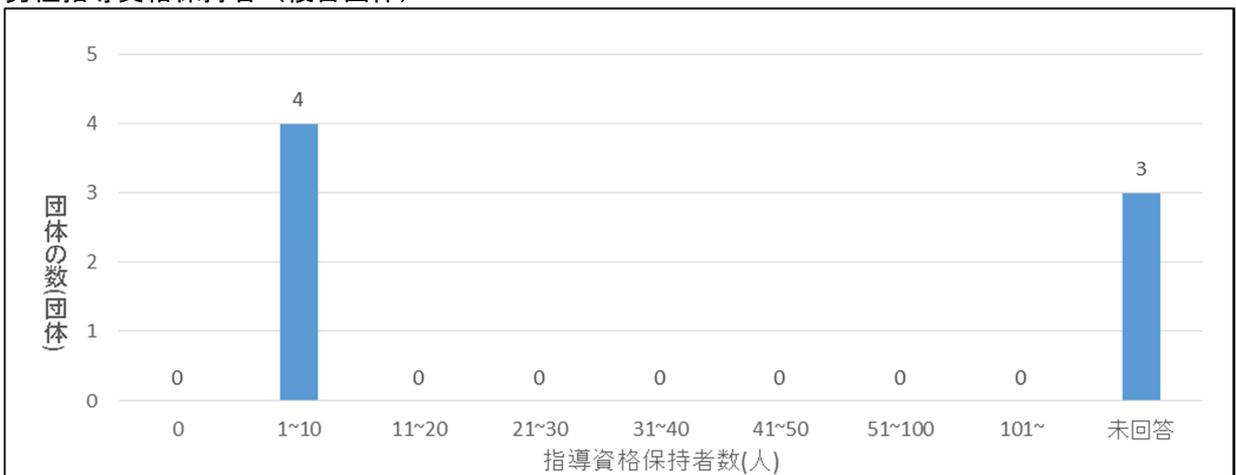


<複合団体>

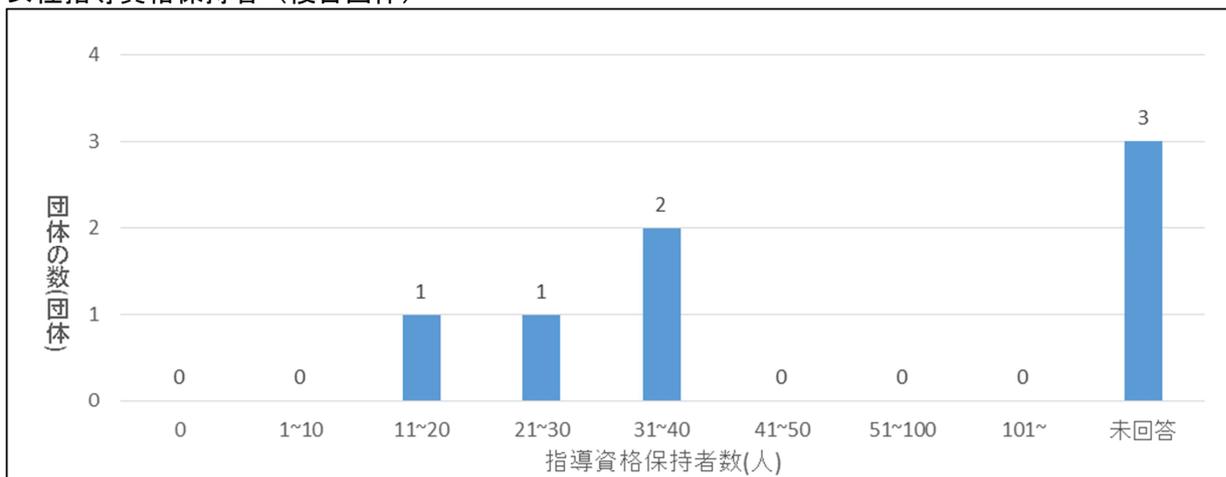
指導資格保持者総数（複合団体）



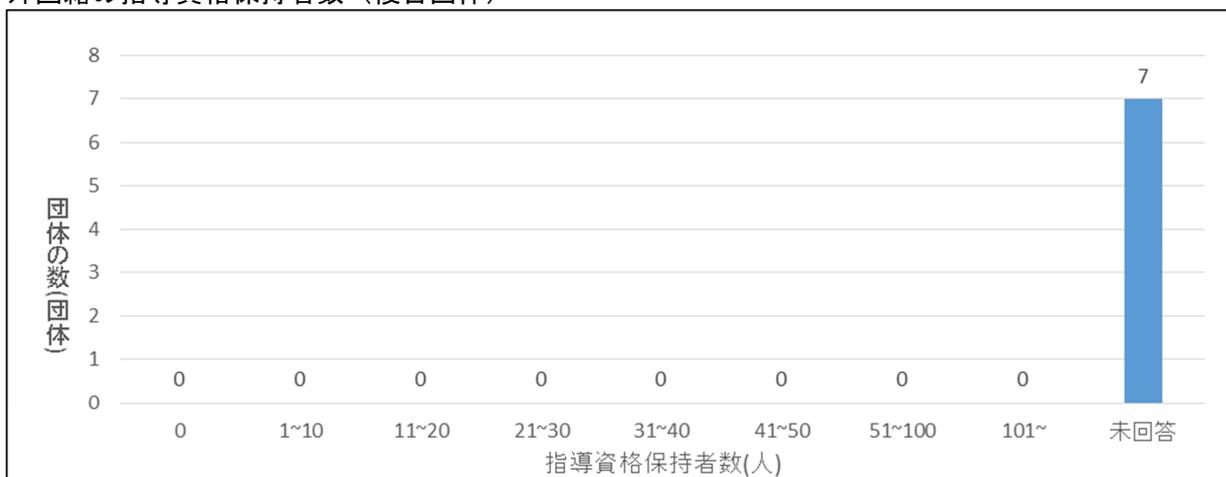
男性指導資格保持者（複合団体）



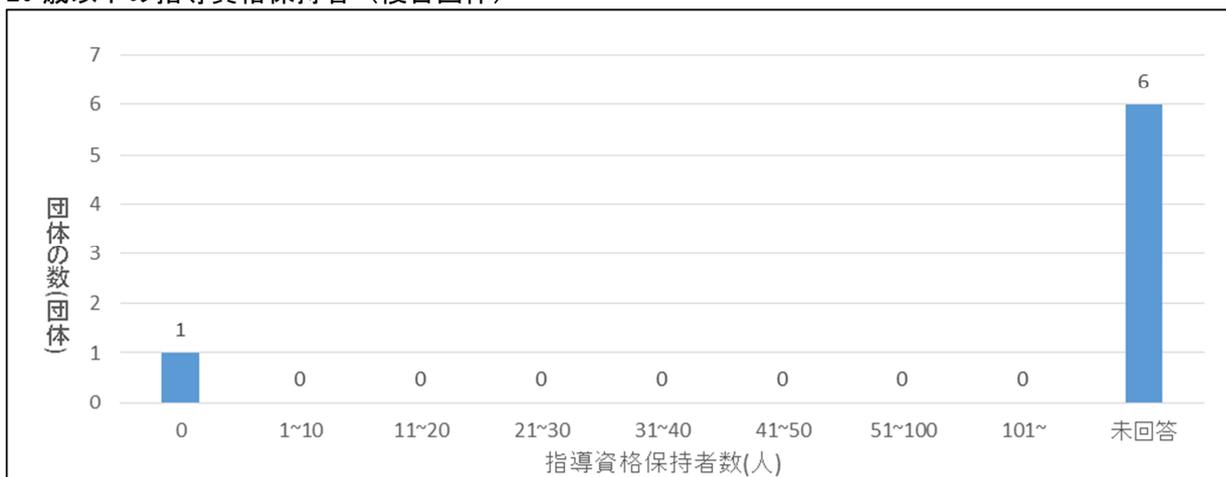
女性指導資格保持者（複合団体）



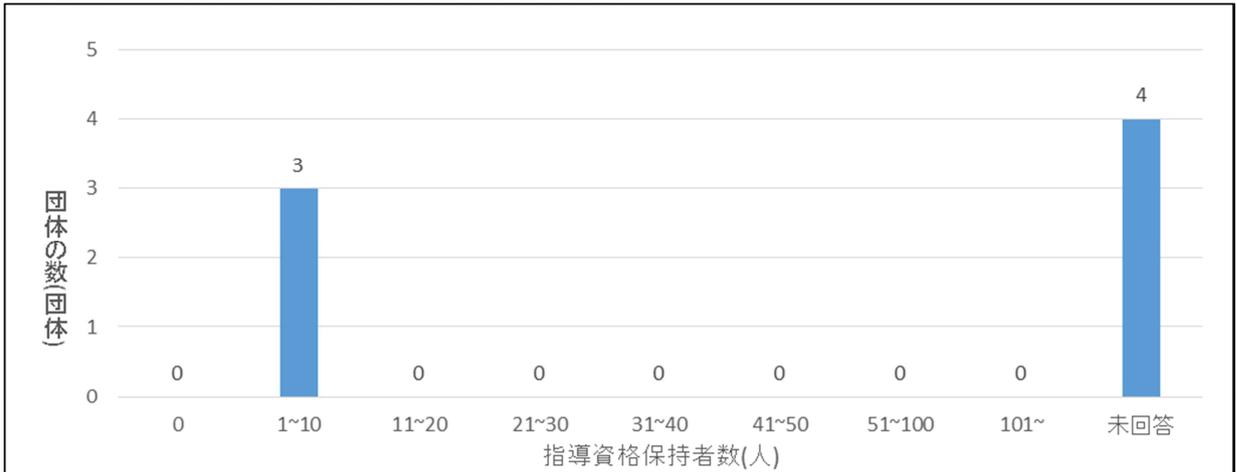
外国籍の指導資格保持者数（複合団体）



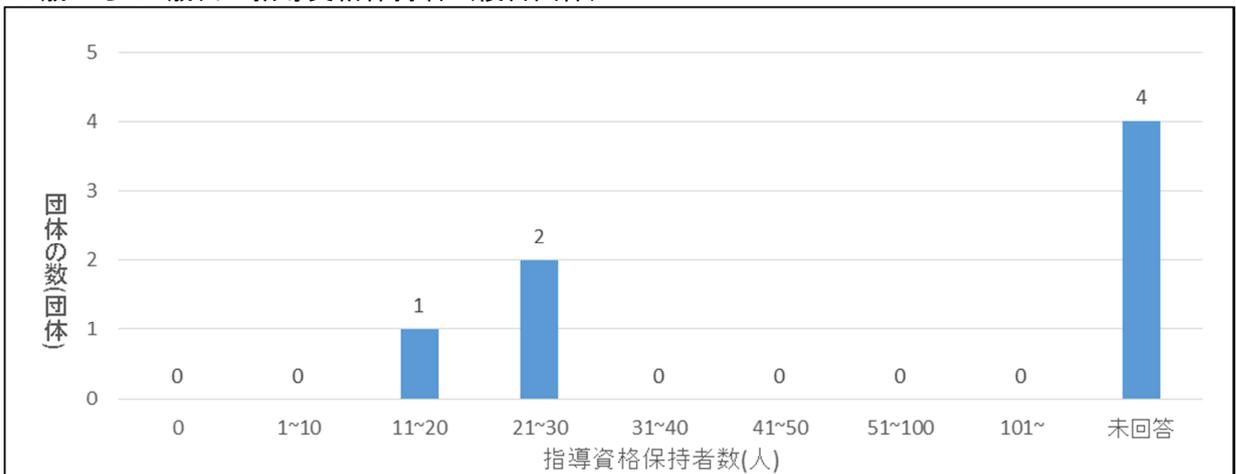
20歳以下の指導資格保持者（複合団体）



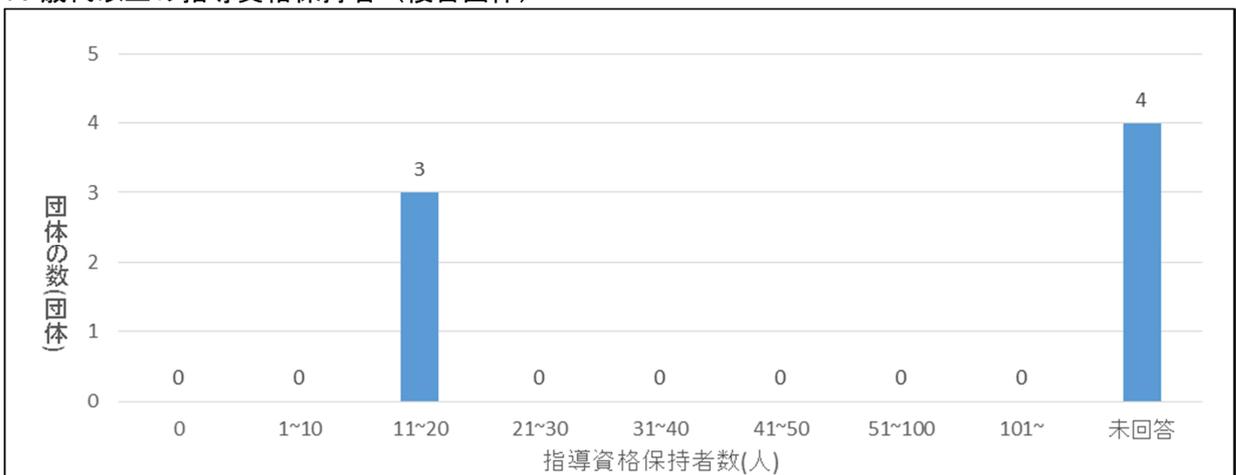
30 歳から 40 歳代の指導資格保持者数（複合団体）



50 歳から 60 歳代の指導資格保持者（複合団体）

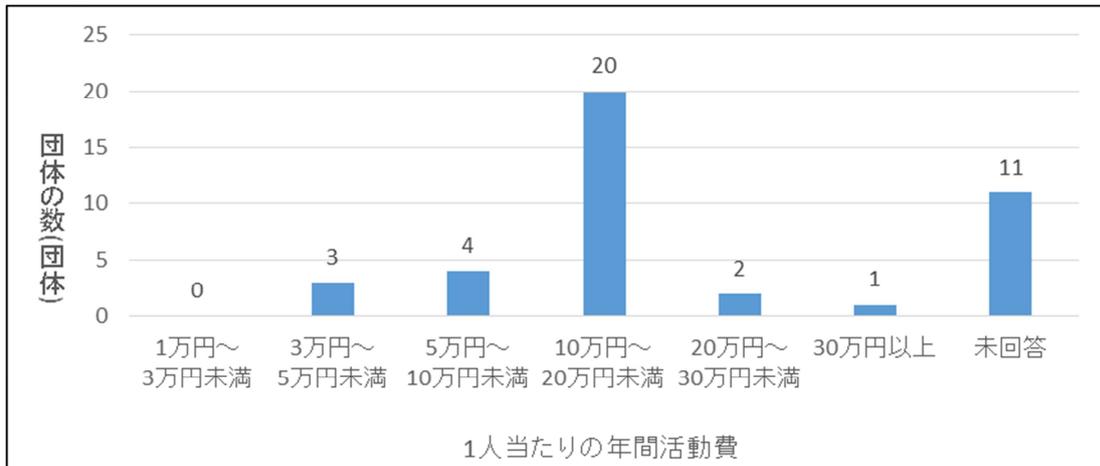


70 歳代以上の指導資格保持者（複合団体）

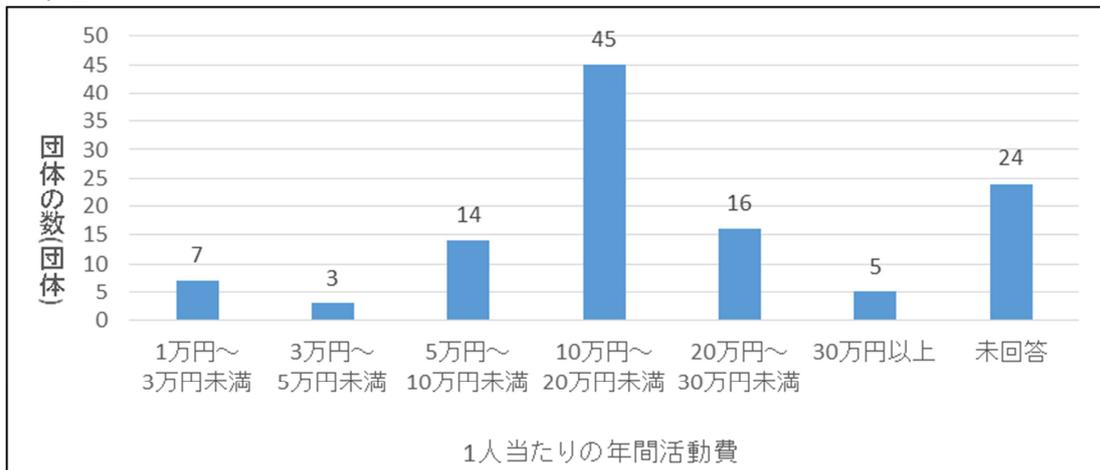


〇1人当たり年間活動費

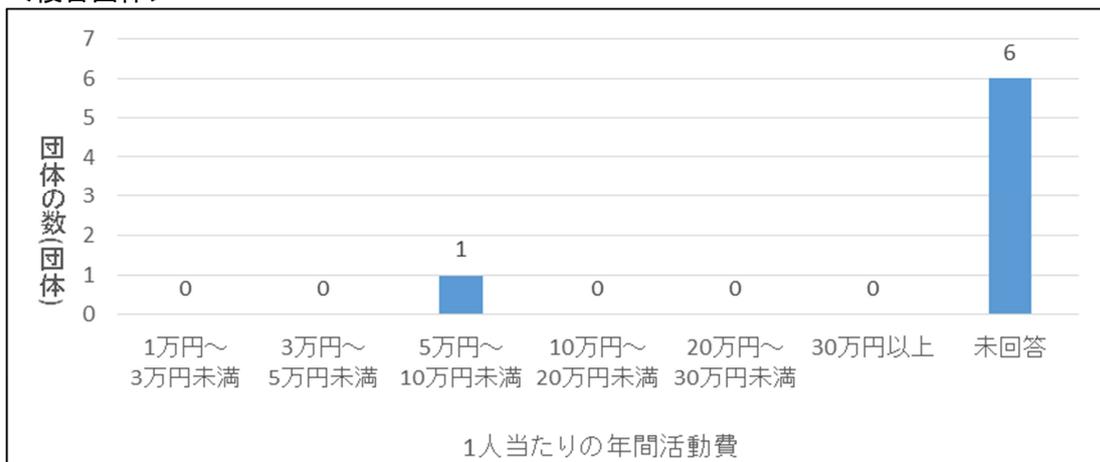
<茶道>



<華道>



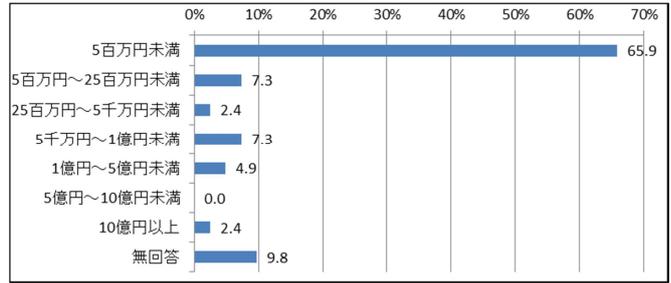
<複合団体>



○流派の年間事業予算額

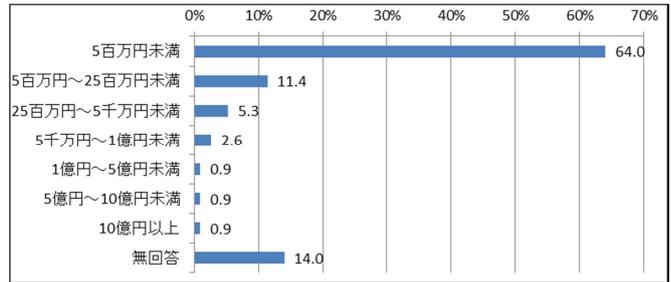
<茶道>

	回答数	回答割合
5百万円未満	27	65.9%
5百万円～25百万円未満	3	7.3%
25百万円～5千万円未満	1	2.4%
5千万円～1億円未満	3	7.3%
1億円～5億円未満	2	4.9%
5億円～10億円未満	0	0.0%
10億円以上	1	2.4%
無回答	4	9.8%



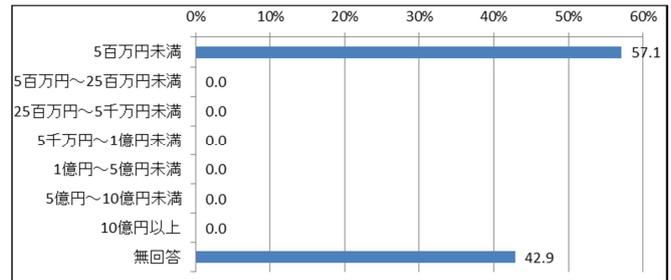
<華道>

	回答数	回答割合
5百万円未満	73	64.0%
5百万円～25百万円未満	13	11.4%
25百万円～5千万円未満	6	5.3%
5千万円～1億円未満	3	2.6%
1億円～5億円未満	1	0.9%
5億円～10億円未満	1	0.9%
10億円以上	1	0.9%
無回答	16	14.0%



<複合団体>

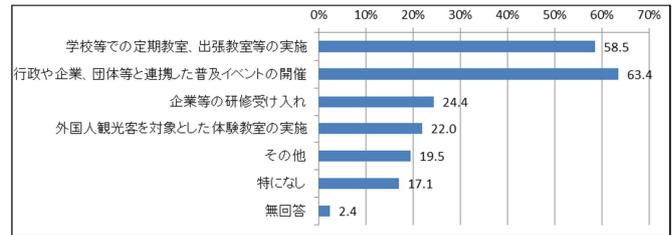
	回答数	回答割合
5百万円未満	4	57.1%
5百万円～25百万円未満	0	0.0%
25百万円～5千万円未満	0	0.0%
5千万円～1億円未満	0	0.0%
1億円～5億円未満	0	0.0%
5億円～10億円未満	0	0.0%
10億円以上	0	0.0%
無回答	3	42.9%



○新規会員の獲得に向けて現在、実施している活動

<茶道>

	回答数	回答割合
学校等での定期教室、出張教室等の実施	24	58.5%
行政や企業、団体等と連携した普及イベントの開催	26	63.4%
企業等の研修受け入れ	10	24.4%
外国人観光客を対象とした体験教室の実施	9	22.0%
その他	8	19.5%
特になし	7	17.1%
無回答	1	2.4%

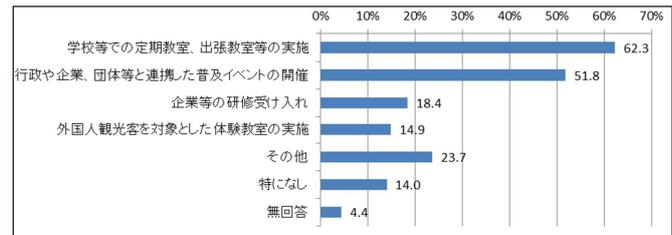


※その他

- ・ホームページに動画を載せるなど、インターネットの活用
- ・社会人向け初心者体験レッスン
- ・1か月に1度初めての方を対象に新しい形の茶会を開催
- ・イベントの添釜
- ・定期茶会等
- ・流派の茶会を実施 など

<華道>

	回答数	回答割合
学校等での定期教室、出張教室等の実施	71	62.3%
行政や企業、団体等と連携した普及イベントの開催	59	51.8%
企業等の研修受け入れ	21	18.4%
外国人観光客を対象とした体験教室の実施	17	14.9%
その他	27	23.7%
特になし	16	14.0%
無回答	5	4.4%

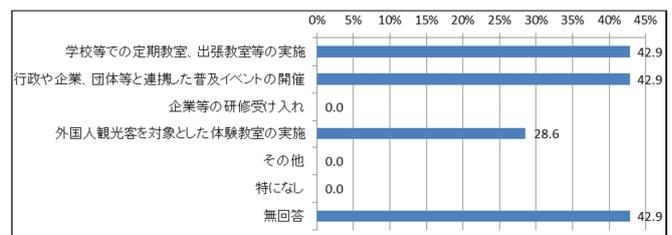


※その他

- ・日韓交流花展などの花展や流展の開催
- ・大学などでの出張教授や講演活動
- ・百貨店、文化サロンでの無料体験レッスン
- ・自治体等の文化祭やイベントなど地域業事などでの出展
- ・海外でのいけば花普及
- ・ハワイ、ロシア、中国、アメリカにある日本人学校に勤めもあり、留学生にも指導する
- ・子供（小中）いけば花教室や親子で学ぶ教室の開催
- ・ホームページやSNSによる情報発信
- ・ホームページ対応無料体験教室いけばボランティア など

<複合団体>

	回答数	回答割合
学校等での定期教室、出張教室等の実施	3	42.9%
行政や企業、団体等と連携した普及イベントの開催	3	42.9%
企業等の研修受け入れ	0	0.0%
外国人観光客を対象とした体験教室の実施	2	28.6%
その他	0	0.0%
特になし	0	0.0%
無回答	3	42.9%



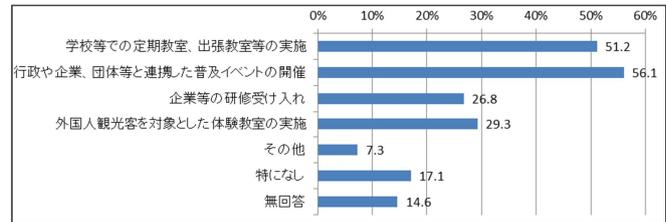
※その他

- ・昨年末より地元自治体と実施に向けて動き出している
- ・地域での親子教室 など

○新規会員の獲得に向けて今後、予定・検討している活動

<茶道>

	回答数	回答割合
学校等での定期教室、出張教室等の実施	21	51.2%
行政や企業、団体等と連携した普及イベントの開催	23	56.1%
企業等の研修受け入れ	11	26.8%
外国人観光客を対象とした体験教室の実施	12	29.3%
その他	3	7.3%
特になし	7	17.1%
無回答	6	14.6%

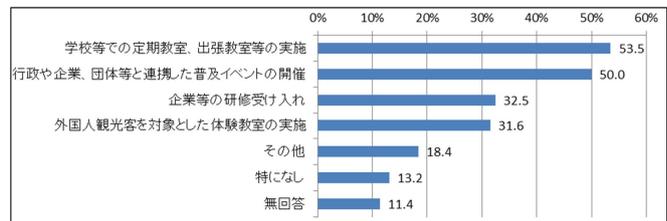


※その他

- ・オリンピック観光客の日本文化体験の機会を提供
- ・外国でのセミナー
- ・イベントの添釜
- ・定期的な茶会の開催 など

<華道>

	回答数	回答割合
学校等での定期教室、出張教室等の実施	61	53.5%
行政や企業、団体等と連携した普及イベントの開催	57	50.0%
企業等の研修受け入れ	37	32.5%
外国人観光客を対象とした体験教室の実施	36	31.6%
その他	21	18.4%
特になし	15	13.2%
無回答	13	11.4%

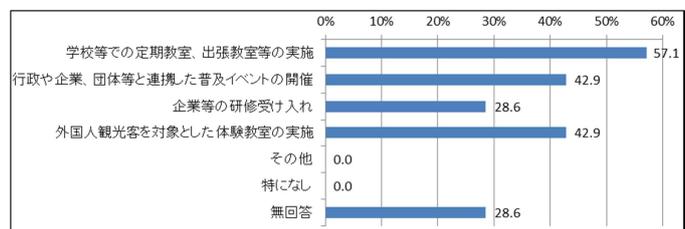


※その他

- ・花展や流展の開催
- ・自治体等の文化祭に出展を続けていく
- ・いけばな展時など作品発表の機会での体験
- ・体験教室の開催
- ・子どもいけばな体験教室や親子で学ぶ教室
- ・ホームページの更新
- ・若い方々に流派を知っていただくためのパンフレット作り
- ・訪日外国人への体験教室の開放
- ・海外で生け花を普及し、海外の要望にも応えたい など

<複合団体>

	回答数	回答割合
学校等での定期教室、出張教室等の実施	4	57.1%
行政や企業、団体等と連携した普及イベントの開催	3	42.9%
企業等の研修受け入れ	2	28.6%
外国人観光客を対象とした体験教室の実施	3	42.9%
その他	0	0.0%
特になし	0	0.0%
無回答	2	28.6%



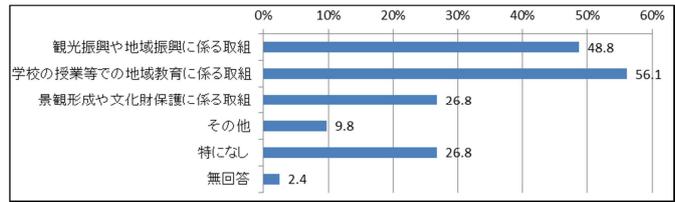
※その他

- ・短期留学生に実施した。活動するにはお金がかかり個人では難しい。自治体で取り上げてほしい。
- ・地域での親子教室 など

○地域（地元自治会や学校）との連携について現在実施している取組

<茶道>

	回答数	回答割合
観光振興や地域振興に係る取組	20	48.8%
学校の授業等での地域教育に係る取組	23	56.1%
景観形成や文化財保護に係る取組	11	26.8%
その他	4	9.8%
特になし	11	26.8%
無回答	1	2.4%

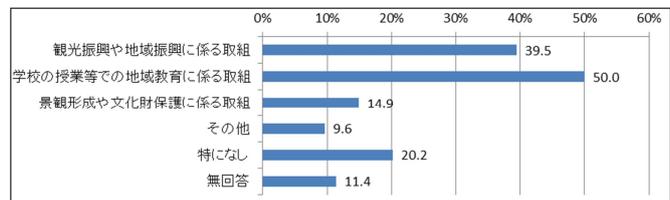


※その他

- ・茶会の席持
- ・自治体で学校教育に参入 など

<華道>

	回答数	回答割合
観光振興や地域振興に係る取組	45	39.5%
学校の授業等での地域教育に係る取組	57	50.0%
景観形成や文化財保護に係る取組	17	14.9%
その他	11	9.6%
特になし	23	20.2%
無回答	13	11.4%

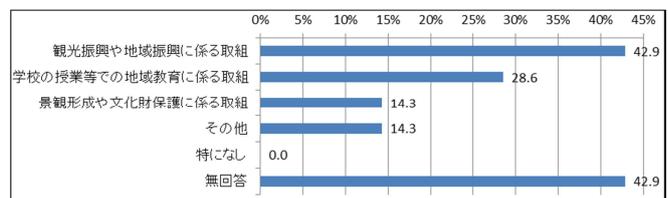


※その他

- ・子育て中の母親、幼児を対象としたスクール
- ・子供教室を積極的に行う
- ・子どもいけばな体験教室
- ・自治体等の文化祭に参加している
- ・市協会との体験教室
- ・地域の歴史的な建物等での作品展等
- ・公共施設への生け花ボランティア
- ・各種作品発表会に参加
- ・各流派の指導
- ・伝統に関する公開講座 など

<複合団体>

	回答数	回答割合
観光振興や地域振興に係る取組	3	42.9%
学校の授業等での地域教育に係る取組	2	28.6%
景観形成や文化財保護に係る取組	1	14.3%
その他	1	14.3%
特になし	0	0.0%
無回答	3	42.9%



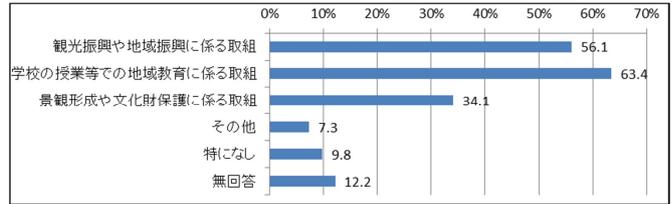
※その他

- ・伝統文化親子教室事業において、小学校1校で実施した。1年間に12回実施した。

○地域（地元自治会や学校）との連携について今後予定している取組

<茶道>

	回答数	回答割合
観光振興や地域振興に係る取組	23	56.1%
学校の授業等での地域教育に係る取組	26	63.4%
景観形成や文化財保護に係る取組	14	34.1%
その他	3	7.3%
特になし	4	9.8%
無回答	5	12.2%

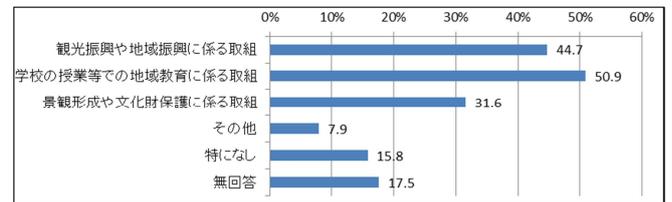


※その他

- ・都連・各茶道連盟と協力した茶会など
- ・地元企業と連絡し、文化活動を推進 など

<華道>

	回答数	回答割合
観光振興や地域振興に係る取組	51	44.7%
学校の授業等での地域教育に係る取組	58	50.9%
景観形成や文化財保護に係る取組	36	31.6%
その他	9	7.9%
特になし	18	15.8%
無回答	20	17.5%

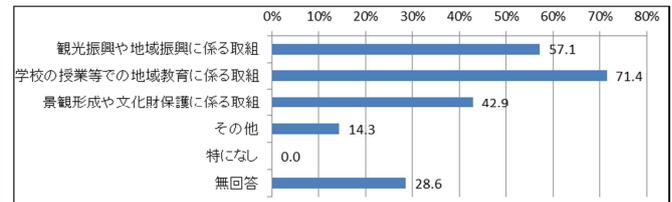


※その他

- ・自治体等の文化祭行事に出展
- ・東京オリンピックに向けていけばなのホームページを作成
- ・外国人体験教室
- ・島しょ部の文化事業、障害者への文化事業、外国人観光客への文化事業
- ・流派を超えた茶華道記念館の開設
- ・子供教室を積極的に行う
- ・学童保育の場にていけばなの体験
- ・子どもいけばな体験教室
- ・伝統文化こどもお花とお茶教室 など

<複合団体>

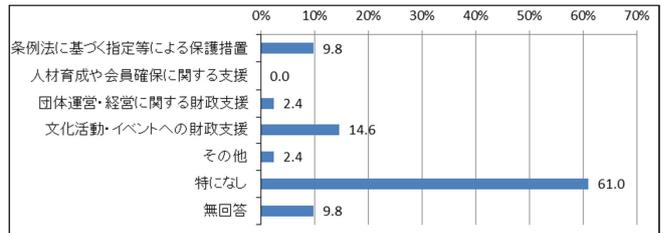
	回答数	回答割合
観光振興や地域振興に係る取組	4	57.1%
学校の授業等での地域教育に係る取組	5	71.4%
景観形成や文化財保護に係る取組	3	42.9%
その他	1	14.3%
特になし	0	0.0%
無回答	2	28.6%



○地方公共団体から現在、受けている保護措置

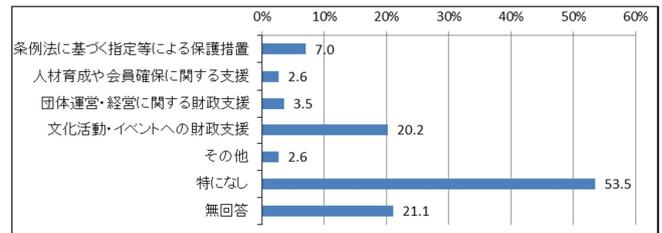
<茶道>

	回答数	回答割合
条例法に基づく指定等による保護措置	4	9.8%
人材育成や会員確保に関する支援	0	0.0%
団体運営・経営に関する財政支援	1	2.4%
文化活動・イベントへの財政支援	6	14.6%
その他	1	2.4%
特になし	25	61.0%
無回答	4	9.8%



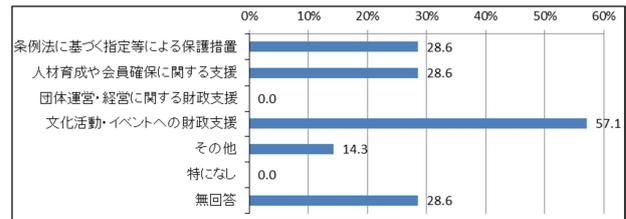
<華道>

	回答数	回答割合
条例法に基づく指定等による保護措置	8	7.0%
人材育成や会員確保に関する支援	3	2.6%
団体運営・経営に関する財政支援	4	3.5%
文化活動・イベントへの財政支援	23	20.2%
その他	3	2.6%
特になし	61	53.5%
無回答	24	21.1%



<複合団体>

	回答数	回答割合
条例法に基づく指定等による保護措置	2	28.6%
人材育成や会員確保に関する支援	2	28.6%
団体運営・経営に関する財政支援	0	0.0%
文化活動・イベントへの財政支援	4	57.1%
その他	1	14.3%
特になし	0	0.0%
無回答	2	28.6%



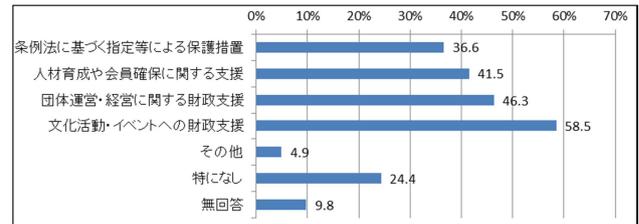
※その他

- ・自治体に年に1度花展と茶会の会場を提供・協賛していただいている

○地方公共団体から今後、受きたい・受ける予定の保護措置

<茶道>

	回答数	回答割合
条例法に基づく指定等による保護措置	15	36.6%
人材育成や会員確保に関する支援	17	41.5%
団体運営・経営に関する財政支援	19	46.3%
文化活動・イベントへの財政支援	24	58.5%
その他	2	4.9%
特になし	10	24.4%
無回答	4	9.8%

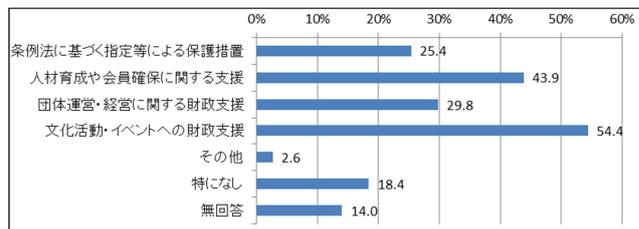


※その他

- ・ 広報活動ができる支援

<華道>

	回答数	回答割合
条例法に基づく指定等による保護措置	29	25.4%
人材育成や会員確保に関する支援	50	43.9%
団体運営・経営に関する財政支援	34	29.8%
文化活動・イベントへの財政支援	62	54.4%
その他	3	2.6%
特になし	21	18.4%
無回答	16	14.0%



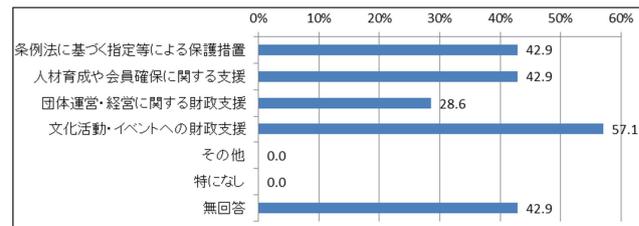
※その他

- ・ 世界無形文化遺産への参入
- ・ 財政支援を受けたい
- ・ 華展会場を安く借りたい
- ・ 学生華展出品者に援助して欲しい
- ・ 学校の授業で教えたい
- ・ 講演会講師無料派遣

など

<複合団体>

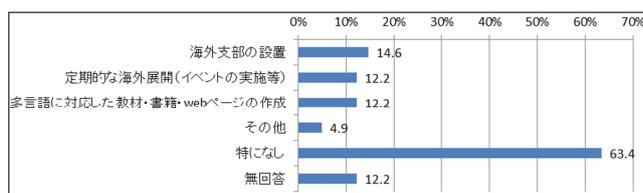
	回答数	回答割合
条例法に基づく指定等による保護措置	3	42.9%
人材育成や会員確保に関する支援	3	42.9%
団体運営・経営に関する財政支援	2	28.6%
文化活動・イベントへの財政支援	4	57.1%
その他	0	0.0%
特になし	0	0.0%
無回答	3	42.9%



○海外展開について現在、実施している活動

<茶道>

	回答数	回答割合
海外支部の設置	6	14.6%
定期的な海外展開(イベントの実施等)	5	12.2%
多言語に対応した教材・書籍・webページの作成	5	12.2%
その他	2	4.9%
特になし	26	63.4%
無回答	5	12.2%

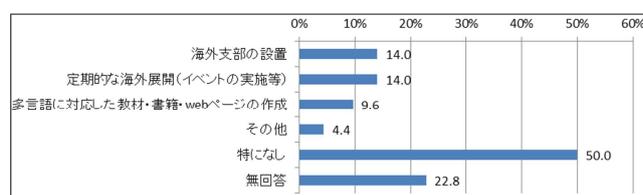


※その他

- ・通信講座
- ・不定期ながら、必要に応じ海外で活動する など

<華道>

	回答数	回答割合
海外支部の設置	16	14.0%
定期的な海外展開(イベントの実施等)	16	14.0%
多言語に対応した教材・書籍・webページの作成	11	9.6%
その他	5	4.4%
特になし	57	50.0%
無回答	26	22.8%

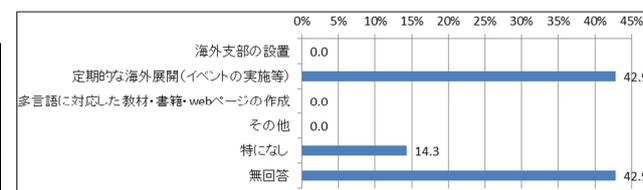


※その他

- ・小・中学生への教授
- ・親善交流花展及び単発での展示
- ・英文テキスト
- ・海外(韓国、台湾、香港)のいけばな展へ参加 など

<複合団体>

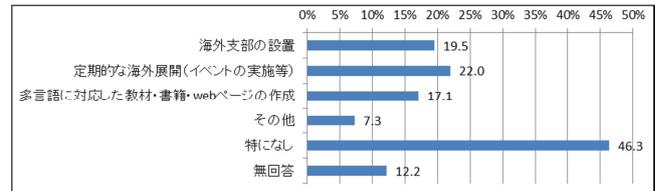
	回答数	回答割合
海外支部の設置	0	0.0%
定期的な海外展開(イベントの実施等)	3	42.9%
多言語に対応した教材・書籍・webページの作成	0	0.0%
その他	0	0.0%
特になし	1	14.3%
無回答	3	42.9%



○海外展開について今後、予定している活動

<茶道>

	回答数	回答割合
海外支部の設置	8	19.5%
定期的な海外展開(イベントの実施等)	9	22.0%
多言語に対応した教材・書籍・webページの作成	7	17.1%
その他	3	7.3%
特になし	19	46.3%
無回答	5	12.2%

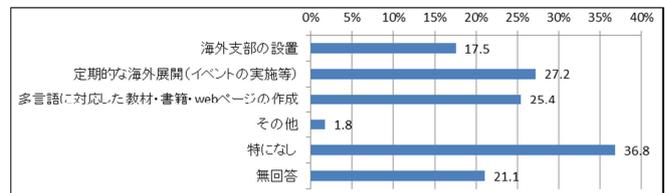


※その他

- ・ ニューヨークやブルックリンの植物園で定期的に4月桜祭りに参加
- ・ 在日外国人向けに茶会を開催
- ・ 会員の育成と増加を計る
- ・ 道具類などの収納間の創設 など

<華道>

	回答数	回答割合
海外支部の設置	20	17.5%
定期的な海外展開(イベントの実施等)	31	27.2%
多言語に対応した教材・書籍・webページの作成	29	25.4%
その他	2	1.8%
特になし	42	36.8%
無回答	24	21.1%



※その他

- ・ 国際的いけばな青少年交流行事
- ・ 中国の都市との交流
- ・ 海外(韓国、台湾、香港)のいけばな展へ参加 など

<複合団体>

	回答数	回答割合
海外支部の設置	0	0.0%
定期的な海外展開(イベントの実施等)	2	28.6%
多言語に対応した教材・書籍・webページの作成	0	0.0%
その他	1	14.3%
特になし	0	0.0%
無回答	4	57.1%



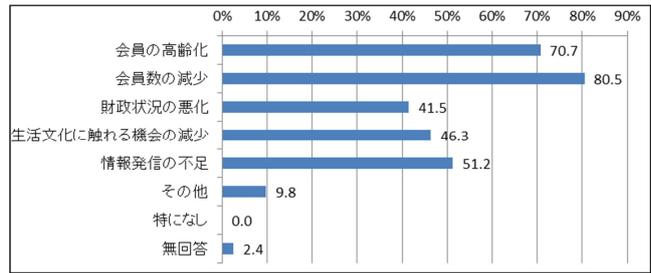
※その他

- ・ 海外への発信手法などについて今年度検討会で行っている

○現状における問題点

<茶道の現状における問題点>

	回答数	回答割合
会員の高齢化	29	70.7%
会員数の減少	33	80.5%
財政状況の悪化	17	41.5%
生活文化に触れる機会の減少	19	46.3%
情報発信の不足	21	51.2%
その他	4	9.8%
特になし	0	0.0%
無回答	1	2.4%



※その他

【会員数の減少】…10件

- ・若い人の入門が減り、会員数が減少している。
- ・結婚などを機に転出する女性が続ける環境が十分でない。
- ・若い人の入門を促すために、ホームページを作成したし、マスコミを活用したいが、その技術がない。
- ・会員数の減少や免状取得者の減少によって、団体の存続はもとより、御流儀の継承に深刻な影響が生じることを危惧している。

【伝統的な文化への関心の希薄化】…10件

- ・趣味や遊びの多様化、生活様式の変化（一般家庭では畳で座ることが少なくなり炭を使わなくなり、着物を着ることがなくなり、塗り物の器は使用しなくなり・・・等）により、伝統的な茶道は維持しにくくなっている。
- ・茶道への関心の薄れ。

【道具類・茶室等の維持・確保の難しさ】…4件

- ・道具類の確保維持に多額の費用がかかる。

【会員の高齢化】…3件

- ・現在日本の伝統芸能全般に言えることであるが、会員の高齢化が著しい。世代交代がうまくいっていないことが考えられるが、次世代を担う若年層や壮年層は日々生活に追われており、お稽古を始めても続かないことが多い。

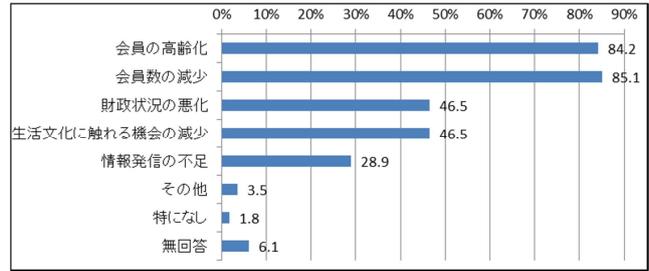
【財政難】…3件

- ・流派を維持していくための資金が不足している。

など

<華道の現状における問題点>

	回答数	回答割合
会員の高齢化	96	84.2%
会員数の減少	97	85.1%
財政状況の悪化	53	46.5%
生活文化に触れる機会の減少	53	46.5%
情報発信の不足	33	28.9%
その他	4	3.5%
特になし	2	1.8%
無回答	7	6.1%



※その他

【伝統的な文化に触れる機会の減少】…20件

- ・生活の多様化・機械化が進み、花を飾るスペースがなくなり、文化を通じての心の豊かさや季節を感じる余裕が難しくなっている。
- ・いけばな文化に触れる機会の減少による関心の薄さ。
- ・企業や学校教育において、いけばな文化を伝える機会が減少している。

【多様なニーズへの適応の難しさ】…14件

- ・女性の社会進出や仕事の多忙さ等により、平日のレッスンが困難となり、教室のあり方を考える必要があるが、実践していくことが難しい。
- ・和の文化に関心を以って入会してくれる若い人がいるが、なかなか続かない。何が魅力で何が負担に感じるのか知りたい。
- ・小さい流派における情報発信の難しさ。
- ・お稽古していても免状はいらないという人が昨今の社会状況とともに増えてきている。(隠れ会員の増加)
- ・若い人が稽古を続けていくことが難しい。
- ・代々武士階級か素封家を対象にのみ稽古をしていたため、誰でもが門下生にという訳にはいかない風が残っている。

【会員数の減少】…12件

- ・年々新規加入者が減り(特に若い世代)、現状維持をしてゆくことも難しい状態になっている。
- ・中学校の華道部の入部が減少している。

【財政難】…9件

- ・財政支援をしていただきたい。
- ・いけばなや日本の伝統文化で生計を立てることが難しい。
- ・広告経費や情報発信のための費用確保が難しい。

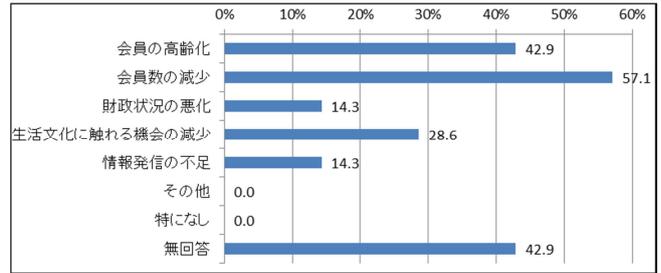
【指導者・会員の高齢化】…8件

- ・指導者の高齢化による指導者不足。
- ・会員の高齢化により、教室を存続していくのが難しい。

など

<複合団体の現状における問題点>

	回答数	回答割合
会員の高齢化	3	42.9%
会員数の減少	4	57.1%
財政状況の悪化	1	14.3%
生活文化に触れる機会の減少	2	28.6%
情報発信の不足	1	14.3%
その他	0	0.0%
特になし	0	0.0%
無回答	3	42.9%



※その他

【伝統的な文化に触れる機会の減少】…2件

- ・日本の伝統文化を中学校教育の必須科目として取り入れ、次世代に日本の伝統文化の素晴らしさを伝承させるために一致団結しなければならない。

【多様なニーズへの適応の難しさ】…1件

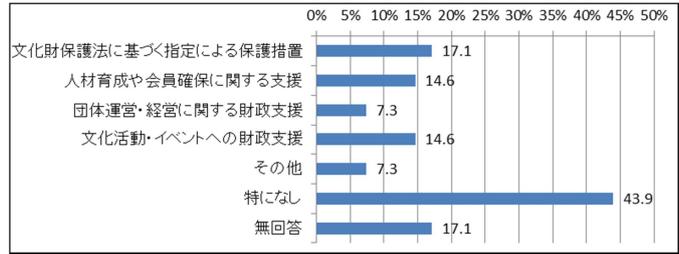
- ・情報発信が不足しているが、若い人のようにインターネットなども出来ず、周知の方法を知りたい。

など

○現在、実施している活動の中で国からの保護措置の必要性のあるもの

<茶道>

	回答数	回答割合
文化財保護法に基づく指定による保護措置	7	17.1%
人材育成や会員確保に関する支援	6	14.6%
団体運営・経営に関する財政支援	3	7.3%
文化活動・イベントへの財政支援	6	14.6%
その他	3	7.3%
特になし	18	43.9%
無回答	7	17.1%

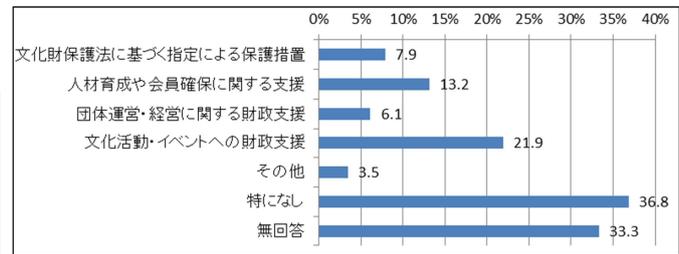


※その他

- ・ 著作物の作成 など

<華道>

	回答数	回答割合
文化財保護法に基づく指定による保護措置	9	7.9%
人材育成や会員確保に関する支援	15	13.2%
団体運営・経営に関する財政支援	7	6.1%
文化活動・イベントへの財政支援	25	21.9%
その他	4	3.5%
特になし	42	36.8%
無回答	38	33.3%

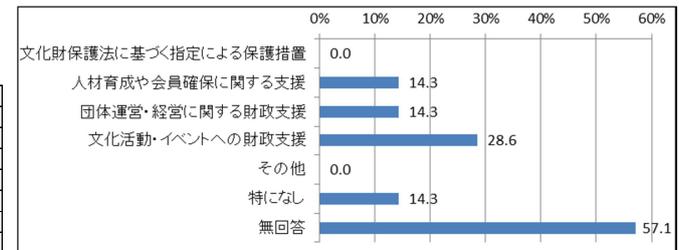


※その他

- ・ 自治体等で行われる文化祭への出展
- ・ 公共的な華展会場の設置
- ・ 子どもいけばな体験教室 など

<複合団体>

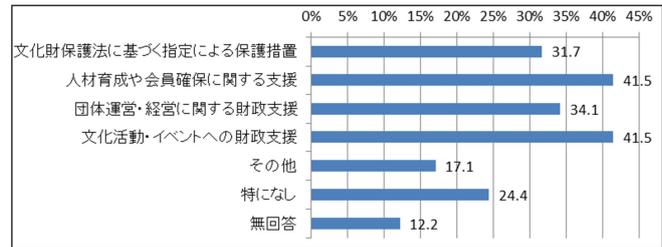
	回答数	回答割合
文化財保護法に基づく指定による保護措置		0.0%
人材育成や会員確保に関する支援	1	14.3%
団体運営・経営に関する財政支援	1	14.3%
文化活動・イベントへの財政支援	2	28.6%
その他	0	0.0%
特になし	1	14.3%
無回答	4	57.1%



○今後、予定・検討している活動の中で国からの保護措置の必要性のあるもの

<茶道>

	回答数	回答割合
文化財保護法に基づく指定による保護措置	13	31.7%
人材育成や会員確保に関する支援	17	41.5%
団体運営・経営に関する財政支援	14	34.1%
文化活動・イベントへの財政支援	17	41.5%
その他	7	17.1%
特になし	10	24.4%
無回答	5	12.2%

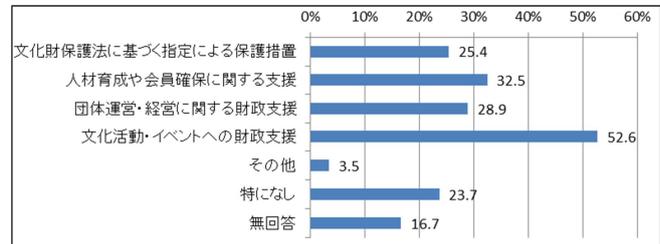


※その他

- ・流派の法人化
- ・古文書、道具類の収納間の創設の支援 など

<華道>

	回答数	回答割合
文化財保護法に基づく指定による保護措置	29	25.4%
人材育成や会員確保に関する支援	37	32.5%
団体運営・経営に関する財政支援	33	28.9%
文化活動・イベントへの財政支援	60	52.6%
その他	4	3.5%
特になし	27	23.7%
無回答	19	16.7%

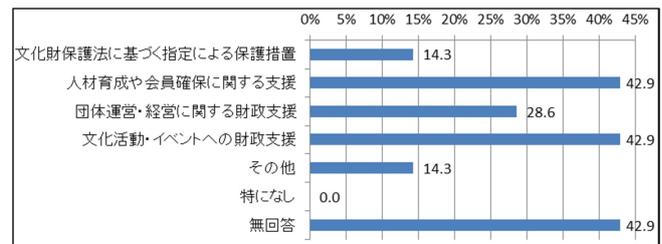


※その他

- ・子どもいけばな体験教室
- ・公開講座の実施 など

<複合団体>

	回答数	回答割合
文化財保護法に基づく指定による保護措置	1	14.3%
人材育成や会員確保に関する支援	3	42.9%
団体運営・経営に関する財政支援	2	28.6%
文化活動・イベントへの財政支援	3	42.9%
その他	1	14.3%
特になし	0	0.0%
無回答	3	42.9%



※その他

- ・学校教育に日本の伝統文化としての茶道を組み込んで欲しい

○伝統的生活文化の保護・活用に関する主な自由意見

<茶道の保護・活用に関する主な自由意見>

【幼少期からの教育の強化】…6件

- ・小さいころから日本の文化を教えるべきである。
- ・学校教育に伝統的な生活文化を組み入れるべきである。

【財政的支援】…5件

- ・団体の下部にまでお金が渡るように、各教室または稽古場につき支援金を渡してみてもどうか。
- ・補助金や助成制度などについて情報を頂きたい。

【情報発信】…5件

- ・小さいながらも頑張っている流派があることをアピールするイベントを開催してはどうか。
- ・マスメディア等を活用し、茶道の精神性等を一層情報発信するべきである。
- ・どのようにPRしたら効果的なのか分からなく、予算もない。若い人に伝統ある茶道の良さを伝えたいと思っているが、行き詰っているのが現状である。

【生活文化を継承するシステムの構築】…3件

- ・確実に伝承あるものを精査し、現代に価値を与える流儀を保護、支援し、自活用できるシステムを作っていただきたい。
- ・多くの人々に伝承されるものであることが「生活文化」の「生活文化」たるゆえんではないかと思われることから、従来の文化財保護法の枠にあてはめようとせず、「生活文化」の特色を生かした文化保護という観点からは、人間国宝指定を必須としなくても、無形文化財として保護できるように法制度の枠組みを広げることも『生活文化』の文化的価値の見直し・保護につながるのではないかと考える。

【道具類・茶室等の維持・確保の難しさ】…2件

- ・茶道は日本の伝統的、総合芸術であるが、一定の大きさ・質・量を確保するためには多大な費用と労力知識も必要である。

【時代のニーズに合わせた発展】…2件

- ・茶道の実技から学ぶ精神が忘れられ、日本を代表する伝統文化を失ってしまわない為にも時代に即した新しい感覚を持って茶道の保護と活用を実践することが大切である。
- ・教室ができる場所の充実を図る。

など

<華道の保護・活用に関する主な自由意見>

【幼少期からの教育や学校教育の強化・充実】…18件

- ・小中学校へ定期的な華道教室の出張授業を行えるようになれば良い。
- ・伝統文化を幼いころから体験できる環境が整うと良い。
- ・いけばな親子教室の更なる発展を図る。

【生活文化を継承するシステムの構築】…10件

- ・国として、伝統的な生活文化の保護に取り組んでいただきたい。
- ・書類の簡略化をしていただきたい。
- ・国家資格や学校の単位認定等の検討を行ってはどうか。
- ・いけばなの無形文化遺産への登録。

【情報発信】…7件

- ・イベントでの紹介や体験する機会を作り、知っていただくことが必要である。
- ・規模の小さな流派について、日本伝統文化として世界に発信する手段を講じてほしい。
- ・日本独自の文化としての紹介をきちっとしていただける場を作っていただきたい。

【財政的支援】…6件

- ・文化交流の場としての会場や協会への財政支援が今以上に必要である。
- ・学校等の講演等ボランティアで行う先生方がおり、その際の手料費等補助があれば良い。

【環境の整備】…4件

- ・公的な場所や施設などが気軽に利用できれば、文化活動の発展につながる。
- ・行政との連携により、いけばなに触れる機会を設けていただきたい。

【時代のニーズに合わせた発展】…3件

- ・現代に対応できる新しい「いけばな」の可能性を探っている。
- ・少子高齢化の中で流派を継承するための知恵をいただきたい。

など

<複合団体の保護・活用に関する自由意見>

【幼少期からの教育や学校教育の強化・充実】…3件

- ・行政との連携を取り、学校教育の科目として、日本の伝統文化を守り、継承していくことが求められる。

【財政的支援】…2件

- ・財政的支援が必要である。

など

(2) ヒアリング調査

①ヒアリング実施概要

アンケート結果やインターネット情報により、自治体から無形文化財の指定を受けているあるいは斯界を代表する茶道や華道の家元やその保全団体等へヒアリングを実施し、詳細な調査を行った。

◆ヒアリングより得られた知見

・現状

高齢化や文化への関心の希薄化による会員数の減少等が近年顕著となっている。

・行政に求めること

今までどおりの活動に加えて、文化庁など行政サイドで上記のような制度づくりや支援などの動きがあれば、文化の保全がしやすくなる。

また、文化を伝承していくにあたって、法的制度の活用や保全のための組織の構築の手法を伝えてくれるような人材の紹介をするなどのパイプ役を行政に担って欲しい。

以上

1-3. 茶道、華道の団体の実態のまとめ

家元などの各流派へのアンケートやヒアリングおよび横断的組織へのヒアリング調査からみられた現状を以下のように整理した。

<茶道・華道に共通する実態>

○ 生活スタイルや価値観の変化による若者の伝統的生活文化離れ

国の教育方針の転換などにより若い世代の情操教育が変化したことや、学校教育の場での伝統的生活文化の普及活動の減少で、若い人の伝統的生活文化に対する意識そのものが衰退した。加えて、家の構造の変化により花などを飾る場が失われる等、生活様式や生活空間の変化により物質的にも伝統文化離れが進み、一層伝統文化への理解が薄くなったと考えられる。

情報社会において、一般に情報リテラシーの弱い高齢者の家元は、インターネットを活用した情報発信が難しく、若者への周知の方法を模索しているようである。メディアに取り上げられることによる効果は家元側も実感しており、民間のメディアの茶道・華道への理解が重要になっていると考えられる。

○ 会員の高齢化と指導者及び会員数の減少

流派の課題として高齢化と会員数の減少を挙げる流派がアンケートで7割を超え、上記の伝統的生活文化離れに加え、少子高齢化による会員数及び指導者数の減少が進んでおり、伝統的生活文化を嗜む人口減少に拍車を掛けている。ある流派では10年間で会員数は半減したとのことである。また、若若い人が伝統的生活文化に親しみを抱き入会しても、進学・結婚などを機に地域から転出することで、転出先に当該流派がないなどの理由から継続が難しくなっているのが現状である。

新規会員の獲得に向けての活動として、過半数の流派では学校などでの出張授業や、行政や企業などと連携したイベントの開催に現状取り組んでいる。今後求める行政からの支援として、地方公共団体からの指定等の保護措置を挙げる流派は少ないが、文化活動・イベントへの財政支援や人材育成や会員確保に関する支援を要望する声が多いことがアンケート結果からもわかる。

○ 教室の財政難

アンケート結果より6割以上の流派が年間500万円以下の予算規模で活動している。会員数減少による運営資金の減少のほか、企業からの補助も減り、家元の経済的な負担が増している。PRのために、イベント、学校教育の場で普及活動を行うが、一過性の場合が多く、打開策を持っている教室は少ない。会員でも、お稽古はしていても免状はいらないという方が社会状況とともに増えている流派もあり、比較的大きな流派でも専業で茶道・華道を営むことができるケースは減っている。

<茶道の特筆すべき実態>

○ 多様な文化を内包する茶道文化

茶道は、作法以外に茶碗とその台皿、茶棚などの道具や茶室、茶庭およびそこを飾る花や屏風絵など、関連する文化が幅広い。そのため、これらの保全の過程で景観形成や文化財保護に関して地域と連携する取組みが華道より多いようである。同時に、茶室などの大きな有形文化財の相続税や固定資産税などが大きな負担になっており、家元にとってこれらの文化財の維持が徐々に困難になっている。そのため、地方公共団体から受けたい支援として財政支援を挙げる割合が華道よりも若干多い。

○ 敷居の高さ

ある流派からは「従来の茶道・茶の湯は特権階級意識がありすぎ、若い人に敬遠されている。」との声もあるほか、高価な道具を求める旧態依然の茶道の姿勢に対して内部批判も見受けられ、実技よりも精神性を学ぶ茶道の心得に回帰し、現代に迎合する文化としての茶道の活用の仕方を模索する流派もある。

○ 横断的組織の不在

団体の課題として情報発信の不足を挙げる流派が華道は 28.9%であったのに対し、茶道は 51.2%にのぼる。横断的組織がないため、斯界の旗振り役が不在で、海外展開が華道に比べると若干乏しいことなどへも影響していると考えられる。

<華道の特筆すべき実態>

○ 公共空間での地域への貢献可能性

地域と連携して現在実施する取組として、「景観形成や文化財保護に係る取組」を挙げる流派は、茶道より少ないものの、今後、地域と連携する予定の流派は茶道と同様に多い。駅ナカなどの公共空間での展示の機会を増やすことを希望する流派が多いためであると考えられる。

○ 海外展開への意欲

かつてフランスにおいて、華道文化をユネスコ世界無形文化遺産に登録しようと動きがあったように、茶道よりも海外活動に関して比較的積極的にある。現状で海外展開している流派の割合は多くはないが、今後の予定として海外活動を検討している流派の割合は多い。

○ 実態把握の困難

アンケート結果からは、流派の家元から第三者機関による華道の歴史、史実に基づき流派を体系化して欲しいという要望も挙げられ、また、流派を横断する華道の既往研究や文献も少ないように、華道における流派会派の分裂状況は複雑で、それだけ華道文化の多様性を物語っている。華道を学校での必修科目に後押しする動きに対して、こうした状況の中では、まずは流派共通のいけばなのカリキュラムを決めることが先決であるとの声もある。

第2章 茶道、華道の評価状況調査

2-1. 専門誌等のリスト化

茶道、華道、香道について、それぞれの斯界全体を横断的に網羅し、評価する専門誌について直近2年間に発行されたものから以下のようにピックアップした。

(1) 茶道

	書籍名	編者・監修者等	出版社	発行年月日	概要
1	茶湯手帳 (平成28年版)	宮帯出版社編集部	宮帯出版	2015年10月8日	茶の湯愛好家、伝統文化・歴史研究家、教師、学生などが使用することを想定した、茶湯行事カレンダー、茶人列伝、茶湯史略年表、茶湯道統略系図、茶湯家元系譜、茶人花押、職人落款等の資料を盛り込んだ手帳である。毎年改定されている。
2	平成28年 茶道手帳	淡交社編集局	淡交社	2015年10月1日	手帳としての機能性だけでなく、「六家元系譜」「千家十職系譜」など、茶人に必要な基本情報を盛り込んだ40年以上支持され続けている茶の湯の手帳。毎年改定されている。3)
3	茶道実用 手帳2016	宮下 玄覇	宮帯出版	2015年10月	「表・裏千家歴代家元略歴(イラスト入り)」「表・裏千家門人略歴」「万葉がな一覧」「千家界限・東京道場周辺地図」「表・裏千家歴代好み棚一覧」「表・裏千家歴代好み薄茶器一覧」「主要禅語一覧」「大徳寺歴代管長・大徳寺山内塔頭住職」「大徳寺歴代住持一覧」「表・裏千家歴代参禅僧一覧」「大徳寺住持花押(抄)」「国焼一覧」「茶湯史略年表」「表・裏千家・職家年代表」「千家十職歴代系譜・落款一覧」「人間国宝一覧(抄)」「茶湯関係美術館・博物館一覧」「勅題一覧」「利休百首」「年齢の異称・賀寿一覧(抄)」「曲尺・メートル換算表」ほか。毎年改定されている。
4	お点前の 研究：茶 の44流派 の比較と 分析	廣田 吉崇	大隅書店	2015年3月30日	茶の湯のお点前は、流派により、どこがどのように違うのか。お点前の違いから、それぞれの流派の関係はどのように見えてくるのか。大小さまざまな44流派を調査し、各流派の風炉薄茶点前をデータ化して、多変量解析と系統推定による数理的分析を試みる。さらに、現在の点前と近世初期～中期の茶書の記述を精査し、点前が変化してきたことについて検討。資料編として44流派の系譜も紹介する。1)
5	茶の本(いつか読んでみたかった日本の名著シリーズ⑦)	岡倉 天心	致知出版社	2014年4月17日	日本人の心のふるさとを知るための書。全文を読みやすくした101分で読める本。 目次「第1章 茶碗に込めた人間力」「第2章 茶の流派」「第3章 道教と禅」「第4章 茶室」「第5章 芸術の鑑賞」「第6章 花」「第7章 茶人たち」1)
6	図解 茶の湯人物案内	八尾 嘉男	淡交社	2013年11月6日	月刊『淡交』で平成23年から2年間連載された「図解でたどる 茶の湯あれこれ【茶人編】」をもとに、新たな人物の追加やレイアウト変更を敢行しまとめた一冊。多数の図解や400点を超えるイラスト、4コママンガを駆使し、茶道界の歴史を切り開いた人物の事跡や所蔵道具、好み物や茶室、交友録、知られざるエピソードなど、その人物ならではのポイントをピックアップ。 目次「第1章 侘び茶の誕生から完成へ」「第2章 茶の湯百花繚乱」「第3章 次の時代の息吹と歩み」「第4章 新たな担い手の登場」3)
7	近現代における茶の湯家元の研究	廣田 吉崇	慧文社	2012年12月	茶の湯などの伝統文化に欠かせない存在である「家元」。このような家元のあり方は、いつの時代にはじまるのか。家元と天皇・皇族との間には、どのような歴史があったのか。本書は、近現代の茶の湯に焦点をあてて、家元が現代の姿に至る歴史の変遷を明らかにする。茶道家、茶の湯研究者、日本近代史家に必携。1)
8	必携茶湯便利帳 〔改訂版〕	宮下 玄覇	宮帯出版	2012年6月12日	花入の種類、籠の種類、茶碗の各部名称、茶器の種類と名称、茶杓の各部名称、茶入・仕覆の各部名称、釜の種類、釜の各部名称と蓋・鏝・口の種類、掛物・表装の種類、狩野派系図、土佐派系図、雲谷派系図、円山派・四条派系図、仏師系図、歴代管長、古筆切便覧、現代茶道工芸作家名鑑、勅題一覧、茶湯史略年表、茶湯道統略系図、三千家血脈図、茶道家元系譜、茶人花押一覧、香道家元系譜、千家十職系譜、千家十職落款一覧、樂脇窯歴代落款、釜師系譜、古筆鑑定家系譜、人間国宝一覧(抄)、大徳寺山内図、龍宝山大徳寺歴代住

					持一覽、大徳寺歴代管長、大徳寺主要住持花押、黄檗山萬福寺歴代住持一覽、主要禅寺歴代管長一覽、表・裏千家家元参禅僧一覽、曲尺・メートル換算表、西暦・中国・日本年代対照表、日本年号五十音順索引、年齢早見表、年齢の異称 ほか
9	茶の湯人物事典 略伝・ことば・逸話 (茶の湯便利手帳4)	世界文化社	世界文化社	2011年6月16日	千利休、古田織部、小堀遠州、片桐石州など、茶道史を彩った茶人たちの名言や逸話が満載。ハンディ版茶道事典。1)
10	茶の湯便利手帳① 茶道百科ハンドブック	竹内 順一	世界文化社	2010年10月30日	「手軽に持ち歩けるハンディ版茶道事典」をコンセプトに、茶道家元・茶家系譜、茶道史略年表、茶道家元歴代、茶人名鑑、職人名鑑のほか、お茶に係る文化(陶芸、茶道具、茶室)を体系化した紹介も行っている。
11	新版 茶道大辞典	筒井 紘一 (著, 編集) 末宗 廣 (監修) 井口 海仙 (監修)	淡交社	2010年1月30日	『原色茶道大辞典』から3500項目を増補、カラー図版も改編、12500項目を収録した茶道辞典の決定版。本編と「茶道備要」と「索引」からなる別巻の二部構成。本編では重要項目に多数の図版を駆使した特集ページを新設、近現代の茶人、禅僧、茶道研究者など人名項目を増補。別巻の「茶道備要」には茶道の歴史的な資料集をはじめ、茶道具や茶室などの部分名称をイラストなどでわかりやすく解説。「索引」は総索引、人名索引、茶道具別索引、花名索引、菓子名索引と多目的な検索に対応する。1)
12	必携 茶の湯ハンドブック 一日本の文化がよくわかる	辻 宗龍	里文出版	2009年6月15日	茶の湯を学ぶ人のための簡便なハンドブック。12カ月の茶趣と行事、茶道の系譜、禅語・古筆切・古写経切、茶の湯の道具・茶室・露地など、流派を超え、全ての茶人・愛好家に役立つ最新の情報を網羅する。 目次「茶の湯歳時記—十二カ月の茶趣と行事(二十四節気表)」「茶道系譜(茶人系譜、茶道家元・茶家系譜 ほか)」「禅語・古筆切・古写経切(茶席でよく使われる禅語、禅語の出典 ほか)」「茶の湯の道具・茶室・露地(樂家歴代作風と印譜、永樂家歴代作風と印譜 ほか)」「巻末資料」 4)
13	茶人たちの日本文化史	谷 晃	講談社	2007年2月16日	茶の飲用法が伝わったとされる9世紀から現在まで、どのように茶文化は日本の社会に受容され、展開してきたのか。本書は、時代ごとに茶に関する代表的な人物をとりあげ、その時代の茶文化の様相と変遷を描き出す。ともすれば茶の湯に偏重しがちだった既成の茶文化観を排し、茶文化が日本の歴史や文化の中で占める位置を明らかにしてゆく、茶を通して見る日本文化史である。1)
14	茶人と茶の湯の研究	熊倉 功夫	思文閣出版	2004年1月	茶の湯とは、茶人の生きてきたあかしである。その意味で、茶の湯の研究は茶人の研究といかえでも誤りではない。茶の湯誕生以来、つきることのない魅力に富む茶人の軌跡をたどる試みは、茶の湯研究の醍醐味であると同時に、研究者の茶の湯観に対する、過去からの真剣な問いかけでもある。1) 茶の湯とは茶人の生きてきたあかしである。歴史史料の一次史料をよりどころとした正統な方法以外に、茶人の伝聞資料や後世の編纂物から描く方法など、様々な方法から、つきることのない魅力に富む茶人の軌跡をたどる論文集。2)
15	新版 茶道美術手帳	村井 康彦 (著, 編集) 赤沼 多佳 (編集) 筒井 紘一 (編集)	淡交社	2001年12月1日	茶道六家元の系譜、茶人の系譜、古筆切便覧、イラストで学ぶ茶の工芸、単位名称便覧、茶道史年表など、お茶の全てを網羅した茶道便利百科小事典。1987年刊の新版。2)

【出典】

- 1) 「BOOK」 データベース
- 2) 「MARC」 データベース
- 3) 淡交社ホームページ (<https://www.tankosha.co.jp>)
- 4) 「TRC MARC」 の商品解説

(2) 華道

	書籍名	編者・監修者等	出版社	発行年月日	概要
1	「花」の成立と展開	小林 善帆	和泉書院	2008年1月	当時の社会全体のなかで具体的に「たて花」の成立について考察。女子教育における「花」「茶」の受容、近代における「花」「茶」のありようを再考した。1)
2	必携 いけばな便利帳	主婦の友社	主婦の友社	1998年5月	六百年の歴史を持つ我が国の生け花の基礎知識や技法を簡潔にまとめたガイドブック。内容は歴史、様式、花材、技術、道具、伝承、人物、文献、流派、用語など多岐にわたるが、流派を超えて広く役立つ。2)
3	花道史研究	山根 有三	中央公論美術出版	1996年5月	永く東京大学にあって、幾多の美術史研究者を輩出させた教育者であると共に、宗達・光琳を中心とする琳派研究において新領域を開拓し、中世・近世絵画史研究に大きな業績を遺す日本美術史学の泰斗、山根有三氏の主要論文を系統的に編纂し、網羅したはじめての著作集。50年に及ぶ研究成果の道のりを跡づけ、今後の日本絵画史研究に大きな指標を示す学界待望の集大成。目次「花道の歴史—最初の花道史概説」「いけばな芸術確立への道」「室町時代の立花図巻について」「室町時代たて花概論—いけばなの確立と展開」「桃山・江戸前期の花道」「立花様式の完成—二代専好の生涯と作品を中心に」「専好作品の研究史料とその解説」「いけばなと絵画における草花木表現」5)

【出典】

- 1) 「BOOK」 データベース
- 2) 「MARC」 データベース
- 5) 中央公論美術出版ホームページ (<http://www.chukobi.co.jp>)

(3) 香道

	書籍名	編者・監修者等	出版社	発行年月日	概要
1	香の文化史—日本における沈香需要の歴史 (生活文化史選書)	松原 睦	雄山閣	2012年 4月	古くから時の権力者に求められてきた沈香。現代もなお、類稀なる香として人々を魅了しつづける沈香の歴史を分かりやすく紹介する。1)
2	香道の歴史事典	神保 博行	柏書房	2003年 6月	香りと遊び、香りと文学を融合させた日本独自の文化「香道」。香道を通して日本人の精神と美意識を探り、香道本来の姿を見極める。図版や写真も多数掲載し、香道用語集も収録。本格的な香道史研究書。2)
3	香千載—香が語る日本文化史	石橋 郁子 (著) 畑 正高 (監修)	光村 推古書院	2001年 3月	香り-それは目に見えないあやうい感覚。香りをよすがに自然に遊び、古い記憶を呼び覚まし、そして、美の世界を垣間見る。そんな日本の「香り」の世界を、写真と文章で紹介する。2)

【出典】

- 1) 「BOOK」データベース
- 2) 「MARC」データベース

2-2. 既往の研究等のリスト化

茶道、華道について、それぞれの斯界全体を横断的に網羅し、評価する研究等について直近 20 年間に発行されたものから以下のようにピックアップした。(※香道については該当する研究なし)

(1) 茶道

	論文タイトル	収録刊行物	執筆者	発表年月日など	概要
1	女子教育と茶道 —明治期の展開—	プール学院大学研究紀要第47号	加藤 晴美	2007 年 12 月	江戸時代に衰退しつつあった茶道が、明治時代に女子教育に取り入れられた経緯を辿り、茶道が教育の中で果たした役割について考察している。
2	サービスにおける顧客価値の表現と利用の試み —茶道の構造主義的考察と喫茶文化サービス—	研究・イノベーション学会第22回年次学術大会講演要旨集	中村 孝太郎 (北陸先端科学技術大学院大)	2007 年 10 月 27 日	日本の伝統茶道に焦点をあて、筆者が構築してきたサービスの領域や実現フレームの表現手法を援用することを試みながら、文化を超えた共通の構造に着目する構造主義的考察との関係性にもふれている。 もとより、伝統茶道は、人類学の観点からは共同飲食の慣行を基盤として人々の交流を深めていく社交のあり方を洗練したものであり、あるいは教育学の観点からは伝統的な「わざ」の伝承の世界としての伝統芸道でもあるため、したがってサービスとの直接的比較は適切ではないかもしれないが、主要な伝統文化として現代の生活の底流にもなっていることから、あえてサービスの視点から捉え直すことを試みている。
3	茶道書にみる茶道研究の概説	長崎国際大学論叢第5巻	安部 直樹	2005 年 1 月 31 日	※論文より引用 <要旨> 茶道の研究はさまざまな角度からなされている。茶の栽培・製造・茶の歴史、茶道の歴史、茶人論、茶道思想論、文化論、茶会記などの研究として結実してきている。したがって、茶道書もこうして研究動向によってさまざまな角度から取り上げられているのである。ここでは一般的に茶書および茶道研究として認知されたものを取り上げ、茶道研究の動向を概観した。 <キーワード> 茶道発祥、茶道歴史過程、茶の湯概要、茶人論、茶道論、茶文化論
4	現代社会における茶道と武士道の役割	長崎国際大学論叢第5巻	小林 徹 (長崎国際大学国際観光学科)	2005 年 1 月 31 日	※論文より引用 <要旨> 茶道は平和を追求する作法であり、現代社会に受け継がれている。作法は無駄のない動作と静寂のなかにその価値がみいだされる。武士道は戦う武士が勝利のために規範とするものである。規範のなかに現代人が守り伝えるべき約束事は存在する。しかし武士が存在しない現代においては新しい規範をつくって精神的拠り所とする試みが必要である。 <キーワード> 茶道、平和、武士道、新しい規範

5	茶道に視点をおいた東洋的思考に関する研究 —韓国における茶道調査を中心に—	那須大学 論叢 6	浜田 利満、 夫 光植 (那須大学 都市経済学 部) 浜田孝子 (横浜市立 大学) 元 種彬 (東京農工 大学)	2005 年	※論文より引用 <要旨> 本研究は東アジアにおける茶に関する調査を通じ、そこに共通する思考を明らかにしようとするものである。文献調査により、日本、韓国、中国の茶の精神的な部分に多くの共通点があることを明らかにした。そして、韓国の茶の中心である全羅南道を現地調査し、それらをさらに確かめた。茶のもつ「安らぎ」という薬効が、茶と自然とのかかわりにおいて重要な要素となっている。しかし、茶の持つ自然との共生、共存の思考は、単に自然とかかわるだけでなく、東洋的思想の中核に茶が位置することを示唆している。茶による東洋的思想の広がり、とくに西洋への広がりを今後の茶の在り方として提案する。 <キーワード> 茶道 茶礼 茶芸 東洋的思考
6	茶道の歴史 —男性から女性へ—	プール学 院大学研 究紀要 第44号	加藤 晴美	2004 年 12 月	茶道が現在の形を作るまでの歴史をたどり、その根底にあるものは何かを明らかにし、そして、男性が中心となって嗜み、受け継がれてきた茶道が、いつどのようにして女性の趣味や礼儀作法の稽古とイメージされるようになっていったのかを探っている。
7	女学生と華道・茶道 —明治期の京都府を中心に—	日本教育 社会学会 第56回大 会発表要 旨集録	橘佳江 (神戸女子 大学大学院)	2004 年 9 月 11 日	明治期の高等女学校で教授された華道と茶道の教育目的や教育理念がこれまでマクロに解釈されていたことから、各学校レベルで把握し、事例として主に女子教育の嚆矢とされる京都府高等女学校を挙げ考察している。さらに、女学生の間で華道と茶道がどのように流行していたのかを『都新聞』から考察を試みている。
8	古典作品に見るお茶の文化史 —茶の伝来から茶道文化の成立まで—	総研論集 16	寺本 益英 (関西学院 大学経済学 部)	2003 年 12 月	お茶の伝来から茶道文化の成立までの歴史をふりかえり、お茶が日本にどのようにしてもたらされたかを考察している。伝来からの 500 年間と、南化朝時代以降の変化を追い、室町中期から戦国時代にかけて茶道の基礎が築かれる過程や、安土桃山時代に千利休が日本独自の精神文化といわれる茶の湯を確立するまでの文化史について述べている。
9	公家茶道の系譜	和洋女子 大学紀要 第38集 文 系編	渡辺 良次郎	1998 年 3 月	公家社会に展開した茶湯文化の特性について考察し、茶湯世界において、公家の茶文化が本流に成り得なかった原因を考察している。

(2) 華道

	論文タイトル	収録刊行物	執筆者	発表年月日など	概要
1	女学生と華道・茶道 —明治期の京都府を中心に—	日本教育社会学会第 56 回大会発表要旨集録	橘佳江 (神戸女子大学大学院)	2004 年 9 月 11 日	明治期の高等女学校で教授された華道と茶道の教育目的や教育理念がこれまでマクロに解釈されていたことから、各学校レベルで把握し、事例として主に女子教育の嚆矢とされる京都府高等女学校を挙げ考察している。さらに、女学生の間で華道と茶道がどのように流行していたのかを『都新聞』から考察を試みている。
2	近代いけばなの成立 —盛花受容の背景	芸術研究 第 14 号	鈴木 榮子	2001 年	江戸時代に生まれた生花と明治時代後期に生まれた盛花の差異を明らかにし、それを通じて盛花が近代社会に受容された理由を考察している。
3	日本人の自然観の展開 —生け花の成立に至るまで—	日本語学習者向けのオンライン講演「伝統文化で学ぶ日本語」シリーズテキスト	今井 雅晴 (筑波大学名誉教授)	—	日本人の自然観の展開というテーマで、日本人が、自分たちの住む自然環境について、どのように考えてきたか、それが歴史的どのように変化し、日本の「生け花」が成立したかについて、日本語を学習する外国人にも伝わるように平易な日本語で伝えるオンライン講座のテキスト。

2-3. 斯界における評価状況の整理、分析

斯界を横断的に網羅し、評価する専門誌および既往研究や、有識者へのヒアリングなどから、茶道・華道の斯界の実態の評価状況について整理した。

○茶道の評価状況

茶道については専門誌や既往研究の本数は比較的多く、専門書だけでなく、教師や学生などが使用することも想定した流派を網羅的に掲載している手帳やハンディサイズの事典があり、毎年改定され、長年発行されていることから常に最新の調査が成されていると考えられる。このことから、茶道について体系的に把握する機会は恵まれていると思われる。

既往研究では茶道研究の基礎としてお茶の伝来から、茶道の成立までの文化史を振り返りが行われており、多数の流派に分かれる前の茶道に立ち返った分析が行われていて、茶道の本質を探る資料として重要であると考えられる。一方で、明治の転換期に女子教育で茶道が教授された背景や影響は、当時の社会情勢とリンクしており、歴史的に茶道が果たしてきた役割の大きさが伺え、特定の流派に依らず道としての精神性、日本文化やマナーの象徴として茶道が位置付けられることがわかる。

また、道教・禅・建築技法・道具・陶芸・作法・花など、お茶に派生する文化と絡めて、茶道は論じられていることもあり、茶道は日本文化の多様性を一丸しているという特徴がみられる。これは同時に、茶道を保全するにあたって、何を保全の対象にしていくかを検討しなければならないことを示唆している。別の研究では、東洋的思想の一環として茶道を論じているものもあり、海外文化との比較の中で日本の茶道のアイデンティティを模索されている。このように様々な切り口で茶道を客観視する試みが行われており、日本文化として茶道の活用に向けての下地がつくられている途上であると考えられる。

○華道の評価状況

華道については横断的で網羅的な専門誌や研究論文は少なく、斯界全体の概要を把握するのは容易ではないと考えられる。茶道手帳や茶湯手帳のような網羅的な事典も、かつては発行されていたものの、現在は絶版である。研究の分野でも立花、生花、盛花のそれぞれの成立背景は断片的に論じられており、普遍的な価値観から華道を評価するのは難しいと推測される。

華道において横断的組織として挙げられる団体は、華道において保護することとして、いけばなの精神性（人の心を豊かにする）を守っていくことが重要であるという認識をもっており、すなわちこれが華道の本質に該当するものと考えられる。

第3章 地方自治体における生活文化に係る指定状況等の事例調査

3-1 地方自治体における生活文化の指定、選択等の状況に関する調査（アンケート調査）

（1）アンケート概要

調査期間：平成28年2月19日～3月31日

調査方法：メールによる

調査対象：自治体の文化財関係担当部署や自治体管轄の博物館など1,765箇所

回収数：1,102箇所（回収率：62.4%）

送付先：下表の通り

調査票：

（1ページ）

平成27年度文化庁「伝統的生活文化実態把握調査」回答票

下記の設問について、空欄のセル(青色)内に回答をご記入ください。

設問1：回答者についてお教えください。

回答内容について確認のご連絡をさせていただく場合がございますので、本票に回答いただいたご担当者の所属・氏名・連絡先等を記載ください。

貴自治体名	都道府県名	市町村名
回答者について	部署	
	役職	
	ふりがな	
連絡先	氏名	
	電話	
	FAX	
	メールアドレス	

設問2-1：伝統的生活文化の指定、選定状況及び文化財の概要についてお教えください。

貴自治体の文化財保護条例において、無形文化財・無形民俗文化財や独自の文化財類型として指定、選定等されている伝統的生活文化について教えてください。

	該当するところに○
指定等を行っている伝統的生活文化はない	
指定等を行っている伝統的生活文化がある	

指定等を行っている伝統的生活文化がある場合は、「2-1指定等を行っている伝統的生活文化リスト」にその概要をご記入ください。

↑上記の文章をクリックすると「指定等を行っている伝統的生活文化リスト記入シート」に移動します。
指定、選定等を行っている伝統的生活文化がない場合は、設問2-2にお進みください。

設問2-2：伝統的生活文化の指定、選定意向についてお教えください。

今後、貴自治体の文化財保護条例において、伝統的生活文化を新たに指定、選定しようとお考えはありますか？

	該当するところに○
分からない	
伝統的生活文化の指定、選定は考えていない。	
伝統的生活文化の指定、選定は検討したい。	
新たに伝統的生活文化の指定、選定を行う予定がある	

「新たに伝統的生活文化の指定、選定を行う予定がある」と回答された方は、その名称等を「新たに指定、選定を行う予定の伝統的生活文化リスト」にご記入ください。

↑上記の文章をクリックすると「新たに伝統的生活文化の指定、選定を行う予定生活文化リスト記入シート」に移動します。
「新たに伝統的生活文化の指定、選定を行う予定がある」と回答された方以外は、設問3にお進みください。

設問3：貴自治体における伝統的生活文化の地域教育や観光、まちづくりへの活用状況についてお教えください。

貴自治体で、伝統的生活地域文化を活用して、地域教育(学校教育)、観光、まちづくりなどへ展開していますか？

	該当するところに○
活用していない	
活用予定である	
活用している	

「活用予定である」「活用している」と回答された場合、指定、選定等の有無にかかわらず、貴自治体にある伝統的生活文化の活用等について「具体的な活用内容概要」にご記入ください。

↑上記の文章をクリックすると「具体的な活用内容概要記入シート」に移動します。
「活用していない」と回答された方は、設問4にお進みください。

(1 ページ続き)

設問4：貴自治体における伝統的生活文化の保存や活用にむけて、継続的に行っている補助・支援制度についてご記入ください。
伝統的生活地域文化に関する活動に対して、貴自治体で独自に実施している補助や支援制度はございますか？

<現在実施している補助・支援制度についてお教えてください。>

	該当する全てに○
0. 特になし	
1. 保持団体等の運営資金への支援	
2. 保持団体等が行うイベント等への金銭的支援	
3. 保持団体等が行う活動への人的支援(イベント支援など)	
4. 保持団体等が行う活動のPR・周知(広報・HP等での案内)	
5. 伝統的生活文化の普及・啓発(PR)等の実施	
6. その他	

↓「その他」を選択された方は、下セル欄に具体的な支援内容をご記入ください。

--

<今後、検討・行う予定である補助・支援制度についてお教えてください>

	該当する全てに○
0. 特になし	
1. 保持団体等の運営資金への支援	
2. 保持団体等が行うイベント等への金銭的支援	
3. 保持団体等が行う活動への人的支援(イベント支援など)	
4. 保持団体等が行う活動のPR・周知(広報・HP等での案内)	
5. 伝統的生活文化の普及・啓発(PR)等の実施	
6. その他	

↓「その他」を選択された方は、下セル欄に具体的な支援内容をご記入ください。

--

■設問5：その他、伝統的生活文化の保護・活用に関するご意見・ご質問等がございましたらご記入ください。

--

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

案内文：
(北海道の例)

平成 28 年 2 月 吉日

北海道内
文化財保護に関わる担当者各位

東京都千代田区平河町 1-2-10
ランドブレイン株式会社
代表取締役 吉武 祐一

平成 27 年度文化庁委託調査「伝統的生活文化実態把握調査」
へのご協力をお願い

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
当社では、本年度、文化庁より委託を受け、伝統的生活文化実態把握調査事業を実施しております。
平成 25 年 12 月、「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ世界無形文化遺産に登録されたことを契機として、我が国の伝統的な生活文化の振興に関する要望が寄せられております。
しかしながら、現行の文化財保護体系では、これら伝統的生活文化を適切に対応することができないことから、伝統的生活文化を文化財保護体系における位置づけを検討し、制度改正等の必要性等を検討するための基礎調査として、伝統的生活文化の実態把握調査を行うこととなりました。
このような状況に鑑み、本調査では、茶道、華道、香道、和装、礼法、遊戯（囲碁、将棋、カルタ等）、文芸（和歌、俳句等）、書道、武道、料理、学問等の伝統的生活文化のなかでも茶道、華道、香道、郷土料理を対象とし、業界及び個別の流派の実態を把握するため、3 カ年計画で調査するものであります。なお、今年度は、茶道、華道を調査対象としておりますが、地方公共団体において、茶道・華道以外の分野を含めた、地域における伝統的生活文化に係る指定状況や地域づくりへの活用等の実態を把握するため、アンケート調査、現地調査等を実施し、その結果を踏まえ、現状分析を行い、今後の保護措置等の必要性等についての検討のための基礎資料とさせていただくこととしております。
つきましては、各地方公共団体のご担当者様には、アンケート調査にご協力いただき、貴自治体における取組み内容等をご紹介いただけますようお願い申し上げます。併せて、参考資料等をご提供いただければ幸いです。
ご多用のことと存じますが、何卒ご協力賜れますようお願い申し上げます。

敬 具

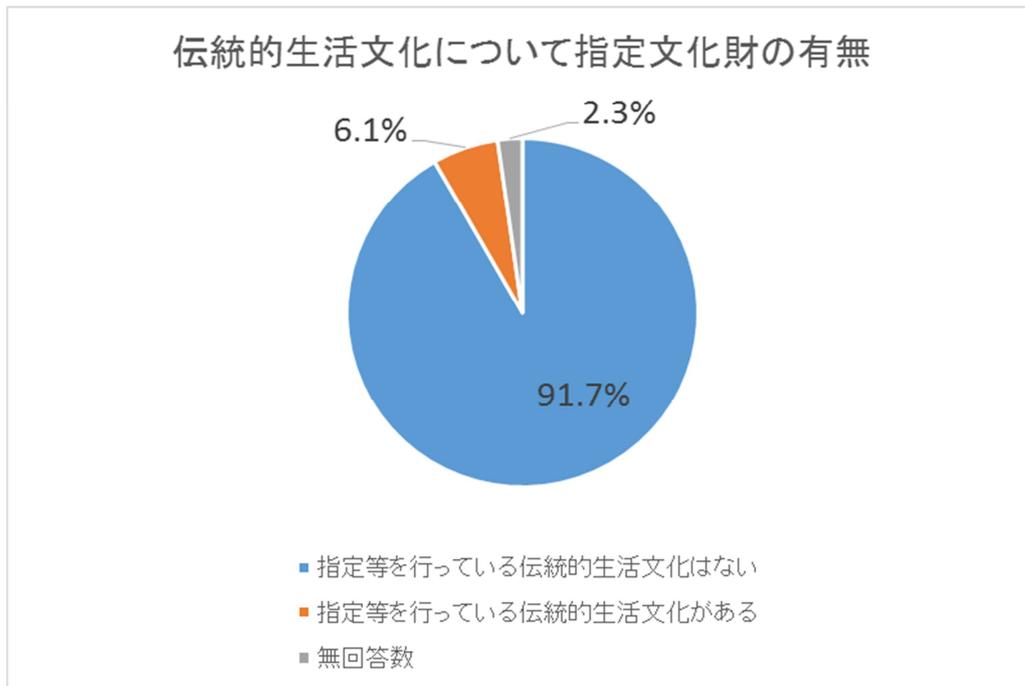
調査担当：ランドブレイン株式会社 地方活性化グループ 伊藤・石井・大蔵・宮脇
電話 03-3263-3811 FAX 03-3264-8672 Email bunka@landbrains.co.jp

事業発注者担当：文化庁文化財部伝統文化課文化財保護調整室 藤木・樋口・下山
電話 03-6734-2871(直通) FAX 03-6734-3820

(2) アンケート結果

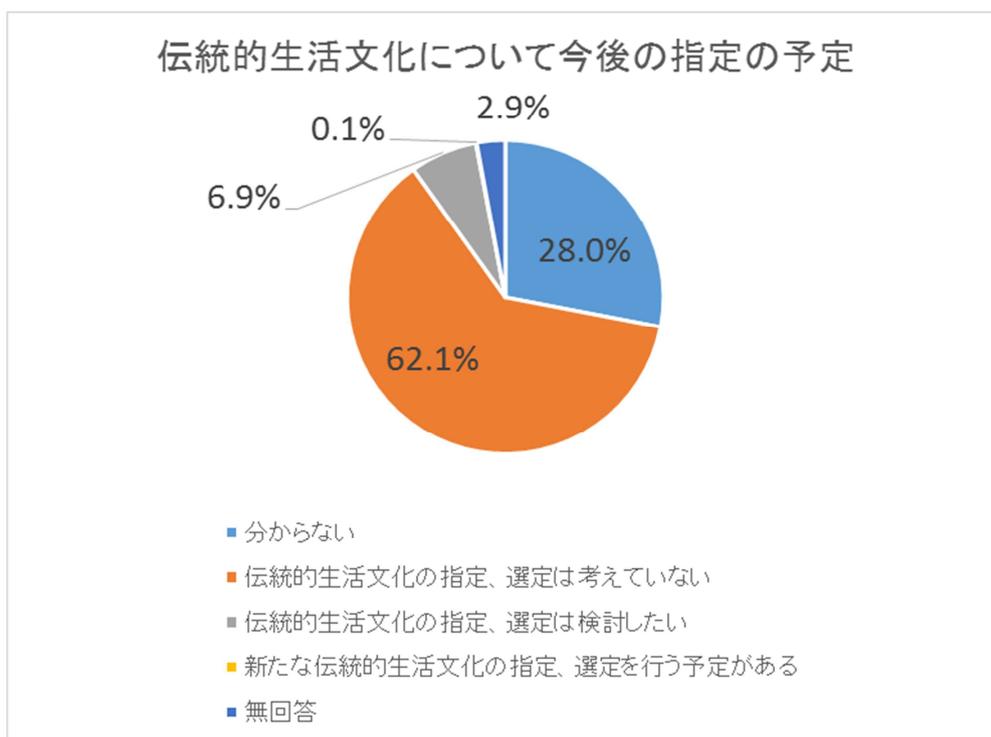
■設問2-1 伝統的生活文化について指定文化財の有無

	回答数	割合
指定等を行っている伝統的生活文化はない	1,010	91.7%
指定等を行っている伝統的生活文化がある	67	6.1%
無回答数	25	2.3%



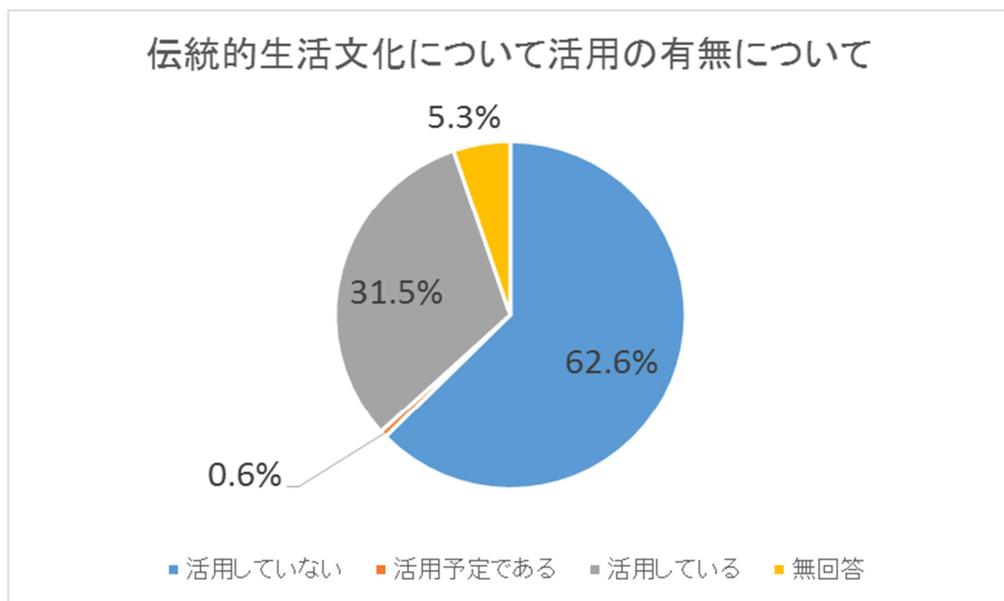
■設問 2 - 2 伝統的生活文化について今後の指定の予定

	回答数	割合
分からない	309	28.0%
伝統的生活文化の指定、選定は考えていない	684	62.1%
伝統的生活文化の指定、選定は検討したい	76	6.9%
新たな伝統的生活文化の指定、選定を行う予定がある	1	0.1%
無回答	32	2.9%



■設問3 伝統的生活文化について活用の有無について

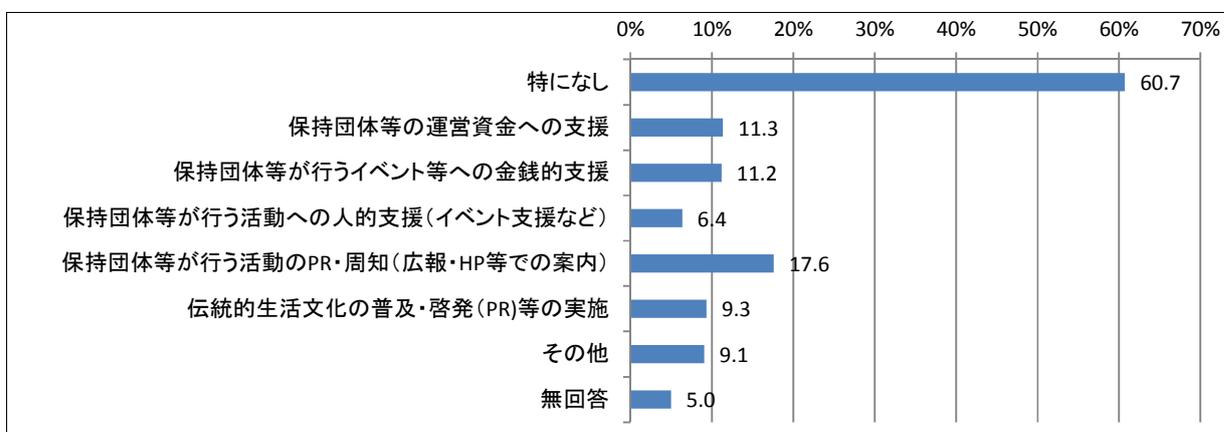
	回答数	割合
活用していない	690	62.6%
活用予定である	7	0.6%
活用している	347	31.5%
無回答	58	5.3%



■設問4 伝統的生活文化の保存や活用にむけて、継続的に行っている補助・支援制度について

○現在実施している補助・支援制度

現在実施している補助・支援制度	回答数	割合
特になし	669	60.7%
保持団体等の運営資金への支援	125	11.3%
保持団体等が行うイベント等への金銭的支援	123	11.2%
保持団体等が行う活動への人的支援(イベント支援など)	70	6.4%
保持団体等が行う活動のPR・周知(広報・ホームページ等での案内)	194	17.6%
伝統的生活文化の普及・啓発(PR)等の実施	103	9.3%
その他	100	9.1%
無回答	55	5.0%



※「その他」の主な回答

◇伝統的生活文化の活動団体に対する支援（直接的な支援）

【備品の支援】…2件

- ・伝統行事で使用される道具類の購入・修繕時の必要経費の一部補助等。

【会場支援】…10件

- ・公共施設等の使用料の免除及び補助。
- ・活動用具や場所の提供。

【後援の名義使用承認】…7件

- ・広く市民に開かれた催しには、自治体の名義後援をすることが出来る。

【その他経済的補助】…4件

- ・指定文化財の民俗芸能を保持する団体の活動に対して補助金交付等。

◇華道・茶道の複数の文化団体が加入している市町村の文化協会・文化連盟への支援（間接的な支援）

【補助金・助成金】…30件

- ・複数の文化団体が加入している文化協会に対し補助金を支出し、間接的に補助している。

【後援の名義使用承認】…4件

- ・団体の要請により、知事、市長、教育長名等による後援等を行っている。

【会場支援】…3件

- ・活動場所や発表等の機会を提供している。

◇自治体主催イベントや事業等による活動機会の創出 …20件

- ・市民文化祭やイベント等において、展示機会を設けている。
- ・公民館や学校教育において、外部講師として招聘している。

◇芸術文化事業の委託 …9件

- ・地域子ども教室や学校教育事業として委託を行っている。

◇国など自分の自治体以外の補助金・助成金の情報提供や申請の支援 …8件

- ・国や県等が実施している補助事業の情報提供や事務的補助を行っている。

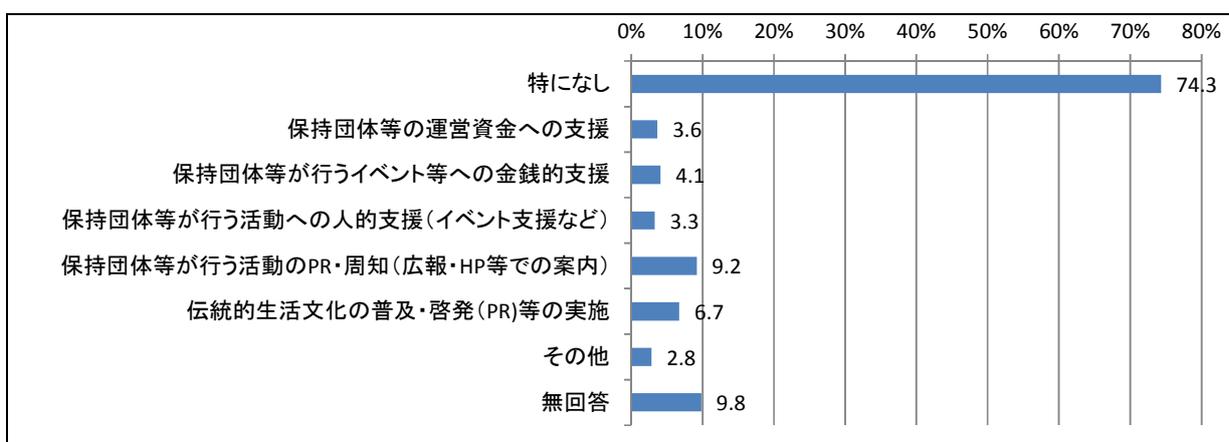
◇文化庁補助事業「伝統文化親子教室事業」の活用 …10件

- ・文化庁補助事業「伝統文化親子教室事業」の周知・取次ぎを行っている。

など

○今後、検討や行う予定である補助・支援制度

今後、検討や行う予定である補助・支援制度	回答数	割合
特になし	819	74.3%
保持団体等の運営資金への支援	40	3.6%
保持団体等が行うイベント等への金銭的支援	45	4.1%
保持団体等が行う活動への人的支援(イベント支援など)	36	3.3%
保持団体等が行う活動のPR・周知(広報・ホームページ等での案内)	101	9.2%
伝統的生活文化の普及・啓発(PR)等の実施	74	6.7%
その他	31	2.8%
無回答	108	9.8%



※「その他」の回答

◇支援の方針について

【支援の継続】…3件

- ・今後も現在の補助・支援等を継続していく。

【支援の検討】…3件

- ・事業内容や制度改正等に応じて、支援制度を検討したいと考えている。

◇具体的な検討内容

【外郭団体等への補助】…5件

- ・自治体の文化協会へ事業補助金支援や活動PRを行う。

【文化庁補助事業「伝統文化親子教室事業」の活用】…2件

- ・「伝統文化親子教室事業」の補助の活用を行う。

【自治体主催イベントや事業等による活動機会の創出】…4件

- ・イベント等への積極的な参加や展示の検討。

【イベントの後援・支援】…7件

- ・イベントでの備品や広告等の支援を行う。
- ・イベントの後援を行う。

【国など自分の自治体以外の補助金・助成金の情報提供や申請の支援】…3件

- ・国の補助事業や民間団体の実施する助成事業の情報提供や相談の実施。

など

■設問5：その他、伝統的生活文化の保護・活用に関する自由意見

※以下、主な意見をまとめている。

【選定・指定の難しさ（伝統的生活文化の定義の不明確性）】…23件

- ・対象となる「各種伝統的生活文化」を行う団体・グループはあるが、当自治体の伝統的生活文化の特徴を表すものではないため、行政としては指定や選定は出来ない。
- ・伝統的生活文化を文化財保護体系に位置付けるためには、明確かつ慎重な定義・判断基準が必要と考える。
- ・今後、伝統的生活文化の指定を検討する上で、既存の文化財保護審議会の構成メンバーで対応できるか不明である。

【伝統的生活文化に対しての支援実施】…13件

- ・当自治体には文化財保護条例がなく、茶道や華道に対して伝統文化としての捉えが薄い。茶道や華道の団体には当自治体文化協会から補助金を支出し、団体の振興や発展に支援している。
- ・イベント等の支援を行っている。

【保護等の検討】…11件

- ・文化財保護体系に無い郷土料理などを対象とした、当自治体における文化遺産の登録制度の創出を検討中である。
- ・伝統的生活文化活動の実態についてはこれまで把握していなかったため、今後情報収集を図りながら、保護活動等検討して行きたい。
- ・自治体単体ではなく、広域での保護等が必要である。
- ・今後の国等の動向を注視したい。

【把握していない状況】…7件

- ・自治体として把握しきれない状況である。

【情報提供】…6件

- ・今回調査対象となった茶道や華道について、他の自治体において保護や活用の事例があれば、教えていただきたい。
- ・伝統的生活文化の位置づけや定義等について、紹介いただきたい。

【支援の拡充・維持の必要性】…6件

- ・今後、指導者への謝金などの支援があればと考える。
- ・現代の日本社会では、伝統的文化継承が難しくなっている状況にあり、関心を高め、担い手などの人材不足を補うためにも、マスメディアを通しての活発な情報発信や国、地方公共団体、民間団体、地域住民との連携、協力していく体制づくりや、きめ細やかな財政的支援が必要である。
- ・文化庁補助事業「伝統文化親子教室事業」等の継続をお願いしたい。
- ・子どもたちに対して伝統的生活文化を学んでもらう機会をつくり、更にその成果を披露する場所や機会を提供していくことが保存保護活用につながっていくのではないかと思われる。

など

3-2. 茶道、華道の指定文化財に関する詳細調査（ヒアリング調査）

アンケート結果やインターネット情報により、茶道や華道等の伝統的生活文化を無形文化財に指定している自治体として南越前町（福井県）、名古屋市、千葉県、佐渡市（新潟県）などが抽出された。詳細調査のため、このうちの一部の自治体にヒアリングを実施した。

◆ヒアリングより得られた知見

・指定後の動きや成果

補助金による経済支援や展覧会の会場の提供などが容易になったほか、流派の広報をする対象や規模が広くなり、会員増につながった。

また、自治体の文化祭に出展いただき、バイオリンとコラボして音と香りを同時に楽しむ体験イベントを行い、住民の反応としては、地域文化に対する見直しの声がよく聞かれ、地域発ツーリズム、地域性の高い文化的な観光イベントの一つになってきているようである。

・行政としての今後の課題

年々文化財への予算は減る傾向にあり、それに伴い補助金も減っているため、文化財の指定数を増やし、文化財の保護事業を進めるよりも、伝統的生活文化については活動者のモチベーションを上げる取組みが必要である。

一方で、文化財がいろいろな場面で人々の目に触れられるのは喜ばしく、活動者のモチベーション増加にもつながると考えられるが、担い手が高齢なこともあり、体力的なことも配慮すると、大々的なPRをしていくのは難しいと考えられる。この点に関しては、地域に根ざした生活文化である以上、地域住民の意思を尊重したい。そのために、長期的な視野で担い手と広報活動などの支援者など人材育成に取り組むことが必要と考えられる。

以上

3-3. 地方自治体における生活文化に係る指定状況等のまとめ

(1) 指定状況

○伝統的生活文化の指定概況

- ・今回の自治体アンケートの結果、1,102 の自治体のうち、「指定等を行っている伝統的生活文化がある」と回答したのは67箇所(6.1%)であった。
- ・上記67箇所について、多くの場合、指定の基準はなく、文化財保護条例の「自治体内に存する文化財のうち、重要なものを指定文化財に指定することができる」といった条項に該当していることがある。その他の事例としては「①域内に伝承された文化で、地域内の独特の特色を持ちその技術を正しく伝えるもの、②地方的又は流派的形質が特に顕著なもの」が挙げられた。
- ・伝統的生活文化の指定にあたっては、伝統的生活文化の定義が曖昧であることが障壁になっている。また、他の文化財と違って単なる華道・茶道では、地域的な特徴を持つものや例外的に古式を伝えているなど特筆すべき要素を持っていなければ指定の対象にするには難しいようである。
- ・今回の自治体アンケートの結果、1,102 の自治体のうち、「今後、伝統的生活文化の指定、選定を検討したい」と回答したのは76箇所(6.9%)、「新たな伝統的生活文化の指定、選定を行う予定がある」と回答したのは1箇所のみであった。

○茶道・華道・香道の無形文化財としての指定状況

今回の自治体アンケート調査及びインターネット上での調査も合わせると、華道・茶道を無形文化財に指定している自治体は、計4箇所が抽出された。

自治体名	指定文化財	指定対象	保護条例における指定区分	指定年月日
福井県南越前町	上野古典立華 (華道)	団体 (上野華道奨励会)	その他無形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの	2007年 11月11日
新潟県佐渡市	孤蓬遠州流生花 (華道)	団体 (孤蓬遠州流生花保存会)	工芸芸術	2004年 3月1日 (旧指定年月： 1975年2月8日) ※市町村合併に伴い 再指定がなされた
愛知県名古屋市	志野流香道 (香道)	個人 (家元)	芸能	1988年 7月13日
千葉県	式正織部流 (茶道)	団体 (織部桔梗会)	その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの ※千葉県では条例を制定せず、文化財保護法を援用している	1955年 12月15日

※流派アンケート結果では、「自治体から指定等の保護措置を受けている」ものはいくつか抽出されたものの、茶室や道具などに対しての有形文化財指定であったり、東京都指定有形文化財の「百段階段」への参加流派であったりした。

(2) 活用状況

○伝統的生活文化の活用概況

- ・今回の自治体アンケートの結果、1,102 の自治体のうち、「伝統的生活文化を活用している」と回答したのは347 箇所(31.5%)、「伝統的生活文化を活用予定である」と回答したのは7 箇所(0.6%)であった。

○茶道、華道による地域づくり

<実態>

- ・自治体へのアンケート結果より、茶道や華道を地域づくりに活用した事例として、192 の自治体で293 の取組みが挙げられた。
- ・単なる文化の伝承に留まらず、社会教育や交流活動、観光資源としての効果がある一方で、指導者の高齢化で活動の維持が難しいことや、流派連合で地域づくりの取組みを行う場合に各流派のそれぞれの点前の差異で混乱が生じているケースがあるなどといった課題が挙げられた。

<取組みの具体例>

- ・取組みの具体例としては、体験教室、出張授業、公開講座、市民茶会、文化祭り、イベントでの出展、文化協会への委託事業などが挙げられ、愛知県では観光モデルコースの一つに「茶道文化ゆかりの地を巡るコース」を指定するといった取組みもあった。
- ・体験教室や出張授業は、幼稚園から中学校までが多いが、大学や高校もある。参加者の親世代も潜在的な参加者として捉えると、茶道・華道文化の担い手が高齢者であることも考えられると、全世代が関わる文化活動といえる。場所によっては、茶の湯文化の伝承だけでなく、お茶の栽培や製茶などの教育へと発展している場合もある。
- ・文化祭り、イベントでの出展では作法を見せたり、展示をしたりするだけでなく、名産物のお茶を売る等の経済活動も行われている。効果としては、文化の伝承だけでなく、イベントで活用した場所（史跡など）の有効活用とPRになっていることがある。
- ・茶会や研修の出来る施設として公共の茶室をつくり、定期的に茶会を設けている地域がある。参加者の半数が県外からで、交流人口の増加につながっている例もあった。

<活用にあたって現在実施している支援>

- ・今回の自治体アンケートの結果、1,102 の自治体のうち、伝統的生活文化の保存や活用に向けて、現在実施している補助・支援制度について、「特になし」と回答した自治体が669 箇所(60.7%)であった。
- ・何らかの支援を実施していると回答したのは約35%ほどで、具体的には「活動のPR・周知（広報・ホームページなどでの案内）」が194 箇所(17.6%)、「団体の運営資金補助」125 箇所(11.3%)、「イベント等への金銭的支援」123 箇所(11.2%)、「普及・啓発（PR）等の実施」103 箇所(9.3%)の順に多かった。
- ・その他の回答として、「備品の購入」「イベント会場の提供」「イベントの後援の名義貸し」などの団体への直接的な支援、団体が参加する文化協会や文化連盟等への間接支援、自治体主催のイベントでの活動機会の創出、芸術文化事業の委託、国などの補助金・助成金の申請の事務支援、文化庁補助事業「伝統文化親子教室事業」の活用などが挙げられた。

<活用にあたって今後、検討や行う予定である補助・支援>

- ・今回の自治体アンケートの結果、1,102 の自治体のうち、伝統的生活文化の保存や活用に向けて、今後、検討や行う予定である補助・支援制度について、「特になし」と回答した自治体が819 箇所(74.3%)であった。
- ・今後、何らかの支援を予定・検討していると回答したのは「現在実施している」という回答の割合よりも更に少なく約16%ほどであった。具体的な支援内容は「現在実施している取組」で挙げられた例のほかは、「地域文化遺産への認定」などが挙げられた。

※現在自治体で実施されている活用事例

自治体名	活用しているもの	活用内容	効果や課題など
宮城県 白石市	茶道	小学生や市民向けの伝統文化体験教室	施設の PR ができ見学者が増加している。指導する茶道の先生方が高齢化してきた。
山形県 山形市	茶道	市民のための公共の茶室「宝紅庵」を建設し、立礼席でお茶を楽しめる「日釜」や、誰でも本格的なお茶会を楽しめる「市民の茶会」などを実施している。	「鈍翁茶会」の参加者のほぼ半数は県外の方であり、観光振興に寄与している。また、「日釜」や「市民の茶会」等により、市民が茶道に親しむ機会を提供している。 一方、「鈍翁茶会」の参加者は減少してきており、PR 方法が課題である。また、茶道の担い手が高齢化しており、次世代育成が課題である。
福島県 会津美里町	茶道	国史跡の中世山城を会場に茶会を開催している。	史跡の活用に繋がっている。
茨城県	茶道・華道	小中高校に茶道・華道の講師を派遣し、出前講座を実施している。	582 人の児童生徒に対して伝統文化に触れる機会を提供でき、この出前講座を機に茶道をはじめた子もいるなどの成果があった。
茨城県 桜川市	茶道・華道	桜川市文化協会所属団体を対象に「子ども伝統文化教室」補助事業を実施。年 10 回程度の体験教室を開催する団体を公募し、実施している。	茶道、華道への興味関心が高く、継続参加する小学生が多く見られる。一方、流派による教室と流派連合による教室があり、それぞれの点前の型や花型指導に混乱が生じているところが見られる。
東京都 目黒区	茶道・華道	地域の子どもたちが華道・茶道を体験する「伝統文化子ども教室」事業を実施している。	参加者の希望も非常に多く、幼少時から伝統的生活文化に触れることができる貴重な機会となっている。
神奈川県 鎌倉市	茶道	鎌倉青少年会館で行う「フェスティバル」(年 1 回)に鎌倉市立第一中学校茶道部の皆さんに協力してもらい、参加者に茶道体験をしてもらう。平成 24 年度から始め、4 年連続で「茶道体験教室」を実施している。	「茶道体験教室」は毎年人気があり、整理券を発行している。
神奈川県 小田原市	茶道	小田原市郷土文化館分館・松永記念館において、記念館の設立者である松永安左エ門(耳庵)氏が数寄茶人としても高名であり、ゆかりの茶室も施設内にあることから、年 5 回程度呈茶を行っている。	観光面では事業の実施により記念館の知名度を高めることで、記念館の所在する板橋地域の交流人口の拡大につながっている。
神奈川県 海老名市	茶道	主に市民を対象に、茶道の文化に触れてもらう目的で、野点イベントを実施(年 1 回・4 月)	・参加者は毎年増加傾向にある。 ・お茶やお菓子を楽しんでいただくだけでなく、茶道の文化を感じていただけるような雰囲気づくりも今後の課題とする。
神奈川県 愛川町	華道	公民館の自主事業で、町内の華道協会に委託し、花あそび教室(正月向けのフラワーアレンジメント教室)を行っている。	協会の子ども向け教室への参加希望者が増加している。
福井県 福井市	茶道	春と秋ののべ 6 ヶ月間(土日祝のみ)、名勝養浩館庭園において観光客等を対象としたお茶席を開いている。	名勝庭園の景観を活かした取組みとして観光客から好評を得ている。
兵庫県 太子町	茶道・華道	小学校、放課後子ども教室等で体験事業を実施。	参加者の増加、世代交代が来ている。
奈良県 奈良市	茶道	茶道の源流ともいえる奈良の地で、「わび」を創始した奈良出身の室町時代人、村田珠光にちなみ、お茶文化に親んでもらうため、市内各所でお茶会を開催、また記念シンポジウム等も行っている。27 年度は 2 月 8 日～14 日に開催。	27 年度で 3 回目となり、市民はもとより観光客にも浸透しつつあり、期間中、約 9,500 人の参加があった。

※活用事例（続き）

自治体名	活用しているもの	活用内容	効果や課題など
島根県	茶道	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校での総合的な学習時間、クラブ活動等において体験指導 ・高校の茶道部での指導 	学校においては、お茶の栽培や製茶などの体験活動へも発展
島根県 松江市	茶会	松江の茶の湯文化を内外に発信するイベントとして秋の松江城大茶会と春のお堀端茶席を開催	両茶会イベントには年間約1万7千人来場者があり、観光客へのPR効果も大きい。また市内には和菓子店や茶商店が多く所在。和菓子の専門学校もあり産業としての担い手確保にも効果がある。

第4章. 有識者会議の開催

4-1. 有識者会議の概要

伝統的生活文化の有識者を招聘し、伝統的生活文化の現状の把握や、その保全と活用に向けて取り組むべき方向性についての検討会議を行った。概要は以下の通りである。

<委員会概要>

検討内容：ユネスコ世界無形文化遺産への動き

文化財の担い手について

文化の地域性について

その他

4-2. 有識者会議の結果

<議事内容>

○ユネスコ世界無形文化遺産への動き

ユネスコへの登録条件として「国内法で無形文化財に指定されていること」があるが、和食はその点で例外であり、今後「和食」の位置づけについて検討が必要。

現在、茶の湯をユネスコの無形文化遺産にするための要望書を出そうとしているが、まずは国内法の条件のクリアが課題である。文化財保護法において茶道・華道のような生活文化について、明確な分類がないまま今日まで来てしまっている。

また、何を指定するのも課題で、茶道ならば、流派としてもお茶の伝えたいこと（つまり、何がその文化財に必要なか、伝えるべきものは何か、何を保護するのか）について合意形成が行われていることや江戸～明治期にかけて伝承されていることが指定される条件に挙げられると思われる。指定されるものとして、「道具」なのか「茶室」なのか「茶室の建築技法」なのか「茶亭」なのか「茶に関する工芸品」なのかといったことも議論になる。伝統的建築技法をユネスコ世界無形文化遺産に登録するための検討委員会もあり、こういった分野では文化庁ではなく、国土交通省に推進していただくのがいいのではないかと考え始めている。「和食」も農水省が馬力となり、指定に向けて推進させたことの影響は大きい。文化庁は文化財として検討しているため、なかなか活用の面では先に進まないという印象であるとのことであった。

○文化財の担い手について

文化財を保護するに当たって担い手を誰に指定するのも課題である。和食は担い手として特定の団体や個人を指定しなかったため、茶道や華道も同じ方法が取れないか検討中である。

京都市の例では、「京都をつなぐ無形文化遺産」として京の食文化を指定し、担い手は京都市民すべてである。

華道では斯界を代表する団体と見受けられる団体が存在するが、茶道にはそのような組織がない。家元以外の指定の可能性として、かつては堀内宗心、小堀遠州、久田宗匠といった特定の流派に偏らない茶人と呼べる方がかつてはいたが、現在では、選定するのは容易ではない。

○お茶文化の地域性について

無形文化に地域性を考えるのは難しい。茶の湯の地域性は流動的で、かつては江戸時代には集落流派が存在したが、明治維新以降、地域性は減失した。近代化の中で茶の湯文化は衰退してきていた。茶の湯文化の復活のために女子教育に取り組み、新興財閥、旧家などと連携しつつ、各流派が地方行脚して普及に努めた以降は、流派の地域性はほとんどなくなった。そのため、今でも地域性が残っている場所は大変珍しく、集落流派が残っているところは、かつてカリスマ的指導者が存在していたのだと考えられる。

○その他

- ・ 芸能的な側面が茶の湯は強く、「しつらい（舞台となるもの、庭など）」「装い（着物、道具など）」「振る舞い（演技の型）」「思い（わびの思想）」の4つを備えている。
- ・ 茶道や華道は海外からの注目を非常に集めている。
- ・ 着物や和服は作る人も売る人も高齢化しており、存続が危うい。
- ・ 武芸の中ではスポーツ化したものが基本的に残っている（柔道や剣道など）。
- ・ 郷土料理も商品化に成功したものばかり残る。商品化されると地域外で消費されるため郷土感が薄まっていく。また、給食に郷土料理を取り入れるなどの取組みが進んでいる。

以上

第5章. まとめ

5-1. 伝統的生活文化の実態のまとめ

【伝統的生活文化の実態のまとめ】

○ 生活スタイルや価値観の変化による若者の伝統的生活文化離れ

国の教育方針の転換などにより若い世代の情操教育が変化したことや、学校教育の場での伝統的生活文化の普及活動の減少で、若い人の伝統的生活文化に対する意識そのものが衰退した。加えて、家の構造の変化による花などを飾る場が失われる等、生活様式や生活空間の変化により物質的にも伝統文化離れが進み、一層伝統文化への理解が薄くなったと考えられる。情報社会において、一般に情報リテラシーの弱い高齢者の家元は、インターネットを活用した情報発信が難しく、若者への周知の方法を模索しているようである。メディアに取り上げられることによる効果は家元側も実感しており、民間のメディアの茶道・華道への理解が重要になっていると考えられる。

ある茶道の流派からは「従来の茶道・茶の湯は特権階級意識がありすぎ、若い人に敬遠されている。」との声もある他、高価な道具を求める旧態依然の茶道の姿勢に対して内部批判も見受けられ、実技よりも精神性を学ぶ茶道の心得に回帰し、時代に即した文化としての茶道の活用の仕方を模索する流派もある。華道において横断的組織として挙げられる団体も、華道において保護することとして、いけばなの精神性（人の心を豊かにする）を守っていくことが重要であるという認識をもっており、華道・茶道といった伝統的生活文化は単なる高価な趣味ではなく、社会教育としての役割を持っているという点についての周知が不足していると考えられる。

○ 会員の高齢化と指導者及び会員数の減少とそれに伴う教室の財政難

上記の伝統的生活文化離れに加え、少子高齢化による会員数及び指導者数の減少が進み、伝統的生活文化を嗜む人口減少に拍車を掛けている。仮に若い人が伝統的生活文化に親しみを抱き入会しても、進学・結婚などを機に地域から転出することで継続が難しくなっているのが現状である。新規会員の獲得に向けての活動として、過半数の流派では学校などでの出張授業や、行政や企業などと連携したイベントの開催に現状取り組んでいて、今後求める行政からの支援として、文化活動・イベントへの財政支援や人材育成や会員確保に関する支援を要望する声が多い。

同時に、会員数減少による運営資金の減少のほか、企業からの補助も減り、家元の経済的な負担は増している。PRのために、イベント、学校教育の場で普及活動を行うが、一過性の場合が多く、打開策を持っている教室は少ない。会員でも、お稽古はしていても免状はいらないという方が社会状況とともに増えている流派もあり、比較的大きな流派でも専業で茶道・華道を営むことができるケースは減っている。特に茶道は、茶室などの大きな有形文化財の相続税や固定資産税などが大きな負担になっており、家元にとってこれらの文化財の維持が徐々に困難になっている。そのため、地方公共団体から受けたい支援として財政支援を挙げる割合が華道よりも若干多い。

○ 横断的組織の不在とその影響

茶道・華道の流派は非常に多く、横断的組織の登録団体もすべての流派を網羅していない。今回アンケート対象にした団体も必ずしも斯界全体を網羅しているわけではなく、伝統的生活文化を保護する自治体の立場から見ても域内の文化協会や文化連盟に属していない団体は把握し切れていないのが実情である。

茶道については、代表的な流派で茶道人口の9割程度となり、横断的組織は形成されていない状況にある。斯界の旗振り役が不在である影響は、アンケート結果にも現れており、「団体の課題」として情報発信の不足を挙げる流派が華道は28.9%であったのに対し、茶道は51.2%にのぼっていて、茶道の流派のPRの機会が不十分であること、あるいは、海外展開が華道に比べると若干乏しい点などが読み取れた。

一方で華道については、流派を横断する華道の既往研究や文献も少ないように、華道における流派会派の分裂状況は複雑で、それだけ華道文化の多様性を物語っている。華道を学校での必修科目に後押しする動きに対して、こうした状況の中では、まずは流派共通のいけばなのカリキュラムを決めることが先決であるとの声もあった。

○ 外国人へ向けたPR

伝統的な生活文化の国内人口の縮小に対して、外国人に対してのアプローチは積極的になりつつある。国内でも外国人スタッフを雇用し、訪日外国人、在日外国人を対象とした体験教室等を開いている例もあるが、アンケート結果では海外でも現在活動を実施している団体は1割強程度あり、支部の設置や定期イベントの実施、多言語対応の資料作成のほか、出張授業や通信講座の実施などの取組みがあった。海外での活動にあたっては日本と異なる環境であるため、道具や材料、華道・茶道にふさわしい空間の確保等についてスムーズに進まないほか、文化を適切に伝える語学力や、日本文化として伝える際の流派を横断した作法の統一などの課題があることがわかった。今後の予定としても、2割程度の団体が、何らかの海外での取組みを予定しており、今後も華道・茶道の海外展開は発展していくものと思われるが、グローバル化進展の中で茶道を日本の伝統的生活文化として伝えていく上では、伝える側の日本人が基本的素養（文化力）を習得していることが前提であり、そのために、学校や企業・団体単位での日本文化体験・習得の機会（文化の体験だけでなく、検定試験を活用して学んでいただくことなども考えられる）を増やす施策が必要と考えられる。

○ 自治体との連携状況

今回の自治体アンケートの結果、1,102の自治体のうち、「指定等を行っている伝統的生活文化がある」と回答したのはわずか67箇所（6.1%）に留まり、今後、伝統的生活文化の指定、選定を検討したい」と回答したのは76箇所（6.9%）にとどまった。また、華道・茶道・香道を無形文化財に登録しているのはわずか4箇所であった。伝統的生活文化の指定にあたっては、伝統的生活文化の定義が曖昧であることが障壁になっていて、伝承性（伝統的とは具体的にどれくらいの歴史性を指すのか）や地域性（地域でどれくらい文化が根付いているのか）など指定に値する根拠のみきわめが難しいのが実情であった。

茶道や華道を地域づくりに活用した事例として、192の自治体で293の取組みが挙がり、具体例としては、体験教室、出張授業、公開講座、市民茶会、文化祭り、イベントでの出展、文化協会への委託事業などがあつた。文化の伝承だけでなく、イベント会場（史跡など）の有効活用とPR、交流人口の増加といった副次効果がある一方で、指導者の高齢化で活動の維持が難しいことや、流派連合で地域づくりの取組みを行う場合に各流派のそれぞれの点前の差異で混乱が生じているケースがあるなどといった課題が挙げられた。こうした状況に対し、伝統的生活文化の保存や活用に向けて、現在実施している補助・支援制度について、「特になし」と回答した自治体が669箇所（60.7%）で、今後、検討や行う予定である補助・支援制度について、「特になし」と回答した自治体が819箇所（74.3%）であり、自治体としても伝統的生活文化については指定文化財として保護しにくいと同様の理由（実態が把握しにくい、定義が曖昧、地域性が不明瞭である）のため、活用のための支援もしにくい状況であることがわかった。

5-2. 伝統的生活文化の保護、活用のあり方について

【伝統的生活文化の保護と活用に向けた課題と今後の展望】

○ 伝統的生活文化の理解を深める教育の必要性

課 題

茶道や華道は、本来は文化や習慣であるため、学校ではなく家庭で茶道・華道が伝承されるのが望ましいが、生活様式が変化し、担い手も減少した現代では学校にその役割が期待されている。義務ではなかったものの明治期に一時、茶道・華道が学校での教育科目にあったように、現代でも小中学校での茶道・華道の必須科目で取り入れることを望む声がアンケート結果でも多い。実際に今後、出張授業を増やしたいという意欲のある流派が多いだけでなく、学校でお花の展示をする、あるいは学校給食で抹茶を飲んでもらうなどのアイデアも出ていることから、学校等の対応次第では実現の可能性は高いと考えられる。

また、大学などで伝統的生活文化を専攻する学科では講座を開くケースもあり、伝統的生活文化に関心のある若者に対して学べる場・機会の提供など、教授する側とのマッチングが必要である。「伝統文化士」のような国家検定を設け、観光業やサービス業への就職にメリットになるような仕組みをつくと若者の意欲が高まるのではないかという意見も寄せられ、文化財の保護・活用に向けた制度として、教育分野との連携は重要である。

ただし、担い手の減少や流派の細分化に伴い、茶道や華道などに受け継がれる「伝統」の文化的価値を正しく理解・把握している教育人材も不足している実態があることから、教育分野との連携には、教育人材の育成や各流派における文化的価値に関する調査・記録、研究等を推進することが求められる。

今後の展望

伝統的生活文化の学術的調査・記録、研究等の推進

茶道や華道等の伝統的生活文化は、古くより我が国の生活に根づくとともに、思想や生活習慣、地域文化等を背景に細分化し、各流派が独自の発展を遂げていったと考えられる。

しかしながら、これらの流派のうち、学術的、文化的な価値を検証し、その文化的な価値が客観的に明らかとされている流派は数流派にとどまることから、伝統的生活文化の学術的調査・記録、研究等の推進することが望まれる。

伝統的生活文化に係る教育人材の育成

茶道や華道等の伝統的生活文化の指導資格保持者は全国に多く存在するが、その内、各流派の発展の経緯や思想、文化的な価値等を正確に理解し伝承できる人材は限られており、またその多くが高齢期を迎えている。伝統的生活文化の保護と着実な継承においては、それらの文化的価値等を正しく指導・教授可能な人材の育成を推進することが望まれる。

教育機関と連携した伝統的生活文化の普及啓発

伝統的生活文化の教育カリキュラム導入や検定制度の設立といった学校教育等との連携による伝統的生活文化の普及啓発は、我が国固有の文化の保護・継承のみならず、若者の健全な育成や就業意欲の向上等にもつながることが期待できる。

○ 伝統的生活文化に対する国の支援の必要性

課 題

茶道・華道の保全に向けての現在の担い手の意欲は高く、無料体験や出張授業などの伝統的生活文化に触れる機会の創出ほか、人材育成やイベントなどのソフト事業支援を求められている。実際に文化庁の委嘱事業「伝統文化親子教室」などは現場でも評価は高く、今後も継続が求められる。駅などの公共施設を展示の場として活用することへの声も多く、景観を彩る要素としての華道の役割も活用していく必要がある。

一方で、文化活動やイベントでは、規模の大きい流派が活動を独占してしまう傾向にあるという実態もあり、特定の流派に偏らず、小規模の流派も支援できる仕組みづくりが必要となる。財政支援にしても協会や連盟等への支援は最終的に小規模流派の家元まで回らないことが多いようである。茶道・華道は多くの流派に分かれ多様性を内包すること自体が無形文化財としての価値の一つでもあるため、支援にあたっては公平性が求められる。また、「伝統的生活文化」の曖昧さにより文化財保護条例での体系化が困難であることから、制度設計が必要となる。同時に、茶道・華道の担い手の高齢化に伴い、補助申請の手続きも簡易なものになるようにしていかなければならない。アンケート結果では、現在、文化庁が行っている「伝統文化親子教室事業」についても、申請書類の多さや手続きの煩雑さに辟易し、申請を辞退する方がいるとの声も聞かれた。

今後の展望

「伝統文化親子教室」等の伝統的生活文化の保護に係る支援事業の拡充

無料体験や出張授業などの伝統的生活文化に触れる機会の創出に係る事業への支援事業として「伝統文化親子教室」は非常に高い評価を得ており、今後も継続した支援が求められる。

一方、伝統的生活文化を取り巻く建築物や庭園等のハード面の支援は、有形文化財や記念物等の既存の登録・指定制度に限られていることから、活用・利用の難しさから利用を敬遠されている状況が発生している。また、その他、活動資金が潤沢ではない小規模流派等においては、日々の活動の場はもちろんのこと、広く普及啓発を行うための場を確保するための資金も不足していることが多い。

今後は、これまでの文化財体系に捉われない、利用者が活用しやすく、且つソフト面（人材育成やイベントなど）とハード面（活動の場の確保、伝統的生活文化に係る建造物の修繕支援、固定資産税の減免等）に活用可能な伝統的生活文化の保護に係る支援事業が求められる。

また、伝統的生活文化の位置づけを明確にし、保護振興を図るための制度設計が求められる。

○ 多数の流派が存在する弊害

課 題

茶道・華道は多くの流派に分かれ、それぞれが歴史を持ち、文化財としての多様性に優れているものの、一方で第三者的視点からは斯界全体の把握が難しく、客観的に評価し、文化財を保護する行政側にとって、文化財の普遍性を特定し、流派同士の公平性を守って支援することは現実には容易ではない。小規模流派は情報不足や財政不足、人員不足などの理由で、文化財の保護・活用の動きの流れに乗り遅れやすいため、分裂した流派がまとまるような取組みや横断的な組織による斯界のマネジメントが必要となる。

今後の展望

斯界のマネジメント及び ネットワーク構築支援

茶道・華道が多くの流派に分かれ、各々が魅力的で特有な発展を遂げてきた一方で、発展や分流の経緯を理由に、他流派との交流の希薄化、閉鎖的な活動範囲に陥っている流派は少なくない。

また、小規模流派は情報不足や財政不足、人員不足・高齢化などの理由により一層活動の範囲が縮小している。

伝統的生活文化の保護と活用の普及啓発においては、活動が縮小化した小規模流派等を含め、斯界全体の取りまとめる取組やマネジメント組織が必要不可欠である。それらの取組や組織の構築に在っては、各流派の文化的価値等を客観的かつ公平に評価する第三者的視点を持った支援が望まれる。